

盛土規制法の手引（案）

令和 7 年○月

群 馬 県

県土整備部建築課

1 本書の目的

この手引は、群馬県行政手続条例第5条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等の許可などの基準を定めるものです。

凡 例

法 律 ……宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

政 令 ……宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）

省 令 ……宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）

細 則 ……群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年〇月〇日群馬県規則第〇号）

告 示 ……建設省告示、国土交通省告示

2 内容

この手引は、概要編、手続編、設計編、施工編及び様式編の5編で構成されます。各編は項目ごとに章立てされており、主に「例規」、「解説」、「審査基準」、「■Point」、「行政指導指針」から成ります。各項目の記載内容は、以下のとおりです。

- 例 規：関係する法律、政令、省令、条例及び細則の条文を記載しています。
- 解 説：例規について、解釈に差異が生じないよう、県における具体的な法の解釈を記載しています。
- 審 査 基 準：法令へ適合しているかをどのような基準で判断するかを具体的に記載しています。
- P o i n t：参考にした書籍等、補足情報を記載しています。
- 行政指導指針：法令によらないものの、適合することが望ましい基準を記載しています。

3 適用及び運用

この手引は、盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該工事に関して他の法令による規制がある場合には、当該法令にも適合させてください。

なお、本手引の適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本手引によらないことができます。また、本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4 参考・引用文献

都市計画法に基づく開発許可制度の手引（群馬県、令和 6 年 4 月）

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日国官参宅第 12 号）

盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省、農林水産省、林野庁、令和 5 年 5 月）

宅地造成の実務（山崎 慶一編著、昭和 62 年 10 月）

道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成 24 年 7 月）

道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年度版）

道路土工 切土工・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成 21 年 6 月）

道路土工 仮設構造物工指針（（社）日本道路協会、平成 11 年 3 月）

建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、令和元年 11 月）

建築土のための擁壁設計入門（藤井 衛, 渡辺桂勝, 品川恭一、2019 年 3 月）

地すべり防止技術指針及び同解説（国土交通省, 独立行政法人土木事務所、平成 20 年 4 月）

自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（（一社）鋼管杭・鋼矢板技術協会,（一社）先端建設技術センター、平成 29 年 3 月）

目次

第 1 章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的	2
1.2 用語の定義	3
1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	9

第 2 章 工事の許可等

2.1 手続の要否の判定	10
2.2 許可を要する工事	11
2.3 届出を要する工事	13
2.4 許可又は届出が不要となる工事	15
2.5 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）	21
2.6 許可対象行為の考え方（土石の堆積）	24
2.7 国又は都道府県の特例	25
2.8 みなし許可	26
2.9 法に適合していることの証明書の交付	27
2.10 関係法令	28

第 3 章 土地の保全

3.1 土地の保全	30
-----------	----

第 4 章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ	34
4.2 標準処理期間	36
4.3 許可申請又は届出に必要な書類等	36
4.4 代理申請	46
4.5 申請手数料	47
4.6 許可又は不許可の通知	49
4.7 許可情報の公表	50

第 5 章 許可基準

5.1 住民への周知	51
5.2 技術的基準への適合	55
5.3 資力・信用	56
5.4 工事施行者の能力	57
5.5 土地所有者等の同意	58
5.6 設計者の資格	59
5.7 土石の堆積に関する工事の期間	61

第 6 章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出	62
6.2 擁壁等を除却する工事の届出	65
6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	66

第 7 章 地盤に関する技術的基準

7.1 崖面天端の排水	68
7.2 盛土	69
7.3 切土	76

7.4 渓流等における盛土	80
---------------	----

第8章 擁壁に関する技術的基準

8.1 擁壁の設置義務	82
8.2 擁壁の構造	84
8.3 擁壁の基礎地盤	86
8.4 擁壁の根入れ	93
8.5 擁壁の設計	96
8.6 構造細目	102

第9章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

9.1 要求性能	109
9.2 設計定数	111
9.3 土圧の算定	114
9.4 安定性	121
9.5 部材の応力	123

第10章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

10.1 崖面崩壊防止施設の設置	125
10.2 崖面崩壊防止施設の設計	126
10.3 崖面崩壊防止施設の種類及び選定	127
10.4 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項	127

第11章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

11.1 法面の保護	128
------------	-----

第12章 軟弱地盤対策

12.1 軟弱地盤の概念	135
12.2 軟弱地盤対策の検討	135
12.3 軟弱地盤対策工の選定	135
12.4 軟弱地盤対策の各工法の設計及び施工	135

第13章 地盤の液状化

13.1 液状化対策の基本	136
13.2 液状化地盤の確認・調査	136
13.3 液状化地盤の判定	136
13.4 液状化対策工法の検討	136

第14章 排水工に関する技術的基準

14.1 排水工の分類	137
14.2 排水工（管渠）	139
14.3 表面排水工	140
14.4 地下排水工	150

第15章 土石の堆積に関する技術的基準

15.1 土石を堆積する土地の基準	157
15.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置	159
15.3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置	160
15.4 自立式鋼矢板の設計	162

第 16 章 工事施行に係る手続

16.1 着手の届出	171
16.2 変更の許可又は届出	172
16.3 軽微な変更	174
16.4 工事の中止・廃止・再開	175
16.5 許可に基づく地位の承継	175

第 17 章 検査等

17.1 中間検査の概要	176
17.2 完了検査等の概要	177
17.3 検査等受検の流れ	178
17.4 検査項目	180
17.5 土石の堆積前の確認	183

第 18 章 定期報告

18.1 定期報告	184
18.2 報告の頻度	184
18.3 報告の方法・内容	185

第 19 章 施工上の留意事項

19.1 盛土	187
19.2 切土	190
19.3 擁壁	191
19.4 土石の堆積	194

第 20 章 罰則

20.1 罰則	195
---------	-----

第 21 章 様式一覧

21.1 国様式	194
21.2 県様式	230
21.3 参考様式	254

概要編

第 1 章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的

法 律

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

1.2 用語の定義

1.2.1 宅地

法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

政令

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

省令

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

解説

盛土規制法における「宅地」の定義は、図 1-1に示すとおりです。

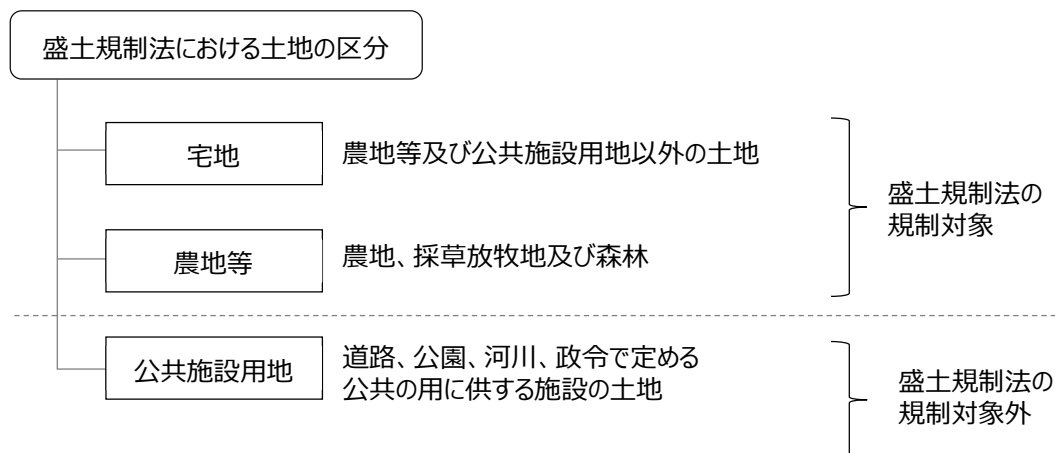


図 1-1 盛土規制法における土地の区分

Point

・公共施設用地のうち公園とは、①都市公園法による公園、②国又は地方公共団体が管理する公園、③自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設をいいます。

参考：図1-1 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P63

1.2.2 土地の形質変更

法 律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 略
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

政 令

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが一メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

盛土規制法における「土地の形質変更」の定義は、図 1-2 及び図 1-3 に示すとおりです。

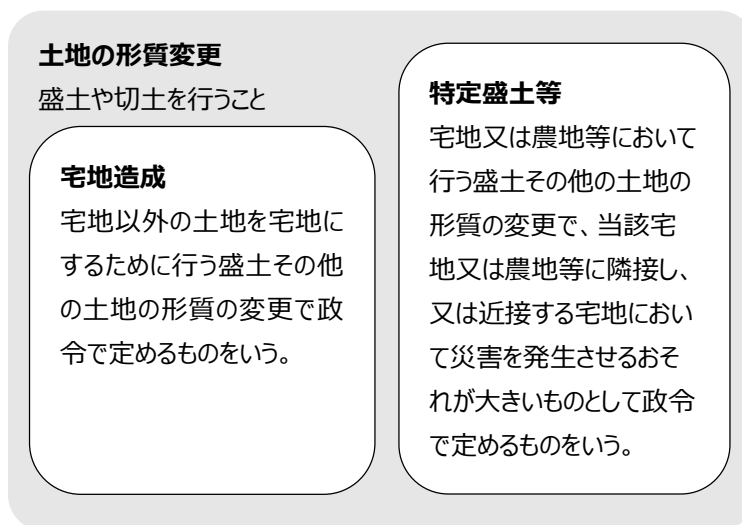


図 1-2 土地の形質変更の定義

Point

・本手引において、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と定義します。また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と定義します。

参考：図1-2 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P64

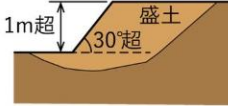
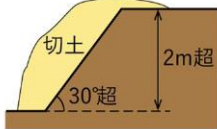
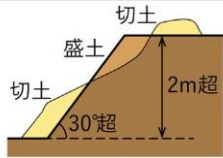
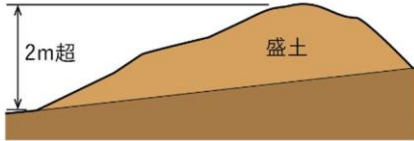
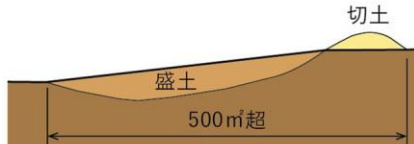
① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
④ 盛土で高さが 2m 超となるもの（①、③を除く） （崖を生じないもの）	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超となるもの（①～④を除く） （盛土又は切土のみの場合も含む）	

図 1-3 土地の形質変更（盛土・切土）の定義

[盛土と埋戻し]

- ・ 盛土とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為とする。
- ・ 埋戻しとは、周辺の地盤高まで土を充填する行為とする。

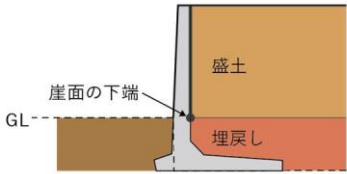
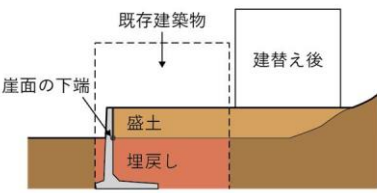
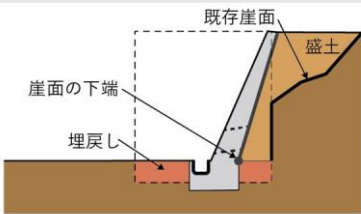
RC擁壁の設置	
建築物の建替え	
建築物の除却	

図 1-4 盛土と埋戻し

Point

- ・ 土地の形質変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。

参考：図 1-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P64

1.2.3 崖

政 令

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。

[分離された崖の考え方]

① 一体の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合、一体の崖とみなす。

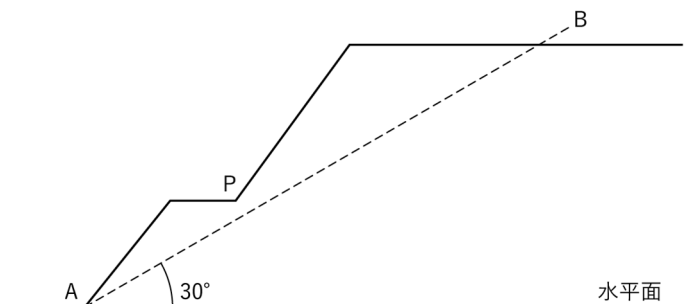


図 1-5 一体の崖とみなすケース

② 別の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合、別の崖とみなす。

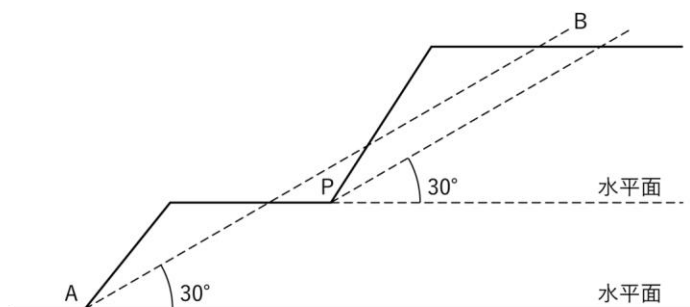


図 1-6 別の崖とみなすケース

1.2.4 土石の堆積

法 律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

政 令

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、図 1-7 に示すとおりです。

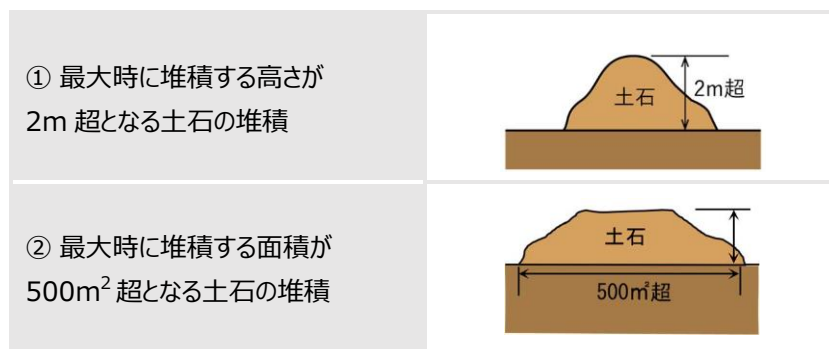


図 1-7 土石の堆積の定義

盛土規制法においては、植物遺骸由来の有機物や改良材を含む土砂、土石と同様の性状にした建設副産物も土石として取り扱います。

土石の堆積は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り、残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。

「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指すものとします。「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ・ 地盤を構成する材料のうち、粒径 75 ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ・ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの。
- ・ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ・ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。）第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

■Point

- ・一定期間とは、許可日から 5 年以内です。

1.2.5 工事主・工事施行者

法 律

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

解説

盛土規制法における「工事主」とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者をいいます。

また、盛土規制法における「工事施行者」とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者をいいます。

1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

法 律

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大い市街地若しくは市街地となる土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

解説

「宅地造成等工事規制区域」とは、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等が指定する区域です。区域内で新たに行われる工事の規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行います。

「特定盛土等規制区域」とは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等が指定する区域です。区域内で新たに行われる工事に関する規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行います。

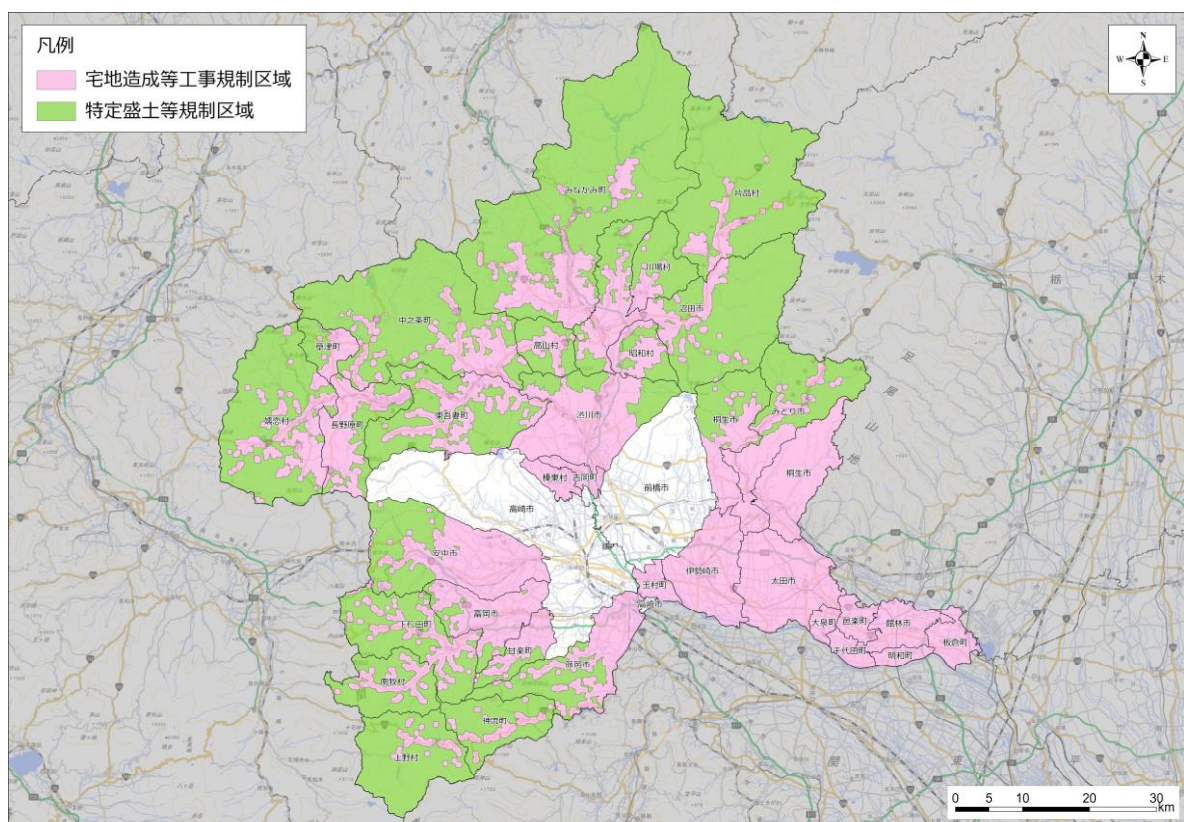


図 1-8 県における規制区域の指定状況

Point

・群馬県では、前橋市及び高崎市を除く県内全域を群馬県知事が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定します。

なお、前橋市及び高崎市については、各市長が規制区域の指定をします。

第 2 章 工事の許可等

2.1 手続の要否の判定

図 1-9 を参照し、申請の要否を確認してください。

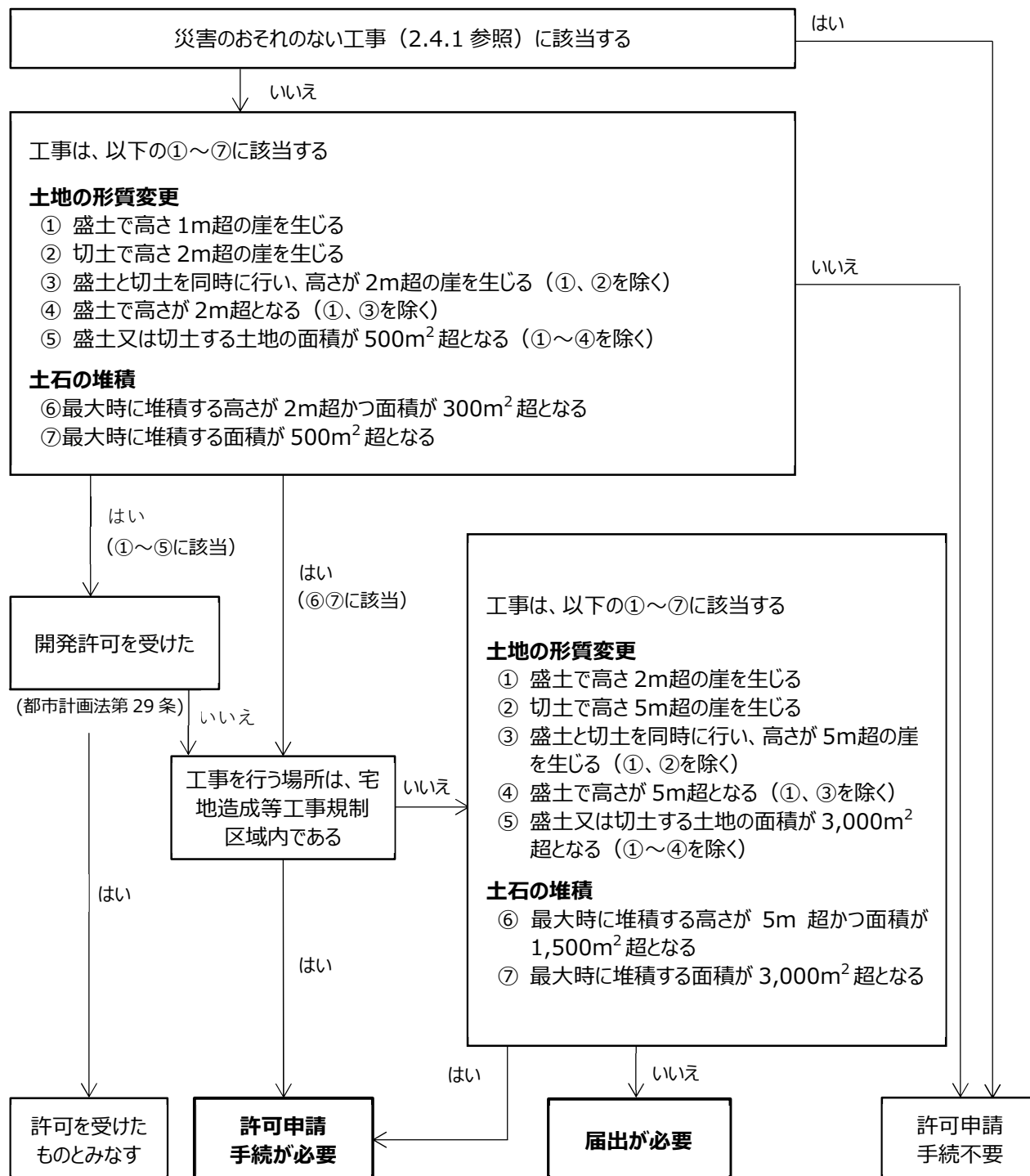


図 1-9 盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー

2.2 許可を要する工事

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれがあるものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政 令

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの（特定工程等）

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 略

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 1-13 に示すとおりです。

なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、図 1-10 及び図 1-11 に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断します。

また、分離された崖が一体の崖である場合には、図 1-12 に示すとおり、一体の崖としての高さで許可対象となるか否かを判断します。

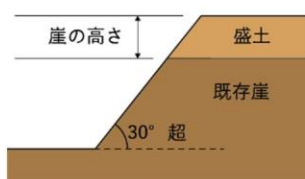


図 1-10 崖の高さ（盛土）

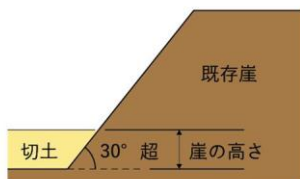


図 1-11 崖の高さ（切土）

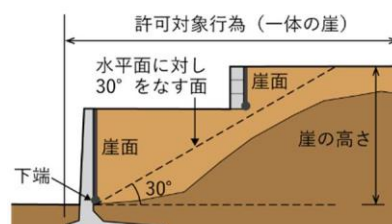


図 1-12 崖の高さ（一体の崖）

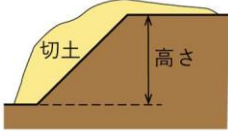
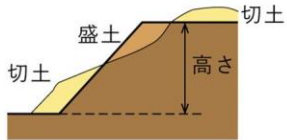
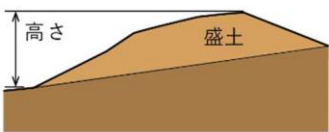
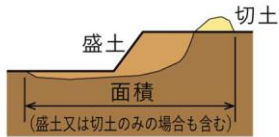
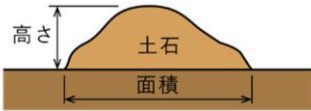
	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	④ 盛土で高さが5m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるもの (①～④を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000m ² 超となるもの (①～④を除く)	
一時的な土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500m ² 超となる土石の堆積	
	② 最大時に堆積する面積が500m ² 超となる土石の堆積	② 最大時に堆積する面積が3,000m ² 超となる土石の堆積	

図 1-13 許可が必要となる工事の規模

■Point

- ・高さが 2m 以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。
- ・土石の堆積を行う土地の面積が 300m² を超えない場合は、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。

2.3 届出を要する工事

法 律

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、図 1-14 に示す届出対象の規模に該当する工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する日の 30 日前までに、届出書及び添付書類を提出する必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係区市町村長に通知されます。

なお、都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、別途の届出は不要です。

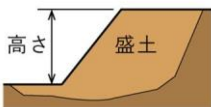
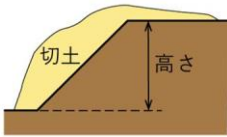
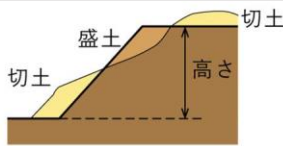
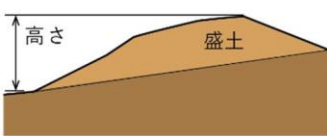
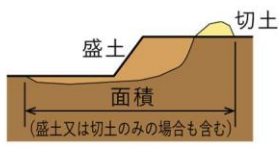
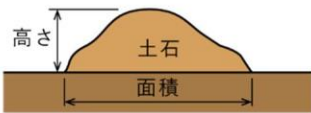
	特定盛土等 規制区域	イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるもの（①～④を除く）	
一時的な土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m ² 超となる土石の堆積	
	⑦ 最大時に堆積する面積が500m ² 超となる土石の堆積	

図 1-14 届出が必要となる工事の規模

2.4 許可又は届出が不要となる工事

2.4.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

政 令

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

※特定盛土等規制区域については、令第二十九条で同様に規定

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

省 令

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社

ハ 日本下水道事業団

ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

ホ 独立行政法人水資源機構

ヘ 独立行政法人都市再生機構

九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

解説

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、以下の工事については災害のおそれがないと認められるため、盛土規制法の規制対象とはなりません。許可又は届出は不要です。

[他の法令等により確認が行われるもの]

以下の法令等に基づく事業をいう。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

Point

- ・ 土地改良事業に準ずる事業の場合には、土地改良事業計画基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。

[一定規模以下の工事]

図 1-15 に示すものをいう。

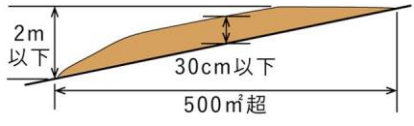
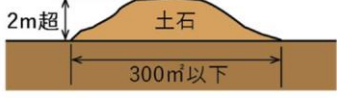
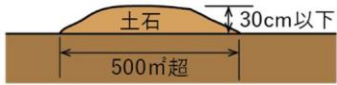
土地の 形質変更	高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	
土石の 堆積	土石の堆積を行う土地の ・地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超 ・面積が300㎡以下	
	土石の堆積を行う土地の ・面積が500㎡超 ・地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下	

図 1-15 許可・届出不要の工事

[工事の施行に付随して行う土石の堆積]

以下に示すとおり、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きをいう。

- ・「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指す。
- ・「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- ・「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱う。
- ・「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

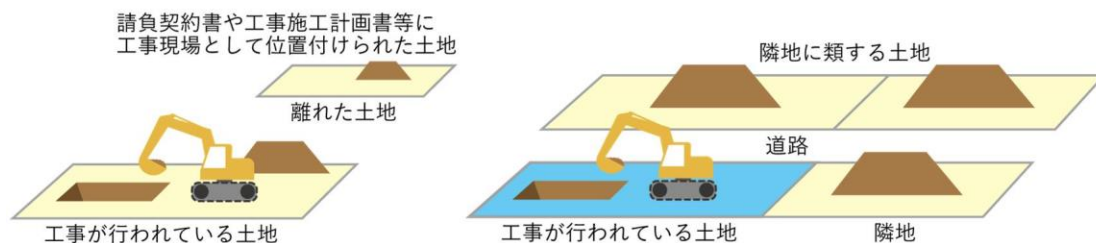


図 1-16 土石を堆積する場所

Point

- ・工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事で発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされることから、盛土規制法の許可対象外とします。
- ・隣地等とは、工事現場の隣地のほか、道路を挟んだ向かいの土地等を指します。

堆積期間

原則として本体工事の着工から完了までの期間

行政指導指針

・工事に付随する土石の堆積であり、許可不要となる条件に合致していることが客観的に確認できるよう、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を現場に掲示することが望ましい。

Point

・工事現場として位置付けられた土地については、個別に相談することが望ましい。

2.4.2 その他の許可不要の工事

[建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し]

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取り扱う。

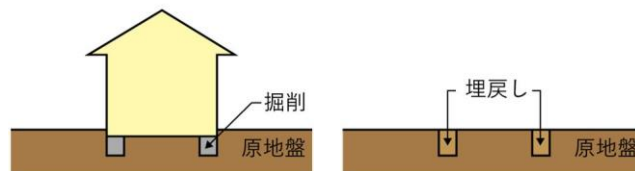


図 1-17 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

Point

・建築物の解体に伴う埋戻しにより、許可対象規模を超える新たな崖面が発生する場合、許可が必要となります。

[道路後退に伴う造成]

道路後退に伴う造成により、民地に許可対象規模以上の崖面が生じる場合、当該造成は許可対象です。

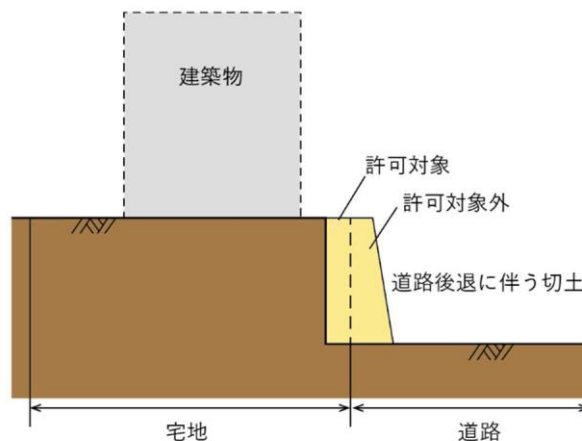


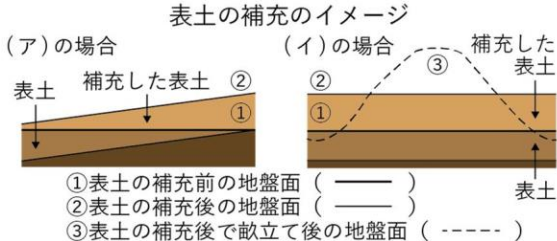
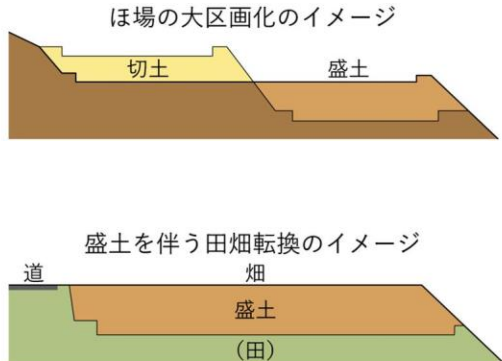
図 1-18 道路後退に伴う造成

[土地の形質を維持する行為]

次の行為は土地の形質を維持する行為とみなす。

- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（表 1-1 参照）

表 1-1 土地の形質を維持する行為（農政部局が判断する）

区分	主な行為	補足説明等
土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） ↓盛土規制法の規制対象外	耕起、代かき、整地、畝立て 土壌改良材（たい肥等）の投入※ ¹ 表土の補充※ ² ・※ ³ けい畔の新設・補修・除去 農業用暗渠排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 耕作道の維持管理 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	※ 1：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとならない。 ※ 2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が（ア）降雨によって流出した場合や（イ）特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。  表土の補充のイメージ (ア)の場合 (イ)の場合 ①表土の補充前の地盤面 (———) ②表土の補充後の地盤面 (———) ③表土の補充後で畝立て後の地盤面 (-----) ※ 3：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第 8 条第 10 号ロを踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの。 ※ 4 通常の営農行為に該当するかどうかについては、事業計画地を所管する市町村の農地転用担当部局（農業委員会等）に確認をお願いします。
土地の形質の変更に該当する行為 ↓盛土規制法の規制対象となりうる行為	ほ場の大区画化・均平・勾配修正 盛土を伴う田畑転換 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農業用施設用地の整備 農道の整備	 ほ場の大区画化のイメージ 切土 盛土 盛土を伴う田畑転換のイメージ 道 畑 盛土 (田)

Point

引用：表 1-1 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P70

2.4.3 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可不要です。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30°以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

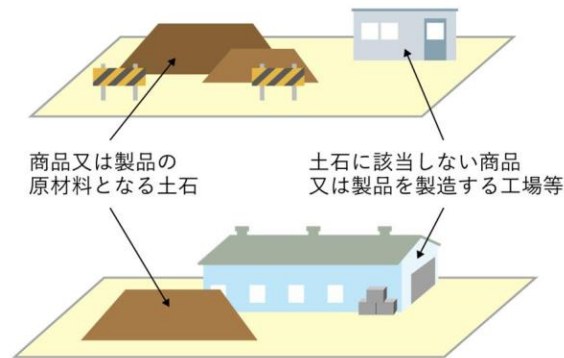


図 1-19 規制対象とならない土石の堆積

■Point

- ・主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。

2.5 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）

2.5.1 盛土等を行う土地の面積が 500m² を超える場合

政 令

（土石の堆積）

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 略

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

省 令

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第八条 一～九 略

十 略

イ 略

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

[面積の考え方]

・許可対象規模について

図1-20のように、盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が30cmを超える部分（A）と30cmを超えない部分（B）がある場合は、30cmを超える部分の面積の合計で許可対象規模又は届出対象規模に該当するかを判断する。

・審査対象について

図1-20で、標高差30cmを超える盛土等の面積（A）が500m²を超える場合であつて、30cmを超えない部分（B）と一体性が認められる場合においては、30cmを超えない部分も審査対象とする。

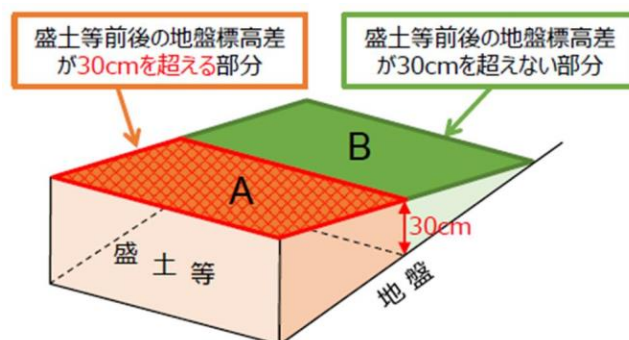


図 1-20 盛土等を行う一部が許可対象となる範囲

Point

参考：図 1-21 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P66 一部修正

[建築に伴う掘削を同時に行う場合の考え方]

図 1-21 に示すとおり、盛土又は切土をする土地の面積に建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含まない。

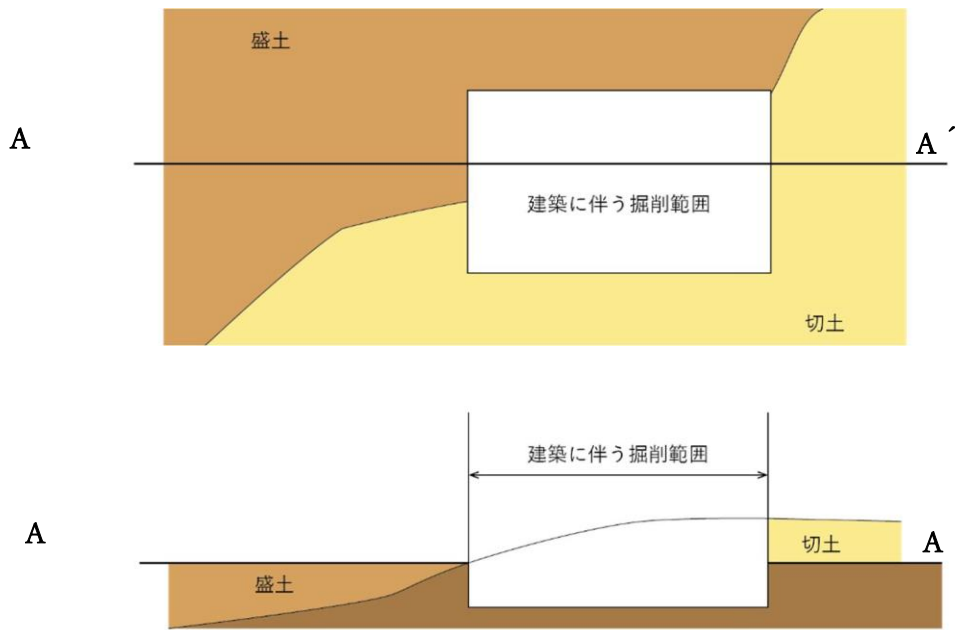


図 1-21 建築に伴う掘削範囲

Point

- ・土地の形質変更⇒概要編 用語の定義
- ・土石の堆積⇒概要編 用語の定義
- ・許可対象行為の考え方は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域ともに共通です。

2.6 許可対象行為の考え方（土石の堆積）

2.6.1 繰返し行われる堆積行為の一体性

同一ストックヤード内の盛土等の一体性の判断は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断し、許可対象外規模の土石の堆積を複数に分けて行う場合であっても、一体性とみなされ、全体が許可対象規模を超える場合には、規制対象となる。

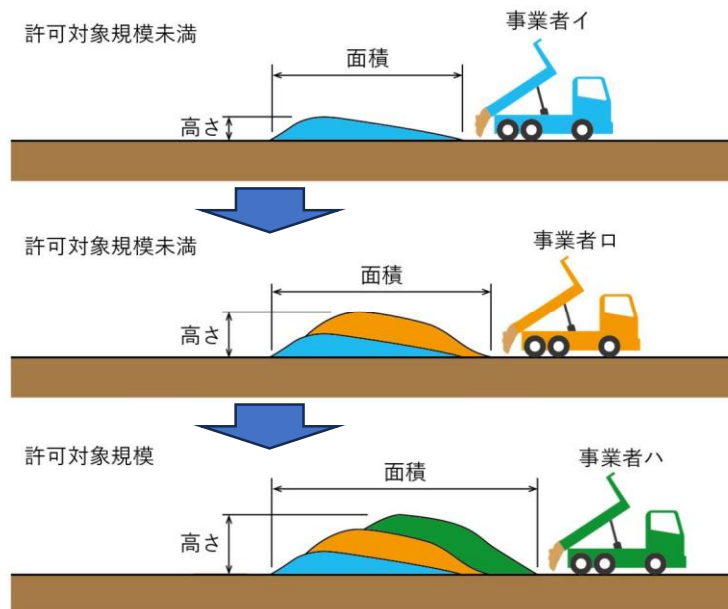


図 1-22 繰返し行われる土石の堆積の一体性

Point

・機能的に一体とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の堆積が行われ、相互に関連している場合を指します。

2.7 国又は都道府県の特例

法 律

（許可の特例）

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条で同様に規定

細 則

（国等の協議）

第七条 国又は都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「国等」という。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第七条第一項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第七条第二項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

3 国等は、特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第六十三条第一項第一号に掲げる書類（省令第七条第一項第八号及び第九号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

4 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第六十三条第二項第一号に掲げる書類（省令第七条第二項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）及び第五条第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

解説

国、県又は中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

2.8 みなし許可

法 律

(許可の特例)

第十五条 1 略

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十四条で同様に規定

(変更の許可等)

第十六条 1～4 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

解説

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。当初の開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされます。みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となります。

[みなし許可となった場合に適用される盛土規制法の規定]

- ・ 定期の報告
- ・ 中間検査の受検
- ・ 標識の掲示 など

施行時特例市で開発許可権限を有している伊勢崎市及び太田市並びに開発許可の権限を移譲している桐生市、館林市及び藤岡市に対しては、開発許可によるみなし許可に係る盛土規制法の事務の権限を移譲しています。詳細は各市までご連絡願います。

表 1-2 開発許可によるみなし許可に係る盛土規制法の事務処理市一覧

名称	事務担当課	郵便番号	所在地	電話番号	開発許可
桐生市	建築指導課	376-8501	桐生市織姫町 1-1	(直通) 0277-48-9034	事務処理市
伊勢崎市	建築指導課	372-8501	伊勢崎市今泉町二丁目 410	(直通) 0270-27-2792	施行時特例市
太田市	建築指導課	373-8718	太田市浜町 2-35	(直通) 0276-47-1837	施行時特例市
館林市	都市計画課	374-8501	館林市城町 1-1	0276-72-4111 (内線) 410	事務処理市
藤岡市	都市計画課	375-8601	藤岡市中栗須 327	(直通) 0274-40-2824	事務処理市

Point

・標識について、みなし許可となった場合、開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものの両方の標識の掲示が必要となります。

2.9 法に適合していることの証明書の交付

省 令

（法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

細 則

（証明書の交付）

第十六条 省令第八十八条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、証明申請書（別記様式第十六号）を知事に提出しなければならない。

解説

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

2.10 関係法令

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可又は届出を要する場合があります。

表 1-2 に関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 1-3 は市町村における条例等を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 1-3 関係法令

法令	対象区域	所管部署
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	県内全域（土地の区画形質の変更を伴う5 ha以上の開発事業）	地域創生課
土壌汚染対策法	県内全域（前橋市・高崎市を除く）	環境保全課
群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例	県内全域（前橋市・高崎市・藤岡市・板倉町・邑楽町を除く）	廃棄物・リサイクル課
自然公園法	国立・国定自然公園内	自然環境課
群馬県自然環境保全条例	群馬県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	
群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例	生息地等保全地区	
森林法	地域森林計画対象の民有林	林政課
	保安林等	森林保全課
農地法	市街化区域以外の農地	農業構造政策課
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内	
河川法	河川保全区域、河川立体区域の直上、河川保全立体区域	河川課
採石法	岩石採取場	砂防課
砂利採取法	砂利採取場	
砂防法	砂防指定地内	
地すべり等防止法	地すべり防止区域内	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	
都市計画法	都市計画区域内	都市計画課
	都市計画区域外	都市計画課 建築課
群馬県立公園条例	県立公園	都市整備課 自然環境課

表 1-4 市町村の条例等

市町村	名称
桐生市	桐生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
	桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
伊勢崎市	伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
	伊勢崎市景観まちづくり条例

	伊勢崎市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
太田市	太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	太田市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
沼田市	沼田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	沼田市地域開発事業指導要綱
	沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱
館林市	館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	館林市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
渋川市	渋川市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	渋川市宅地開発指導要綱
藤岡市	藤岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	藤岡市宅地開発指導要綱
富岡市	富岡市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
安中市	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	安中市地域開発事業指導要綱
みどり市	みどり市土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	みどり市土地開発事業指導要綱
榛東村	榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	榛東村土地開発指導要綱
吉岡町	吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	吉岡町土地開発指導要綱
上野村	上野村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
神流町	神流町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
下仁田町	下仁田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
甘楽町	甘楽町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	甘楽町土地開発事業指導要綱
中之条町	中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
長野原町	長野原町景観条例
	長野原町開発事業等の適正化に関する条例
嬬恋村	嬬恋村景観条例
	嬬恋村開発事業等の適正化に関する条例
草津町	草津町景観まちづくり土地開発事業等指導要綱
高山村	高山村開発事業等の適正化に関する条例
	高山村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
東吾妻町	東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例
片品村	片品村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
川場村	川場村土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	川場村みんなでつくる美しいむら条例
昭和村	昭和村景観条例
	昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則
みなかみ町	みなかみ町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	みなかみ町景観条例
玉村町	玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	玉村町景観条例

板倉町	板倉町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例
	板倉町宅地開発指導要綱
	板倉町風景条例
明和町	明和町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
千代田町	千代田町土砂等による埋立て等の規制に関する条例
	千代田町土地開発事業指導要綱
大泉町	大泉町開発事業指導要綱
邑楽町	邑楽町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
	邑楽町土地開発事業指導要綱

第3章 土地の保全

3.1 土地の保全

法律

(土地の保全等)

第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

※特定盛土等規制区域については、法第四十一条で同様に規定

(改善命令)

第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

※特定盛土等規制区域については、法第四十二条で同様に規定

解説

本条は、土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関する規定です。

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

Point

・規制区域の指定前に工事が行われた土地についても、保全の努力義務の対象です。

維持管理の主体

盛土等の管理は、土地所有者が行ってください。

土地所有者が複数に分かれる場合は、各所有者が自らの土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要です。

維持管理の方法

盛土等の維持管理として、日常的に点検や清掃を実施し、必要に応じて補修等を行ってください。維持管理の具体的な内容については表 1-4 を参照してください。

表 1-5 日常的な維持管理の内容と実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の内容	実施頻度	点検実施のタイミング	
				大地震後	豪雨前後
災害発生 の兆候の把握	盛土上面、盛土（切土）法面、擁壁	・盛土上面や盛土（切土）法面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・法面地山からの湧水	年2 回 程 度	○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、法面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか			○
	その他	・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※ ¹			○※ ²
災害防止 措置の機能維持	抑止工 （地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施※ ¹		○	
	法面保護工 （モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	・擁壁や法面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修		○	
	崖面崩壊防止施設 （大型かご枠工）、かご工（ふとんかご工）	・大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認※ ³ ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討		○	○
	植生工	・盛土法面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育による法面の侵食防止等の観点から、豪雨時においての植生の喪失や倒木の有無、日常においては、地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施		○	○
	排水施設 （地表水、地下水）	・盛土上面や法面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 ・地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施※ ¹			○

■Point

※ 1 : 実施方法等は専門家に相談が必要。

※ 2 : 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい。

※ 3 : 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない。

参考： 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和 5 年 5 月）

一部加工修正 P4-2、P4-4

2 手続編

第4章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 2-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 2-2 に示しています。許可申請書等書類は、申請対象地を管轄する各土木事務所（建築係）で申請受理し、その後進達され群馬県建築課で審査となります。

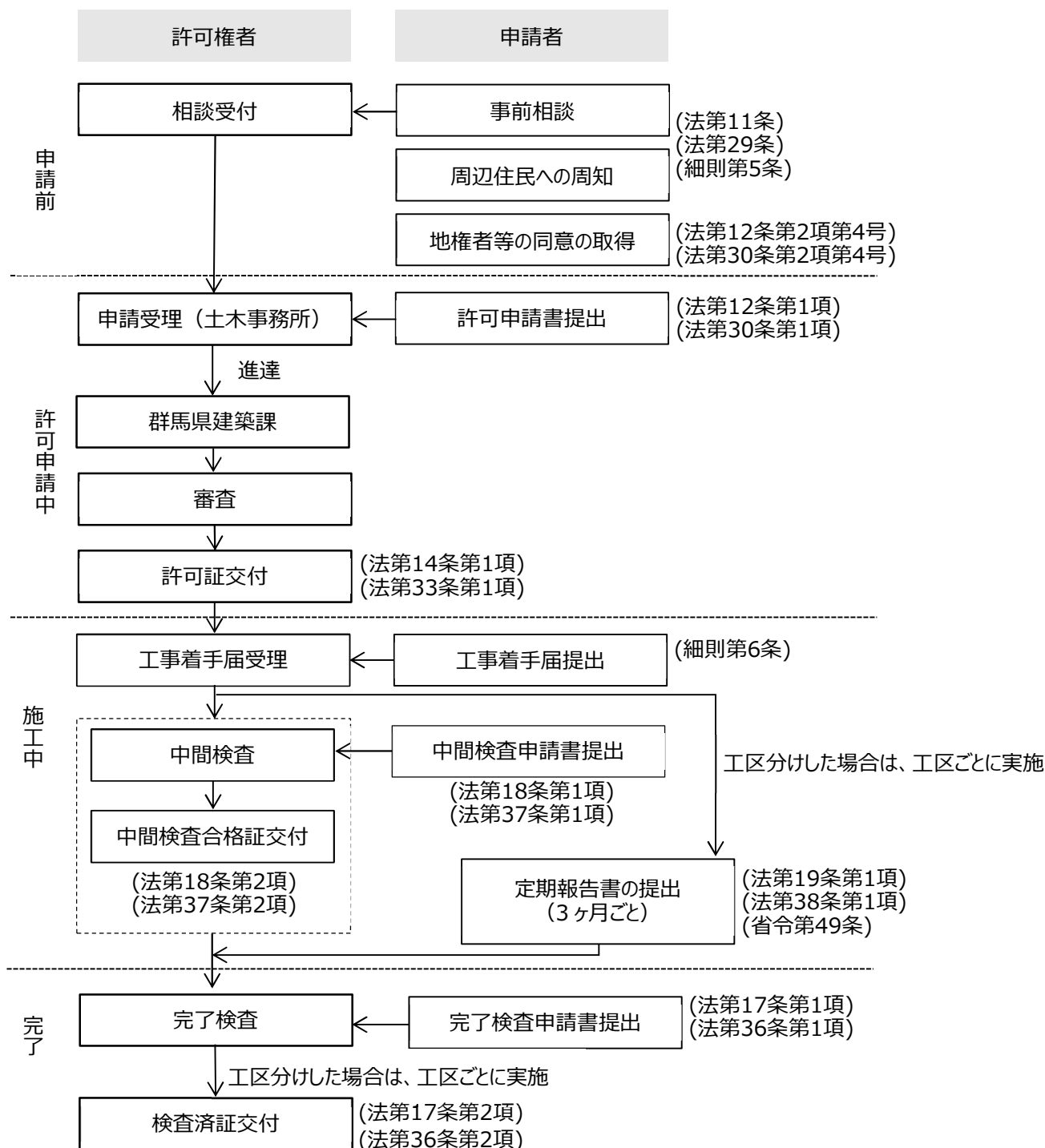


図 2- 1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

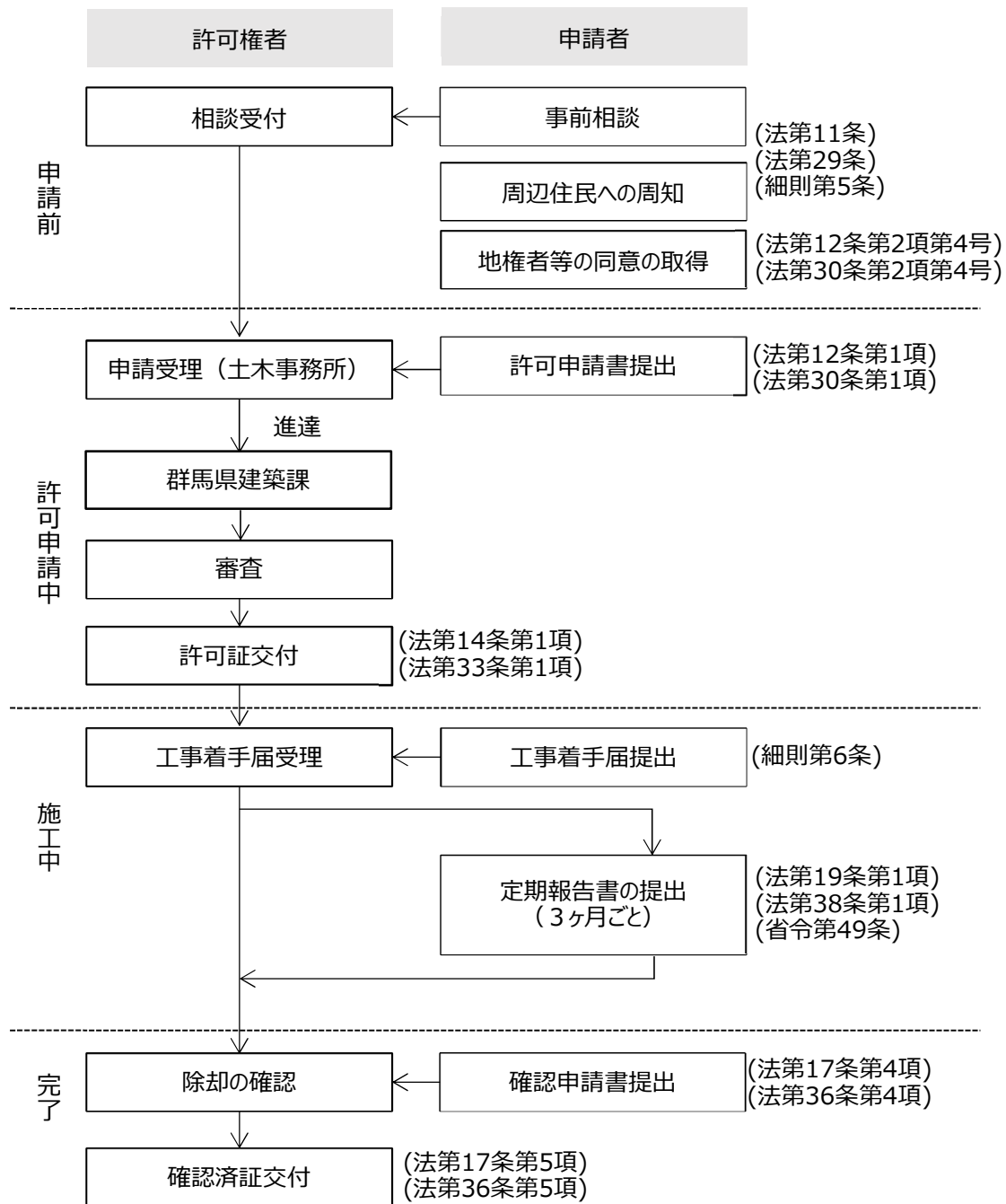


図 2-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

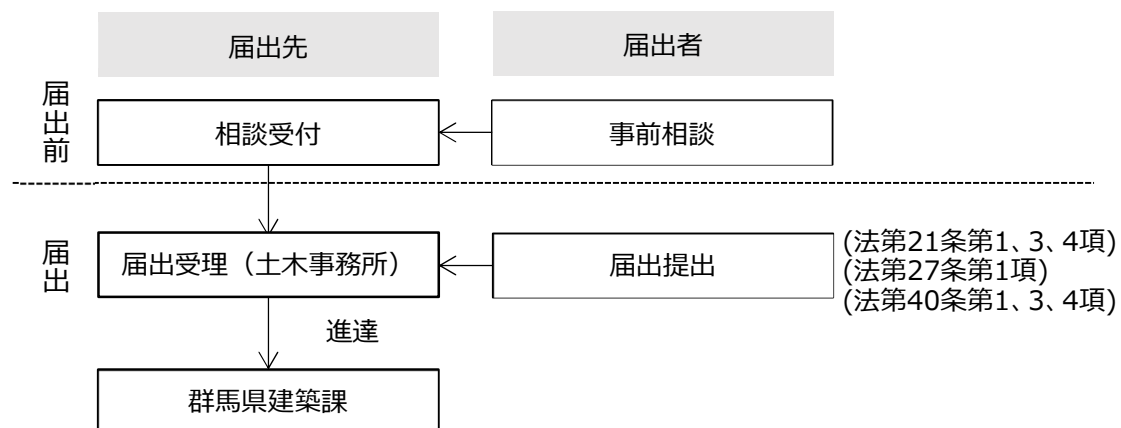


図 2-3 届出に関する工事の手続の流れ

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

県では、標準処理期間を次のように定めています。

表 2-1 標準処理期間

項目	経由事務（日）	処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	4	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可	4	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了検査	4	14
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査	4	14
土石の堆積に関する工事の許可	4	14
土石の堆積に関する工事の変更許可	4	14
土石の堆積に関する工事の除却確認	4	14

4.3 許可申請又は届出に必要な書類等

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請の際は、正本 1 部、副本 2 部の計 3 部を提出してください。

申請書の提出先は工事等を行う場所により異なります。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-3 から表 2-7 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

表 2-2 申請又は届出の提出先

提出先	郵便番号/所在地	電話番号	受理範囲
前橋土木事務所 (建築係)	371-0051 前橋市上細井町 2142-1	(直通) 027-234-4215	伊勢崎市、渋川市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、佐波郡玉村町
高崎土木事務所 (建築係)	370-0805 高崎市台町 4-3	(直通) 027-322-4300	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町
中之条土木事務所 (建築係)	377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 709-1	0279-75-3047	吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬬恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町
沼田土木事務所 (建築係)	378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-24-5511	沼田市、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、利根郡みなかみ町
太田土木事務所 (建築係)	373-0033 太田市西本町 60-27	(直通) 0276-32-2937	桐生市、太田市、みどり市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町

表 2-3 審査機関

審査機関	郵便番号/所在地	電話番号	審査範囲
群馬県 (建築課)	371-8570 前橋市大手町一丁目1-1	(直通) 027-226-3704	県内全域 (中核市を除く)

表 2-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 1 項 省令第 63 条第 1 項	☐ 許可申請書	様式第 2	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 1 項第 1 号	☐ 届出書	様式第 19	－	○
3	構造計算書				
	省令第 7 条第 1 項第 2 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	○	－
4	安定計算書				
	令第 7 条第 2 項第 2 号 令第 8 条第 1 項第 1 号 省令第 7 条第 1 項第 3 号、4 号、12 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号、2 号	☐ 土質試験等に基づく地盤の安定計算書 ☐ 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場合 ①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地	○	－
5	設計者の資格を証する書類				
	令第 22 条 省令第 7 条第 1 項第 5 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 建設省告示第 1005 号 細則第 5 条	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に 1 年以上在学したことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又は一級建築士）	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要な書類は設計者により異なるため、5.6 を参照すること	○	－
6	現況写真				
	省令第 7 条第 1 項第 6 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号	☐ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
7	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 1 項第 7 号、8 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 (省令第 58 条第 1 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	○	○

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第 7 条第 1 項第 9 号、 12 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 5 条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約する書類 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類 工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 所得税の納税証明書（最近 3 年間） 工事主が法人場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ）	住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ。	○	—

綴じ順	書類名				書類の要否	
		根拠規定	内容	備考	申請	届出
			☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類			
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類					
		省令第7条第1項第10号、12号 省令第63条第1項第1号 細則第5条	☐ 不動産登記法第十四条第一項に規定する地図の写し又は、同法同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し ☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書		○	—
10	周辺住民への周知を行ったことを証する書類					
		法第11条 省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号 細則第5条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） ----- 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 ----- 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの		○	—
11	排水能力を確認する書面					
		省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号)	☐ 排水計算書 ☐ 排水端末の接続許可を証する書類		○	○
12	施行者の能力を証する書類					
		法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号) 細則第5条	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6を参照すること	○	○

表 2-5 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
13	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		○	○
14	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	○	○
15	土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー その他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること	○	○
16	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○
17	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上		○	○
18	崖の断面図	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○	○
19	擁壁の断面図	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上		○	○
20	擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上		○	○

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
21	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上		○	○
22	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○	○
23	求積図	・盛土又は切土をする土地の部分	指定なし		○	○
24	擁壁展開図	・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法	指定なし		○	○
25	排水施設の設計に係る書類				○	○

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-8 から表 2-11 のとおりです。

表 2-6 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	様式第 4	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書	様式第 20	－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの。）若しくは個人番号カードの写し（表面のみ）。	○	○

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
7	申請者の資力・信用確認書類				
		☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約する書類 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類		○	—
		工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 所得税の納税証明書（最近 3 年間）			
	省令第 7 条第 2 項第 7 号、第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 技術的助言 別紙 細則第 5 条	工事主が法人場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ。		

綴じ順	書籍名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第2項第8号、 10号 省令第63条第2項第1号 細則第5条	☐ 不動産登記法第十四条第一項に規定する地図の写し又は、同法同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し ☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書		○	—
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第11条 省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号 細則第5条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの		○	—
10	施行者の能力を証する書類				
	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号 省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 (省令第58条第2項第2号) 細則第5条	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.4を参照すること	○	○

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
11	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		○	○
12	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	○	○
13	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	○	○
14	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○
15	求積図	・土石の堆積を行う土地の部分	指定なし		○	○
16	排水施設の設計に係る書類				○	○

4.4 代理申請

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要です。

代理の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

Point

委任状：⇒様式編

- ・盛土規制法における設計図書の作成は、行政書士ではなく有資格者が行う必要があります。
- ・建築を伴う場合には、建築士による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）

4.5 申請手数料

申請に当たっては、群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例に定める手数料が必要です。手数料の額は表 2-12 から表 2-14 のとおりです。

表 2-8 事務別申請手数料①

宅地造成・特定盛土等		
切土または盛土をする土地の面積	手数料	
500m ² 以内のもの	1 件につき	15,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	26,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	37,000 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	55,000 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	66,000 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	89,000 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	141,000 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	216,000 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	336,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	475,000 円
100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	613,000 円

表 2-9 事務別申請手数料②

土石の堆積		
土石の堆積をする土地の面積	手数料	
500 m ² 以内のもの	1 件につき	13,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	16,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	18,000 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	21,000 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	29,000 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	33,000 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	39,000 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	53,000 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	72,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	106,000 円
100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	129,000 円

表 2-10 事務別申請手数料③

中間検査		
中間検査をする土地の面積	手数料	
500 m ² 以内のもの	1 件につき	3,700 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	3,700 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	3,700 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	1 件につき	3,700 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	5,600 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	5,600 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	5,600 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	9,400 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	16,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	28,000 円
100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	39,000 円

※変更許可手数料

- ・工事計画の変更：面積の区分に応じた手数料の 1 / 10
- ・面積増加の変更：増加する面積の区分に応じた手数料
- ・その他の変更：10,000 円

4.6 許可又は不許可の通知

法 律

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、法第三十三条で同様に規定

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施工に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

Point

・工事の着手とは、土地の形質変更の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指します。

4.7 許可情報の公表

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、省令第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を HP 等により公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

法律

(住民への周知)

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第二十九条で同様に規定

省令

(住民への周知の方法)

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。

細則

(住民への周知措置を講じたことを証する書類の様式)

第七条 省令第七条第一項第十一号及び第二項第九号に規定する、法第十一条又は第二十九条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類の様式は、別記様式第四号とする。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

審査基準

[周知の方法]

次のいずれかの方法により行うこと。災害が生ずるおそれが特に大きい土地において、高さ 15m超の盛土をする場合は①による周知を必須とする。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

[周知範囲]

表 2-10 に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行うこと。

■Point

災害が生ずるおそれが特に大きい土地⇒設計編 渓流等における盛土

- ・工事内容を掲載するウェブページは、工事主自身でご準備ください。
- ・平地盛土とは、勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。
- ・腹付け盛土とは、勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。
- ・谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。

表 2-11 住民への周知を行う範囲

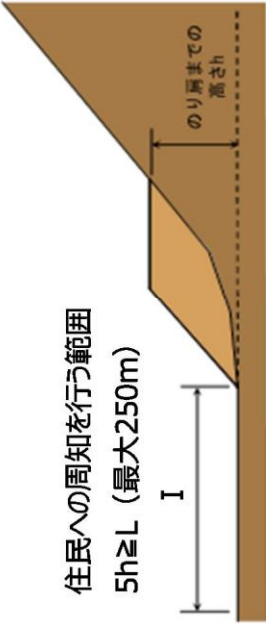
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離 $50m$ の範囲	住民への周知を行う範囲 $2h \geq L$（最大 $50m$） 
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり尻から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図Iの範囲） ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 $250m$ の範囲	住民への周知を行う範囲 $5h \geq L$（最大 $250m$） 
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ $15m$ を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図）	住民への周知を行う範囲 下流の溪床勾配が 2 度以上 

表 2-12 周知する工事の具体的内容

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

5.2 技術的基準への適合

法 律

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十一条で同様に規定

解説

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。

技術的基準の詳細は、設計編及び施工編を参照してください。

表 2-13 政令に規定する技術的基準

令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

5.3 資力・信用

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

審査基準

表 2-13 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-14 資力及び信用を確認するための資料

誓約書類	工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約する書類 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 所得税の納税証明書（最近 3 年間）	☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類

Point

暴力団員等に該当しない旨の誓約書⇒様式編 参考様式

5.4 工事施行者の能力

法 律	
(宅地造成等に関する工事の許可)	
第十二条	1 略
2	都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一・二	略
三	工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。
※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定	

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

表 2-15 工事の内容と合致する建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木一式工事
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事 であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築一式工事
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁（鉄筋コンクリート造等）設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁（間知石積み）設置を含む工事	石工事

5.5 土地所有者等の同意

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

解説

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

審査基準

工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、細則第5条に定めた様式第3号を使い、必要事項及び添付書類を付けて提出してください。

添付書類

- (1) 不動産登記法第十四条第一項に規定する地図の写し又は、同法同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書

5.6 設計者の資格

法 律

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十一条で同様に規定

政 令

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

※特定盛土等規制区域については、令第三十一条で同様に規定

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

省 令

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

告 示

【建設省告示第 1005 号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和 37 年 3 月 29 日）

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の

技術に関して一年以上の実務の経験を有する者

二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

三 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の資格を有する者

四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの

五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

解説

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

[一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500m²を超える土地における排水施設の設置

審査基準

表 2-15 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 2-16 設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士	☐ 技術士の資格証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

Point

設計者の資格に関する申告書⇒様式編 県様式

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

法 律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

省 令

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする

解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りです。

県では、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長 5 年として運用します。



図 2-4 期間の考え方

許可の日から 5 年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から 5 年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。

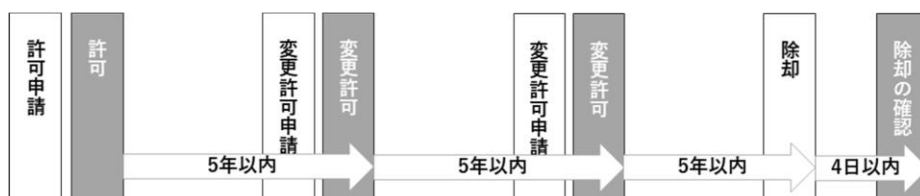


図 2-5 変更許可を行う場合

第6章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

法 律

(工事等の届出)

- 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

政 令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

- 第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。
- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
 - 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
 - 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
 - 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

- 第二十五条 1 略
- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

省 令

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

- 第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。
- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項)

- 第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
 - 二 工事の届出年月日
 - 三 工事施行者の氏名又は名称
 - 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日

- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、省令第八十四条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第十五条 省令第五十二条第一項又は第三項並びに第八十二条第一項又は第二項の届出書には、省令に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事計画断面図（構造物に係るものを含む。）
- 二 知事が必要と認める書類

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から21日以内に届出書を提出してください。届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係区市町村長に通知されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係区市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

- ・ 届出対象規模
 - ① 当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ② 当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの
 - ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が500m²を超えるもの
- ・ 届出書に表2-16に記載の図面を添付して提出してください。
- ・ 次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、表2-16に掲げる図面に加え、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。
 - ① 当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
 - ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
 - ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m²を超えるもの

表 2-17 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位、土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、側溝等、地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
工事計画断面図			

■Point

・工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、関係区市町村と工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としています。

区域指定時の届出書（土地の形質変更）⇒様式編 国様式

[土石の堆積に関する工事の届出]

- 届出対象規模
 - ① 高さが2mを超える土石の堆積で、その面積が300m²を超えるもの
 - ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が500m²を超えるもの
- 届出書に表 2-17 に記載の図面を添付して提出してください。
- 次の①又は②に該当する規模の工事である場合は、表 2-17 に掲げる図面に加え、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。
 - ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500m²を超えるもの
 - ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000m²を超えるもの

表 2-18 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位、土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	方位、土地の境界線、作業構台等、空地の位置、柵等の位置、側溝等、土砂の流出防止措置	1/500以上	
工事計画断面図			

■Point

区域指定時の届出書（土石の堆積）⇒様式編 国様式

参考：表 2-16 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P91

表 2-17 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P92

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

政 令

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、令第三十四条で同様に規定

省 令

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第八十五条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第十五条

2 省令第五十五条又は第八十五条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図
- 三 知事が必要と認める書類

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに①届出書②位置図③除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図④知事が必要と認める書類を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。

[届出が必要な工事]

- ① 規制区域内の土地において行う、高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

擁壁等の除去の届出書⇒様式編 国様式

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

省 令

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第八十六条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第十五条

- 3 省令第五十六条又は第八十六条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 知事が必要と認める書類

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、①届出書②位置図③知事が必要と認める書類を提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

公共施設用地からの転用の届出書⇒様式編 国様式

3 設計編

第7章 地盤に関する技術的基準

7.1 崖面天端の排水

政 令

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

解説

雨水その他の地表水が崖面を表流し、崖面を侵食すること、及び崖面上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するための措置について規定しています。

審査基準

図面等により、崖面天端の排水措置が講じられていることを確認します。

[崖面天端に講ずる措置]

- ・ 盛土又は切土をした崖面の天端には、その崖の反対方向に 2～5% の下り勾配を付すること。

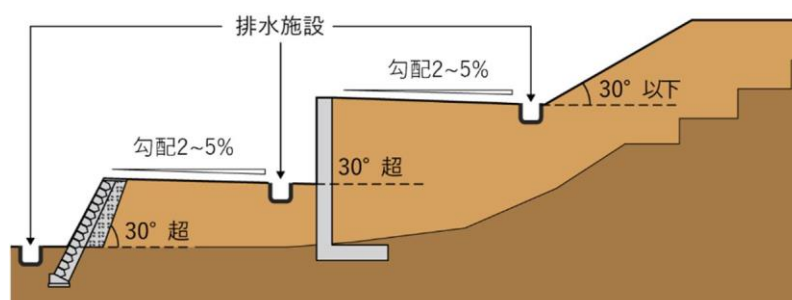


図 3-1 崖面の排水例

Point

参考：図3-1 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P208,209

7.2 盛土

7.2.1 地滑り抑止杭等

政 令

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ・ロ 略

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

解説

盛土を行う場合、必要に応じて、土留の設置等を行うこととされています。

表 3-1 主な土留工法

地滑り抑止杭工	グラウンドアンカー工
一般に複数の鋼管杭を地すべりの移動方向に対して直角方向に列状に配置し、すべり面を貫いて不動土塊まで挿入することによって、せん断抵抗力や曲げ抵抗力を付加し、地すべり移動土塊の滑動力に対し、直接抵抗する工法	法面・斜面において岩盤に節理、亀裂等があり、崩落または崩壊する恐れがある場合、比較的締まった土砂の法面や斜面で崩壊の恐れがある場合等に抑止力を付与する工法

なお、地滑り抑止杭の設計に当たっては、曲げモーメントとせん断力に対する地滑り防止杭の安全性を確認する必要があります。具体的な照査方法については、地すべり防止技術指針（国土交通省）、地すべり防止技術指針解説（国立研究開発法人 土木研究所）、土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（農林水産省）、河川砂防技術基準 計画編（国土交通省）等を参照してください。

Point

参考：表3-1 地すべり防止技術指針及び同解説(国土交通省砂防部・独立行政法人土木研究所 平成20年4月)

引用：表3-1 主な土留工法 道路土工 切土工・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成21年6月）
P286

7.2.2 段切り

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

解説

著しく傾斜している土地に盛土をする場合は、原地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、段切りを行う必要があります。

審査基準

原地盤面勾配が 15° (約1:4)以上の場合、図面等により、段切りを行う計画となっていることを確認します。

[段切りの仕様]

- ・ 段切り寸法は、原則、高さ0.5m以上、幅1.0m以上とすること。
- ・ 段切り面には、法尻方向に向かって3～5%程度の排水勾配を設けること。

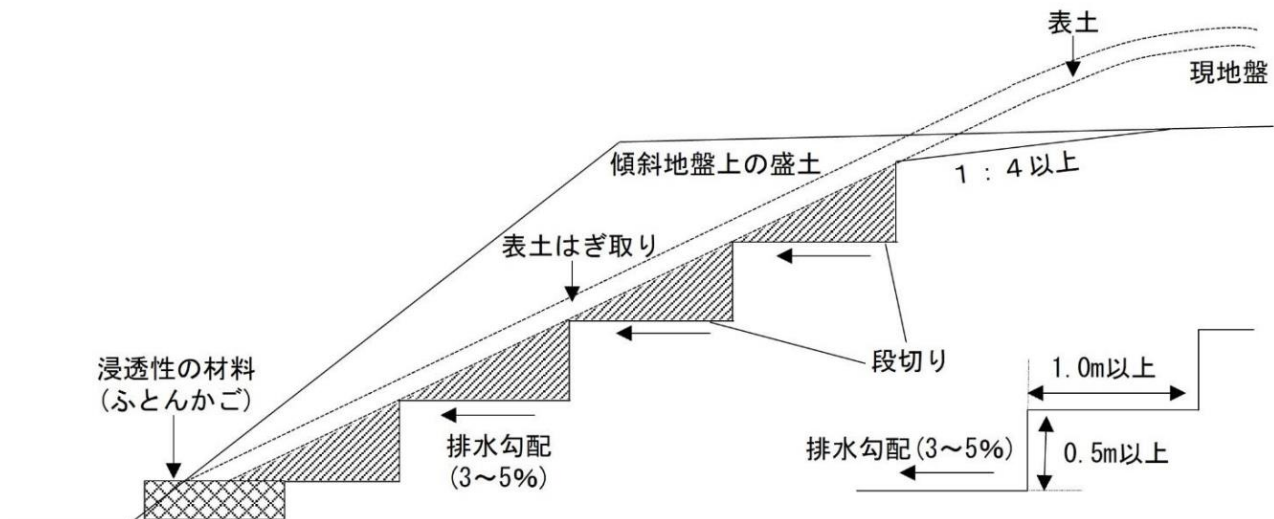


図 3-2 段切りの例

行政指導指針

- ・谷地形等で地下水位が高くなる箇所では、地盤の傾斜勾配が緩くても段切りを行うことが望ましい。

Point

参考：図3-2 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）I P247 一部加筆

7.2.3 盛土法面

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

解説

災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ 15m を超える盛土をする場合、地盤の安定計算を実施することが必要です。

審査基準

図面等により、盛土法面の形状を確認します。また、溪流等で高さ 15m を超える盛土をする場合には安定計算の結果、必要な安全率を満足することを確認します。

[盛土形状]

- ・ 盛土法面の勾配は 30° 以下とすること。
- ・ 高さ 5m ごとに幅 1～2m の小段を設けること。
- ・ 垂直距離が 15m を超える場合には、高さ 15m ごとに 3～5m 以上の幅広の小段を設けること。

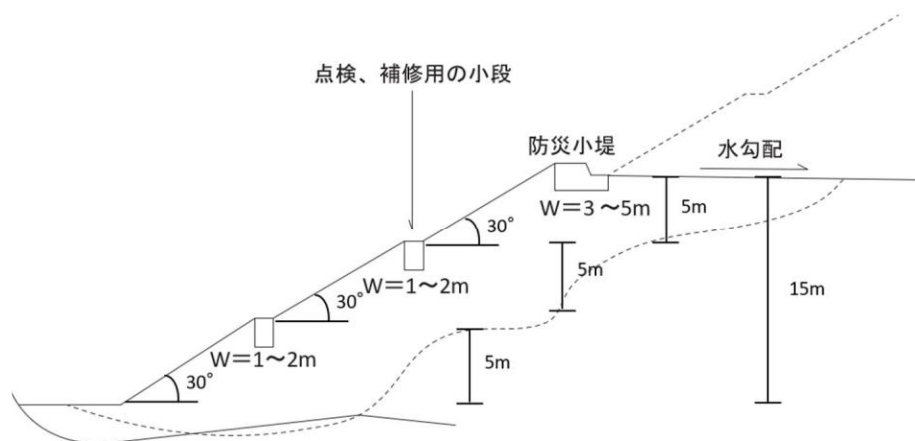


図 3-3 盛土法面の形状

Point

- ・ 盛土施工中の造成面の法肩には、造成面から法面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて防災小堤を設置すること。

参考：図3-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P209 一部加筆

[盛土法面の安定性の検討]

以下の式により安定計算を行い、最小安全率が常時 1.5 以上、大地震時 1.0 以上であることを確認すること。設計水平震度 $k_h=0.25$ とすること。

安定計算に用いる土質定数は、土質試験により求めること。

[間げき水圧]

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらは法面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土法面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ 15 メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮すること。また、これらの間げき水圧は、現地の状況を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくい、溪流等における高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施すること。

① 常時

$$F_s = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\sum \{c \cdot l + (W \cos \alpha - U_s \cdot l) \tan \varphi\}}{\sum W \sin \alpha}$$

F_s : 安全率

M_R : 土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M_D : 土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²)

φ : 盛土の内部摩擦角 (°)

l : 各スライスの滑り面の長さ (m)

W : 各スライスの単位長さ重量 (kN/m)

α : 各スライスの滑り面の中点と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m²)

② 地震時

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot l + \{W(\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot l\} \tan \varphi]}{\sum (W \sin \alpha + k_h \cdot W \cdot h/r)}$$

F_s : 安全率 (地震時)

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²)

φ : 盛土の内部摩擦角 (°)

l : 各分割片の滑り面の長さ (m)

W : 各分割片の単位長さ重量 (kN/m)

α : 各分割片の滑り面の中点と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)

k_h : 設計水平震度 (地震力の作用位置は分割片の重心位置)

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m²)

h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離 (m)

r : 滑り面の半径 (m)

7.2.4 盛土全体の安定性の検討

次の規模に該当する場合は、盛土全体の安全性の検討を行う必要があります。

[盛土全体の安全性の検討が必要な盛土]

① 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が $3,000\text{m}^2$ 以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

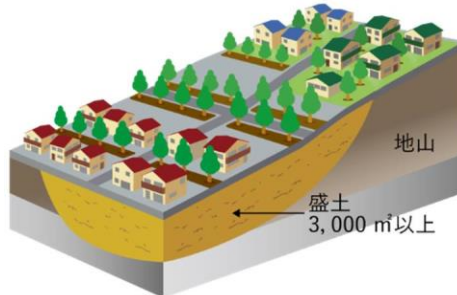


図 3-4 谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ

② 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20° 以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが 5m 以上となるもの。

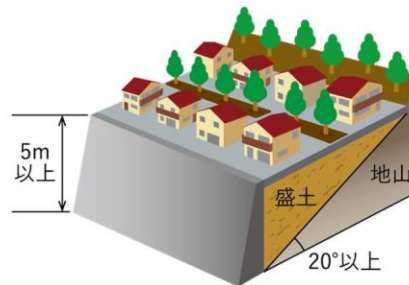


図 3-5 腹付け型大規模盛土造成地のイメージ

Point

参考：図3-4 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P212 一部修正

図3-5 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P213 一部修正

[留意事項]

① 安定計算

谷埋め型大規模盛土造成地の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。

腹付け型大規模盛土造成地の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

② 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ C ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③ 間げき水圧

7.2.3 盛土法面を参照のこと

④ 最小安全率

盛土法面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

審査基準

留意事項の④最小安全率に従い以下の方法により安定計算を行ってください。また、安定計算に用いる土質定数は、土質試験により求めてください。

[谷埋め型大規模盛土造成地]

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum \{ [c \cdot l + \{ W(\cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot l \} \tan \varphi] \cdot R_t \}}{\sum W \cdot R_w - \sum (W \cos \alpha - k_h \cdot \sin \alpha) \cdot R_r + \sum k_h \cdot W \cdot R_e}$$

$$\alpha = \tan^{-1}(H/L)$$

F_s : 安全率（地震時）

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント（ $\text{kN} \cdot \text{m}/\text{m}$ ）

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント（ $\text{kN} \cdot \text{m}/\text{m}$ ）

c : 盛土の粘着力（ kN/m^2 ）

φ : 盛土の内部摩擦角（°）

l : 各分割片の滑り面の長さ（ m ）

W : 各分割片の単位長さ重量（ kN/m ）

k_h : 設計水平震度（地震の作用位置は分割片の重心位置）

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧（ kN/m^2 ）

h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離（ m ）

R_t : 分割されたそれぞれの滑り面のモーメントの腕の長さ（ m ）

R_w : 各分割片の滑り面上の自重によるモーメントの腕の長さ（ m ）

R_r : 各分割片の滑り面上の底面反力によるモーメントの腕の長さ（ m ）

R_e : 各分割片の滑り面上に作用する地震力によるモーメントの腕の長さ（ m ）

H : 各分割片の滑り面の最下流端と最上流端の標高差を計測した数値（ m ）

L : 各分割片の滑り面の標高差を計測した 2 地点間の水平距離を計測した数値（ m ）

[腹付け型大規模盛土造成地]

7.2.3 [盛土法面の安定性の検討]を参照のこと。

7.3 切土

7.3.1 切土の安定

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

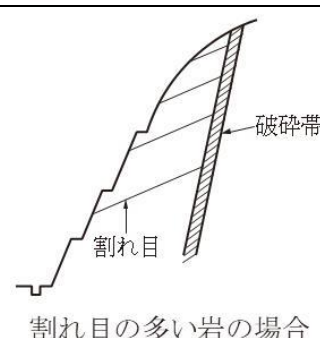
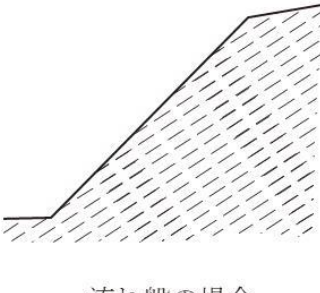
三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

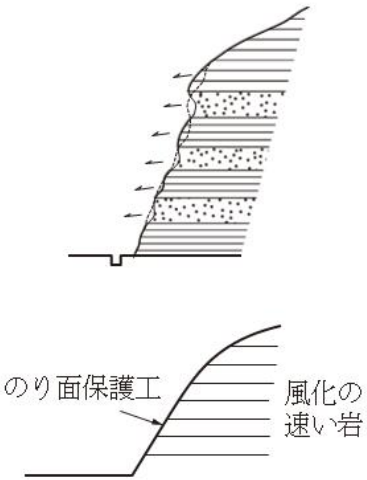
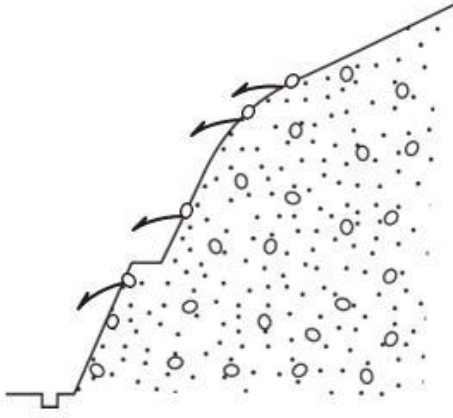
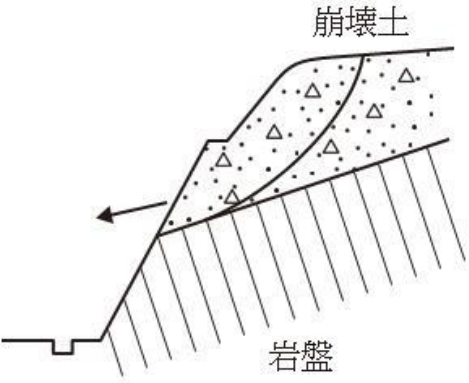
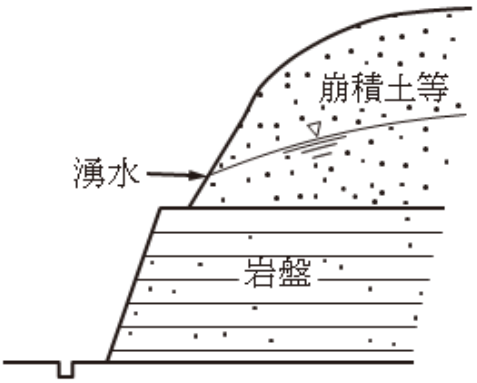
解説

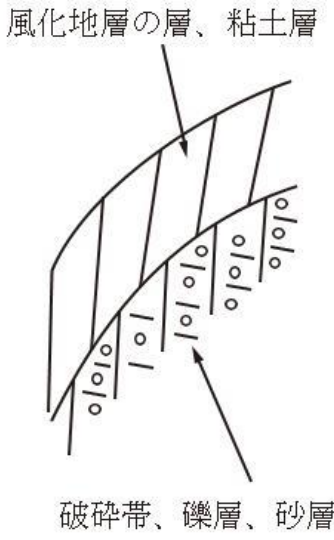
切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときに措置を講ずることを規定しています。

自然地盤は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いことから、切土をするときにはその断面に現れる土をよく観察し、粘土層のように水を通しにくく、かつ、軟弱な土質があれば、その層の厚さ及び層の方向を確かめること。

表 3-2 特に注意を要する切土法面の例

種類	模式図	留意事項
法高が特に大きい場合		法高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次の(一)から(六)の各項について検討を加え、できれば余裕のある法面勾配にする等、法面の安定化を図るよう配慮する必要がある。
(一)法面が割れ目の多い岩又は流れ盤である場合	 割れ目の多い岩の場合  流れ盤の場合	地山には、地質構造上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設法面の施工実績等も勘案の上、法面の勾配を決定する必要がある。 特に、法面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、法面の勾配を決定することが大切である。

(二)法面が風化の速い岩である場合		法面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定した法面であっても、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。したがって、このような場合には、法面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要である。
(三)法面が浸食に弱い土質である場合		砂質土からなる法面は、表面流水による浸食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切な法面勾配とするとともに、法面全体の排水等に十分配慮する必要がある。
(四)法面が崩積土等である場合		崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、法面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切な法面勾配を設定する必要がある。
(五)法面に湧水等が多い場合		湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、法面が不安定になりやすいので、法面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のための法面排水工を検討する必要がある。

(六)法面又は崖の上端面に雨水が浸透しやすい場合		切土による法面又は崖の上端面に砂層、礫層等の透水性の高い地層又は破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、法面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要がある。
---------------------------------	---	--

■Point

参考：表3-2 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P308-P312 一部修正

7.3.2 切土法面

解説

切土法面の勾配は、法高、法面の土質等に応じて適切に設定する必要があります。

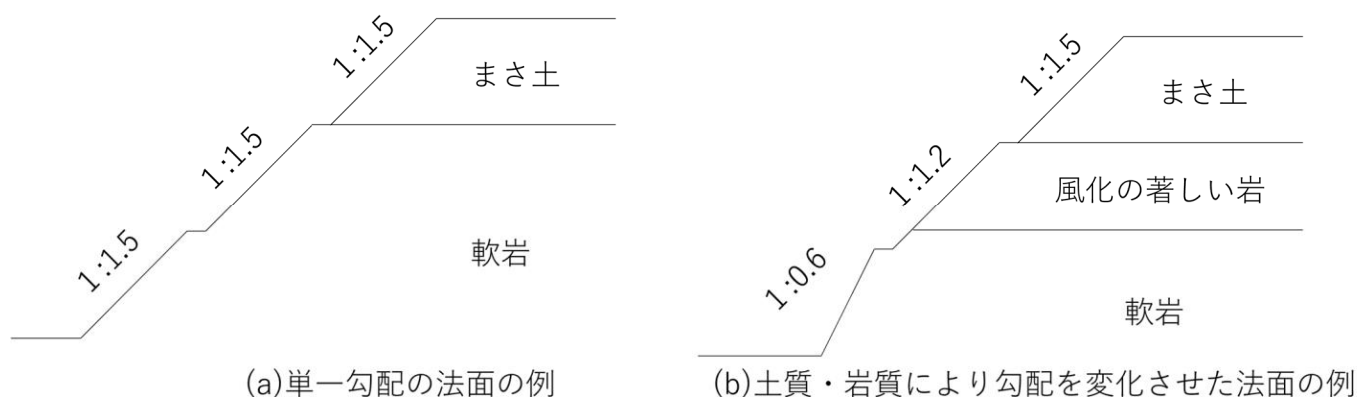


図 3-6 地山状態と法面形状

Point

参考：図3-6 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P313 一部修正

審査基準

図面等により、切土法面の形状を確認します。

[切土形状]

- ・ 切土斜面の勾配は、 35° 以下又は表 3-3 の土質に応じた勾配とすること。
- ・ 切土高 5 m ごとに幅 1～2m の小段を設けること。
- ・ 垂直距離が 15m を超える場合には、高さ 15m ごとに 3m 程度の幅広の小段を設けること。

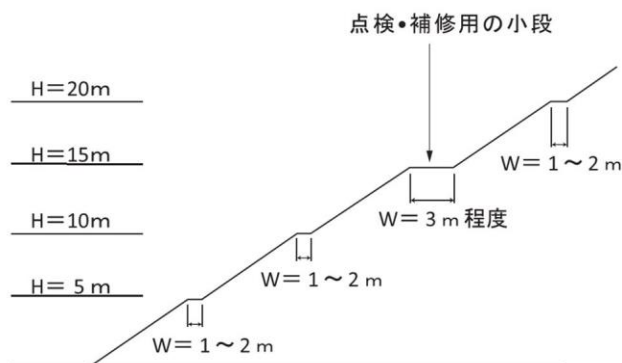


図 3-7 切土法面の形状

Point

引用：図3-7 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P314

7.4 渓流等における盛土

7.4.1 渓流等

政 令

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

省 令

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

第十二条 令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

解説

渓流等における盛土は、盛土の上流域から雨水や地表水が集中し、盛土内までに地下水が上昇するおそれがあるため、適切な措置を求めるものです。

ここでいう渓流等は、常時流水の有無にかかわらず地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化するおそれがある地形であり、渓流及びそれに接する集水地形（0次谷等）の総称です。

渓流等における盛土の高さが15mを超える場合は、土質試験等を行った上で、安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保することが必要です。

[渓流等の範囲]

① 渓床勾配10°以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線（上端は谷地形の最上部まで含む）

② ①からの距離が25m以内の範囲

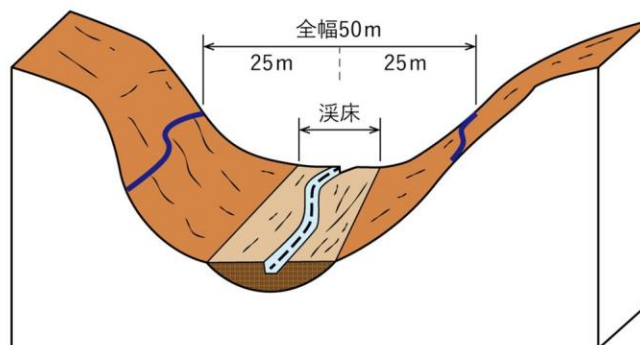
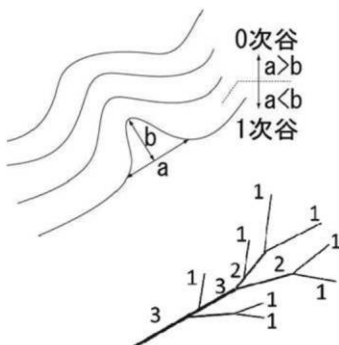


図 3-8 渓流等の範囲

Point

・0次谷とは、常時流水のない谷型の地形を指し、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形のこと。



参考：図3-8 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P220 一部修正

7.4.2 溪流等における盛土に講ずる追加措置

審査基準

盛土法面の安定性及び盛土全体の安定性について、最小安全率が常時 1.5 以上、大地震時 1.0 以上であることを確認します。計算方法については、7.2.3 及び 7.2.4 を参照してください。

行政指導指針

- ・盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた地表水や湧水等の水分調査や、崩壊跡地や土石流跡地、地すべり地等の盛土の安定性に影響する事象の有無を把握することが望ましい。
- ・大規模な盛土となる場合は、二次元の安定計算に加え、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により、二次元の安定計算モデルや計算結果（滑り面の発生位置等）の妥当性について検証することが望ましい。なお、二次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。さらに、三次元解析を行うために、より広範囲で数多くの調査・試験等を行い、周辺も含めた計画地の三次元的な地質構造及び地下水特性の把握することが望ましい。

第8章 擁壁に関する技術的基準

8.1 擁壁の設置義務

政 令

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面

（１）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

（２）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

二 略

２ 前項第一号イ（１）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（２）の規定の適用については、同号イ（１）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一

土質	擁壁を要しない 勾配の上限	擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

解説

盛土又は切土により生じた崖面は、その高さにかかわらず、擁壁で覆う必要があります。

ただし、次の①～③に該当する場合は、擁壁を設置する必要はありません。

[擁壁を設置する必要がない崖面]

① 切土により生じた崖面の一部

切土により生じた崖面であつて、土質に応じ崖の勾配が表 3-3 に示すいずれかに該当する場合は、擁壁の設置は不要となる。崖面の勾配が変化する場合の考え方を図 3-9 に示す。

② 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

③ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

Point

崖、土地の形質変更⇒概要編 用語の定義

崖面崩壊防止施設⇒設計編 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

表 3-3 切土法面の勾配

法面の土質	法高	崖の上端からの垂直距離	
		① H≤5m	② H>5m
軟岩 (風化の著しいものは除く)		80度 以下 (約 1 : 0.2)	60度 以下 (約 1 : 0.6)
風化の著しい岩		50度 以下 (約 1 : 0.9)	40度 以下 (約 1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		45度 以下 (約 1 : 1.0)	35度 以下 (約 1 : 1.5)

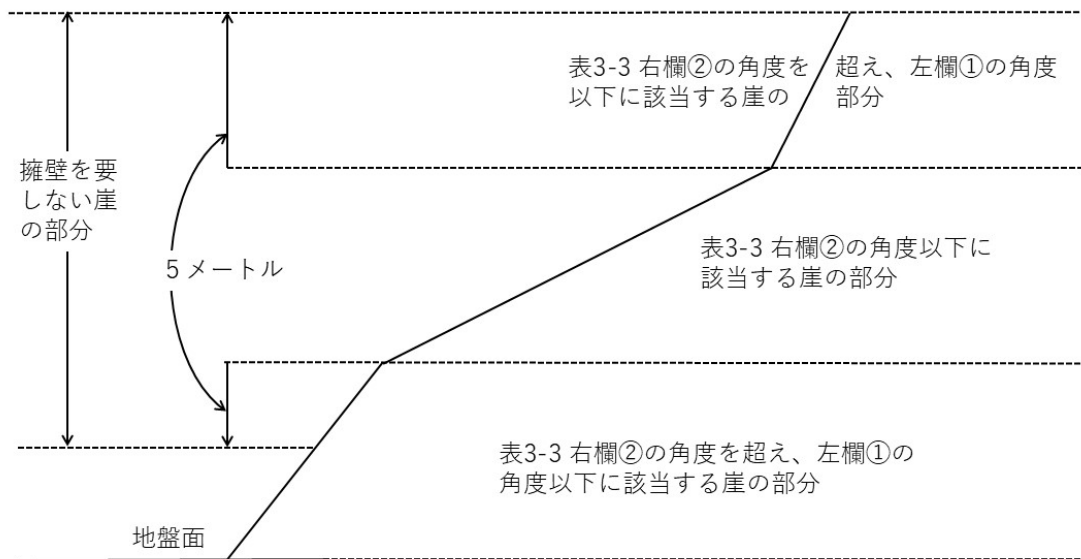


図 3-9 擁壁を要しない崖または崖の部分

審査基準

提出された図面により、擁壁が設置されていることを確認します。

Point

参考：表3-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P306 一部修正

図3-9 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P306 一部修正

8.2 擁壁の構造

政 令

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ～ハ 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

(定義等)

第一条 1～3 略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

土地の形質変更に関する工事において、擁壁として使用できるものは、図 3-10 に示すとおりです。
また、盛土規制法において、擁壁の高さとは地上高（見え高）のことを指します。

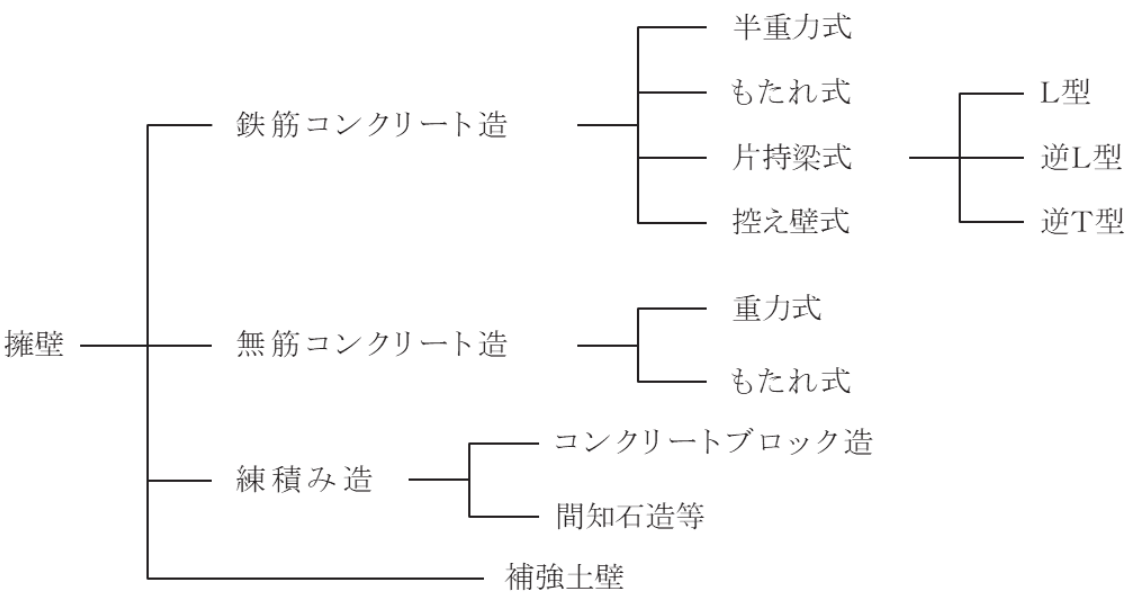


図 3-10 擁壁の種類

Point

・片持はり式には、逆 T 型、L 型擁壁、逆 L 型、控え壁式等を含みます。

引用：図3-10 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P420

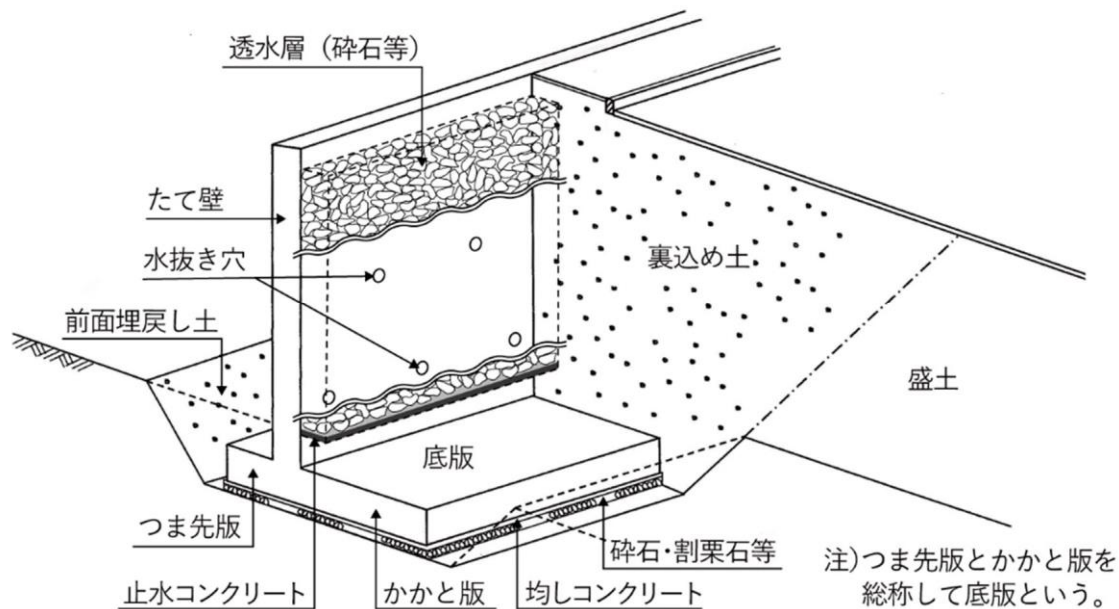


図 3-11 擁壁各部の名称

■Point

参考：図3-11 道路土工-擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月） P11 一部加工

審査基準

図面等により、設置する擁壁の構造形式が鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造又は大臣認定擁壁のいずれかに該当することを確認します。

■Point

・政令第17条に基づく国土交通大臣が認定する擁壁を用いる場合は、認定条件に適合していることが必要です。
認定条件に適合しない使用方法是認められません。

8.3 擁壁の基礎地盤

政 令

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一〜三 略

四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一〜三 略

四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一〜三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

【建築基準法施行令】

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によつて、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤（地震時に液状化のおそれのないものに限る。）	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

告 示

【国交省告示第 1113 号】

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件（平成 13 年 7 月 2 日）

第一 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法は、次の各号に掲げるものとする。

一 ボーリング調査

二 標準貫入試験

- 三 静的貫入試験
- 四 ベーン試験
- 五 土質試験
- 六 物理探査
- 七 平板載荷試験
- 八 載荷試験
- 九 くい打ち試験
- 十 引抜き試験

第二 地盤の許容応力度を定める方法は、次の表の(一)項、(二)項又は(三)項に掲げる式によるものとする。ただし、地震時に液状化するおそれのある地盤の場合又は(三)項に掲げる式を用いる場合において、基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 1 キロニュートン以下で自沈する層が存在する場合若しくは基礎の底部から下方 2m を超え 5m 以内の距離にある地盤にスウェーデン式サウンディングの荷重が 500 ニュートン以下で自沈する層が存在する場合にあっては、建築物の自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめなければならない。

	長期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合	短期に生ずる力に対する地盤の許容応力度を定める場合
(一)	$q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$	$q_a = \frac{2}{3}(i_c \alpha C N_c + i_y \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$
(二)	$q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$	$q_a = 2 \cdot q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$
(三)	$q_a = 30 + 0.6 \sqrt{N_{sw}}$	$q_a = 60 + 1.2 \sqrt{N_{sw}}$

この表において、 q_a 、 i_c 、 i_y 、 i_q 、 α 、 β 、 C 、 B 、 N_c 、 N_r 、 γ_1 、 γ_2 、 D_f 、 q_t 、 N' 及び $\sqrt{N_{sw}}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_a ：地盤の許容応力度（単位 キロニュートン/㎡）

i_c 、 i_y 及び i_q ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角に応じて次の式によって計算した数値。

$$\text{イ } i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2$$

$$\text{ロ } i_y = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

これらの式において、 θ 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

θ ：基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角（ θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。）（単位°）

ϕ ：地盤の特性によって求めた内部摩擦角（単位°）

α 及び β ：基礎荷重面の形状に応じて次の表に掲げる係数

基礎荷重面の形状	円形	円形以外の形状
係数： α	1.2	$1.0 + 0.2 \cdot \frac{B}{L}$
係数： β	0.3	$0.5 - 0.2 \cdot \frac{B}{L}$

この表において、 B 及び L は、それぞれの基礎荷重面の短辺又は短径及び長辺又は長径の長さ（単位 m）を表すものとする。

C ：基礎荷重面下にある地盤の粘着力（単位 キロニュートン/㎡）

B ：基礎荷重面の短辺又は短径（単位 m）

N_c 、 N_r 及び N_q ：地盤内部の摩擦角に応じて次の表に掲げる支持力係数

	内部摩擦角									
支持力係数	0度	05度	10度	15度	20度	25度	28度	32度	36度	40度以上
N_c	5.1	6.5	8.3	11.0	14.8	20.7	25.8	35.5	50.6	75.3
N_r	0.0	0.1	0.4	1.1	2.9	6.8	11.2	22.0	44.4	93.7
N_q	1.0	1.6	2.5	3.9	6.4	10.7	14.7	23.2	37.8	64.2

この表に掲げる内部摩擦角以外の内部摩擦角に応じた N_c 、 N_r 及び N_q は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

γ_1 : 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 キロニュートン/ m^3)

γ_2 : 基礎荷重面より上方にある地盤の平均単位体積重量又は水中単位体積重量 (単位 キロニュートン/ m^3)

D_f : 基礎に近接した最低地盤面から基礎荷重面までの深さ (単位 m)

q_t : 平板載荷試験による降伏荷重度の 2 分の 1 の数値又は極限応力度の 3 分の 1 の数値のうちいずれか小さい値
(単位 キロニュートン/ m^2)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて次の表に掲げる係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤のスウェーデン式サウンディングにおける 1m あたりの半回転数 (150 を超える場合は 150 とする。) の平均値 (単位 回)

解説

擁壁の基礎は、沈下に対し安全な地盤上に設ける必要があります。

8.3.1 地耐力

審査基準

試験結果報告書、図面等により、擁壁基礎地盤の許容応力度が設計上の許容応力度を上回ることを確認します。

表 3-4 地盤の許容応力度（建築基準法施行令第 93 条）

地盤	長期許容応力度 (kN/m ²)	短期許容応力度 (kN/m ²)
岩盤	1,000	長期許容応力度の 2 倍
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤（地震時に液状化の おそれのないものに限る。）	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

[地盤の許容応力度の求め方]

① 支持力式による方法

長期の場合

$$q_a = \frac{1}{3}(i_c \alpha c N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$$

短期の場合

$$q_a = \frac{2}{3}(i_c \alpha c N_c + i_\gamma \beta \gamma_1 B N_r + i_q \gamma_2 D_f N_q)$$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

i_c, i_γ, i_q : 基礎に作用する荷重の傾斜に応じた補正係数、次式による。

$$i_c = i_q = \left(1 - \frac{\theta}{90}\right)^2 \quad i_\gamma = \left(1 - \frac{\theta}{\phi}\right)^2$$

θ : 基礎に作用する荷重の鉛直方向に対する傾斜角 (°)
ただし、 $\theta \leq \phi$ とし、 θ が ϕ を超える場合は ϕ とする。

ϕ : 地盤の特性によって求めた内部摩擦角 (°)

α, β : 基礎荷重面の形状に応じた係数（表 3-5 参照）

B : 基礎荷重面の短辺又は短径 (m)

c : 基礎荷重面下にある地盤の粘着力 (kN/m²)

N_c, N_r, N_q : 表 3-6 に示す支持力係数

γ_1 : 基礎荷重面下にある地盤の単位体積重量(kN/m³)

(地下水位以下は場合は水中単位体積重量をとる。)

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量(kN/m³)

(地下水位以下は場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ (m)

表 3-5 基礎の形状係数

基礎底面の形状	円形以外の形状	円形
α	$1.0+0.2 \cdot B/L$	1.2
β	$0.5-0.2 \cdot B/L$	0.3

表 3-6 支持力係数

内部摩擦角	支持力係数		
φ	Nc	Nr	Nq
0°	5.1	0.0	1.0
5°	6.5	0.1	1.6
10°	8.3	0.4	2.5
15°	11.0	1.1	3.9
20°	14.8	2.9	6.4
25°	20.7	6.8	10.7
28°	25.8	11.2	14.7
32°	35.5	22.0	23.2
36°	50.6	44.4	37.8
40°以上	75.3	93.7	64.2

② 平板載荷試験による方法

長期の場合

$$q_a = q_t + \frac{1}{3} N' \gamma_2 D_f$$

短期の場合

$$q_a = q_t + \frac{2}{3} N' \gamma_2 D_f$$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

q_t : 平板載荷試験による降伏荷重度の 1/2 の数値又は極限応力度の 1/3 のうち
いずれか小さい数値 (kN/m²)

N' : 基礎荷重面下の地盤の種類に応じて表 3-7 に掲げる係数

γ_2 : 基礎荷重面より上の根入れ部分の土の平均単位体積重量 (kN/m³)
(地下水位以下の場合は水中単位体積重量をとる。)

D_f : 根入れの深さ (m)

表 3-7 基礎荷重面下の地盤の種類に応じた係数

係数	地盤の種類		
	密実な砂質地盤	砂質地盤 (密実なものを除く)	粘土質地盤
N'	12	6	3

③ SWS 試験による方法

長期の許容応力度 $q_a = 30 + 0.6\overline{N_{sw}}$

短期の許容応力度 $q_a = 60 + 1.2\overline{N_{sw}}$

q_a : 地盤の許容応力度 (kN/m²)

$\overline{N_{sw}}$: 基礎の底部から下方 2m 以内の距離にある地盤の SWS 試験における 1m あたりの半回転数の平均値 (回) (150 を超える場合は 150 とする。)

8.3.2 地盤の状況

審査基準

図面等により、擁壁の基礎地盤が沈下に対し安全な状況であることを確認します。具体的には、次に示す基準に適合している必要があります。

[斜面上に設置する擁壁]

斜面上に擁壁を設置する場合には、図 3-12 のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H 以上で、かつ 1.5m 以上だけ土質に応じた勾配線(θ =表 3-8) より後退し、その部分は、コンクリート打ち等により風化侵食のおそれのないようにすること。

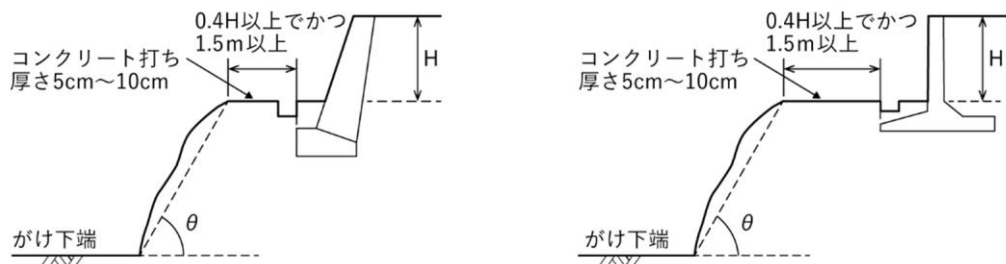


図 3-12 斜面の擁壁の構造

Point

引用：表3-4 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P435

表3-5, 表3-6 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P438

表3-7 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P440

参考：図3-12 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P468 一部修正

表 3-8 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

[二段擁壁]

図 3-13 に示す擁壁で①表 3-8 の θ 角度以内に入っていない又は② $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上の離隔がとれていないものは、二段の擁壁（以下、「二段擁壁」という。）とみなす。二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、又は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置すること。

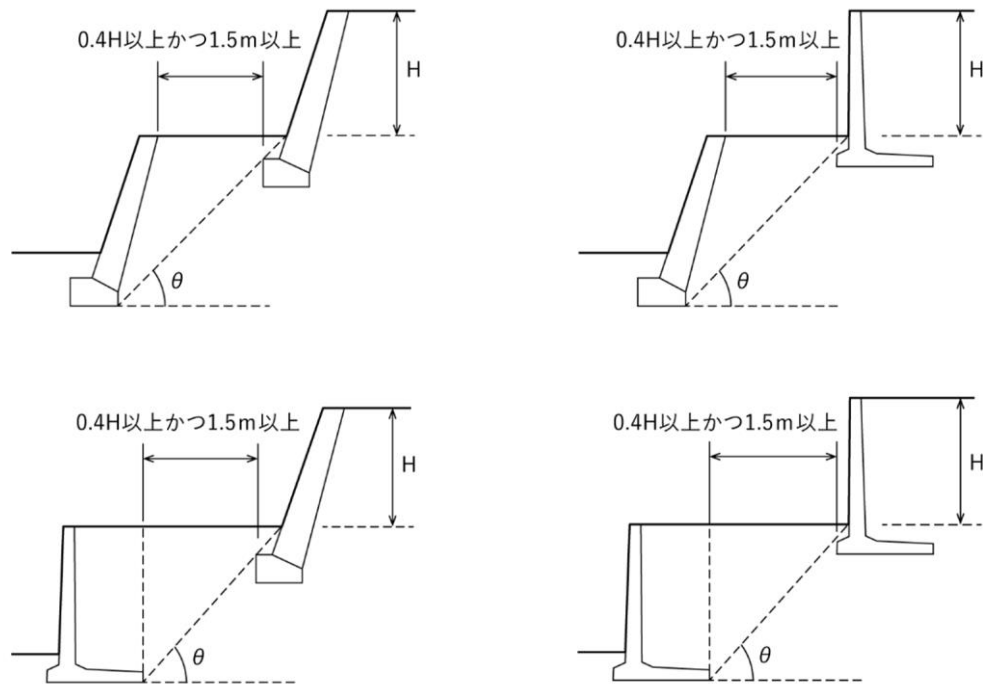


図 3-13 上部・下部擁壁を近接して設置する場合の考え方

Point

引用：表3-8 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P468

参考：図3-13 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P469 一部加筆

8.4 擁壁の根入れ

政 令

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一〜三 略

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	六十センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

審査基準

図面等により、擁壁の種類に応じて、以下のとおり必要な根入れ深さが確保されていることを確認します。根入れ深さの考え方は、図 3-14 を参照してください。

水路等に近接して擁壁を設置する場合の考え方は、図 3-15 を参照してください。

[練積み擁壁]

擁壁の根入れは、35cm 以上かつ擁壁の高さの 15%以上を確保すること。

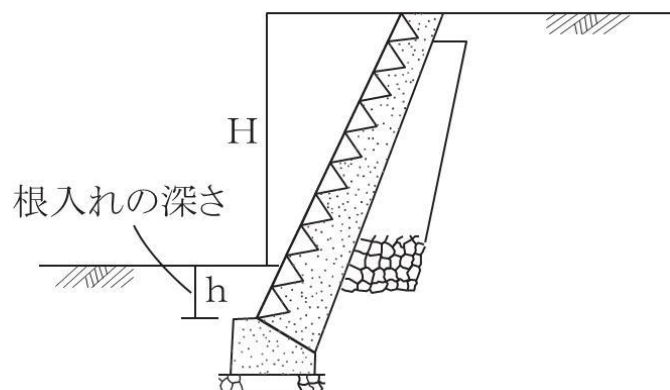


図 3-14 根入れ深さの考え方

Point

引用：図3-14 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P484

表 3-9 根入れの深さ

土質		根入れ深さ
第一種	岩、岩屑、 砂利又は砂 砂利混じり砂	擁壁高さ：H 35cm 以上かつ擁壁 高さの 15/100 以上
第二種	真砂土、関東ローム 硬質粘土その他これらに類するもの	
第三種	その他の土質	45cm以上かつ擁壁 高さの 20/100 以上

Point

- ・根入れ深さの決定に当たっては、将来予想される地盤の洗堀や掘削の影響を考慮してください。
- ・根入れによる受働土圧は設計上考慮しませんが、根入れは、長期間にわたる支持地盤の安定や滑動に対する安全性を確保する上で経験的に考慮されている事項であるため、審査項目としています。

参考：表3-9 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P484 一部修正

[その他の擁壁]

図 3-15 に示す、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁については、擁壁底板が地表に露出しないよう十分な余裕をみて擁壁の根入れを設定すること。

[水路等に近接して擁壁を設置する場合]

水路、河川に接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さを河床から取るものとする。

ただし、将来計画がある場合には、その河床高さ（計画河床高さ）から取るものとする。

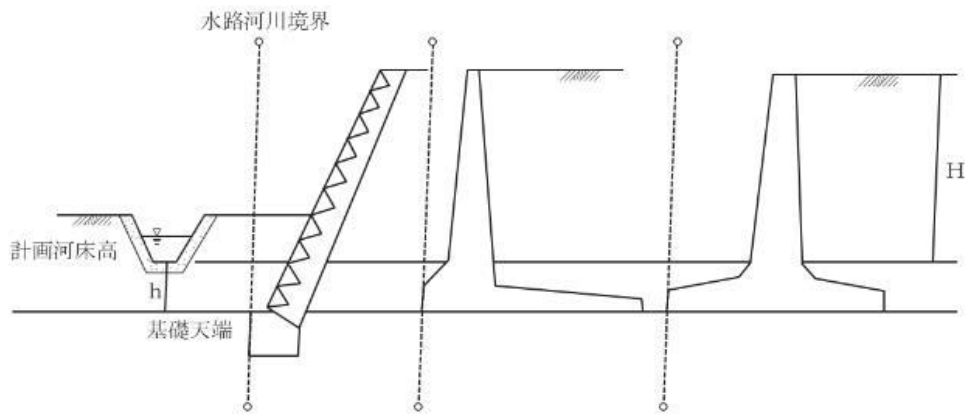


図 3-15 水路に近接する場合の根入れ

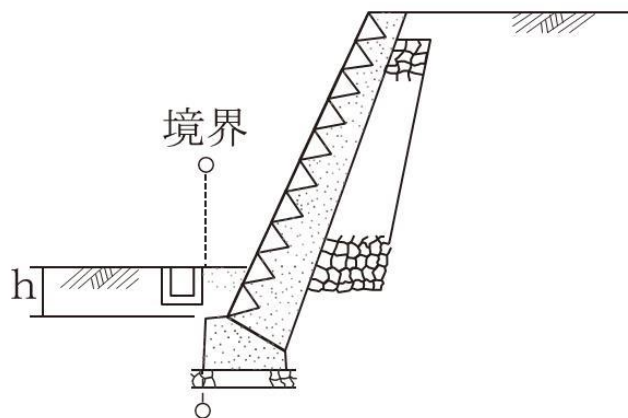


図 3-16 U 字溝に接する場合の根入れ

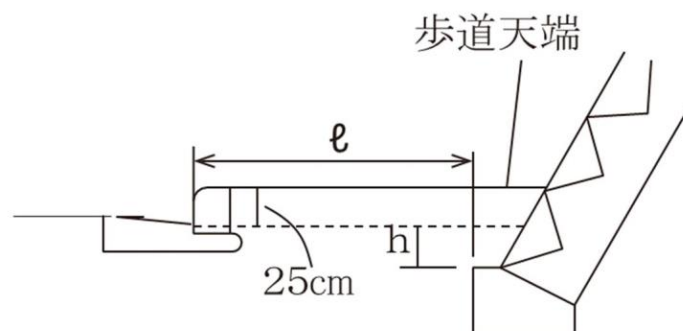


図 3-17 L 字型側溝に接する場合の根入れ

Point

引用：図3-15, 図3-16, 図3-17 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P485

8.5 擁壁の設計

8.5.1 共通

政 令

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

解説

義務設置擁壁については、政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める一部の規定に適合する必要があります。

■Point

- ・具体的な規定については、各項目で解説しています。

8.5.2 鉄筋コンクリート造等擁壁

鉄筋コンクリート造等擁壁の設計については、第9章を参照してください。

8.5.3 練積み擁壁

政 令

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗くり石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上			
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
三メートルを超え四メートル以下	六十センチメートル以上			
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上			
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

(定義等)

第一条 1～3 略

- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）を含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

練積み擁壁は、その構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しいため、政令で形状が定められています。

審査基準

図面等により、練積み擁壁の構造が政令で定める構造に適合していることを確認します。

[政令で定める構造]

- ・ 擁壁の形状が図 3-18 に定める形状に合致すること。
- ・ 組積材の控え長さが 30cm 以上であること。
- ・ 組積材がコンクリートにより一体化されていること。
- ・ 擁壁背面に図 3-19 に示す裏込めがされていること。
- ・ 擁壁に作用する積載荷重が 5kN/m^2 以下であること。

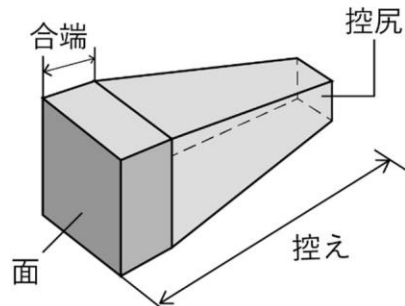


図 3-18 間知ブロックの各部名称

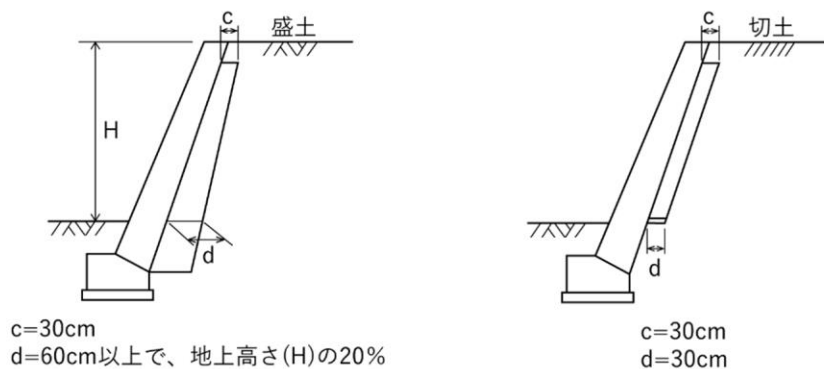


図 3-19 裏込め材の配置

Point

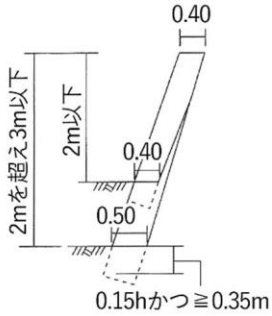
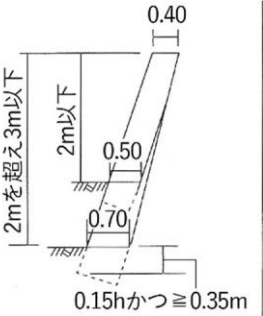
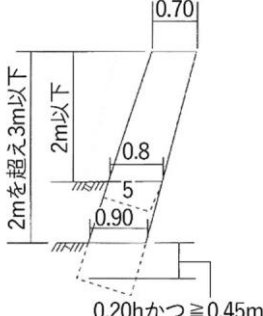
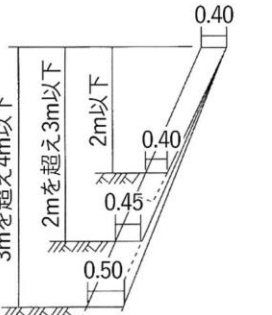
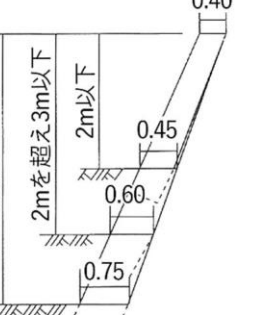
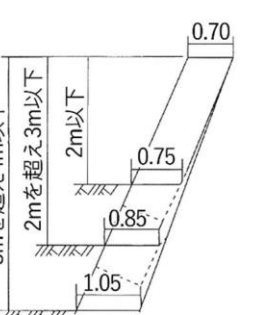
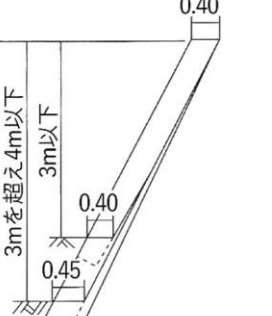
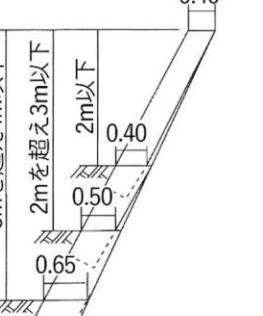
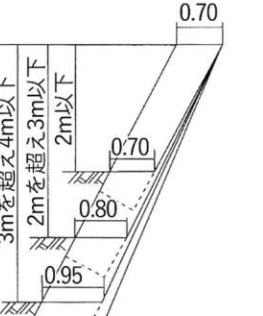
- ・ 政令に定める標準構造は、積載荷重 5kN/m^2 を前提としています。

参考：図3-18 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P482 一部修正

引用：図3-19 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P488

行政指導指針

- ・ 胴込めコンクリートは 4 週圧縮強度 15N/mm^2 以上とし、止水コンクリートは捨てコンクリート程度の強度とする。
- ・ 原則として地上高さ 5m を限度とする。

がけの 土質 擁壁 の勾配	第1種 岩、岩屑、砂利又は砂利 混り砂	第2種 真砂土、関東ローム 硬質粘土その他これら に類するもの	第3種 その他の土質
70° を超え75°以下 (約3分)			
65° を超え70°以下 (約4分)			
65°以下 (約5分)			

h : 擁壁の高さ

図 3-20 練積み擁壁の形状

Point

・練積み造擁壁は、5m以下のものに限り使用できます。

参考：図3-20 宅地造成の実務（山崎 慶一編著、昭和62年10月） P114 一部修正

8.5.4 大臣認定擁壁

政 令

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

告 示

【建設省告示第 1485 号】

○宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件
(昭和 40 年 6 月 14 日)

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十七号)第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百五十キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面一平方メートルにつき三百五十キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、一平方センチメートルにつき十五キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、一平方メートルにつき五百キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること

解説

大臣認定擁壁については、政令に基づく技術的基準の適用はありません。

ただし、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁については、認定擁壁として認める基準が告示により定められています。

審査基準

図面、大臣認定擁壁の仕様書等により、設計内容が使用しようとする擁壁の認定条件に適合していることを確認します。

[主な確認項目]

- ・ 積載荷重
- ・ 地震に対する認定区分(中・大地震)
- ・ 根入れ深さ
- ・ 背面土及び基礎地盤の土質
- ・ 形状寸法
- ・ 必要地耐力

8.5.5 任意設置擁壁

政 令

（任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事に設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

（擁壁）

第四百四十二条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
 - 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
 - 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
 - 四 次項において準用する規定（第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
 - 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。
- 2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

解説

任意設置擁壁のうち、高さ 2m を超えるものについては建築基準法施行令の規定を準用します。

審査基準

図面、書類等により、以下の基準に適合していることを確認します。

[高さ2mを超える任意設置擁壁]

原則として義務設置擁壁と同様に設計すること。

8.6 構造細目

8.6.1 一般

政 令

【建築基準法施行令】

（構造設計の原則）

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

※盛土規制法施行令第十一条及び第十三条において準用

審査基準

図面等により、適切に伸縮目地が設けられていること及び隅角部の補強がされていることを確認します。

[伸縮目地]

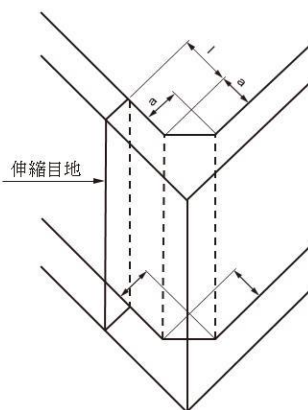
伸縮継目は次の各箇所に設け、基礎部分まで分断すること。

- ・ 擁壁長さ 20m 以内ごと（無筋コンクリートの場合は 10m 以内ごと）
- ・ 地盤の変化する箇所
- ・ 擁壁の高さが著しく異なる箇所
- ・ 擁壁の材料・構法が異なる箇所

なお、擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。（図 3-21 から図 3-23 参照）

[隅角部の補強]

- ・ 擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分鉄筋及びコンクリートで補強すること。
- ・ 二等辺三角形の一辺の長さは、擁壁の高さ 3m 以下で 50cm、3m を超えるものは 60cm とすること。



(a) 立体図

図 3-21 隅角部の補強方法及び伸縮目地の位置①

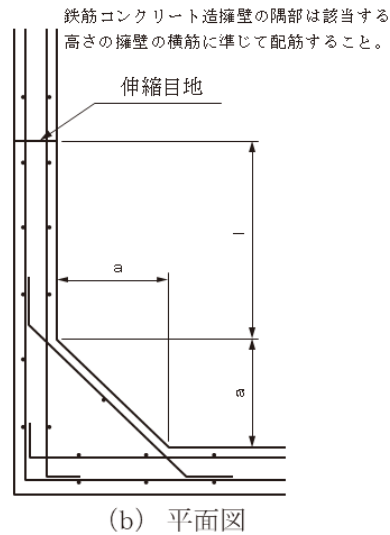


図 3-22 隅角部の補強方法及び伸縮目地の位置②

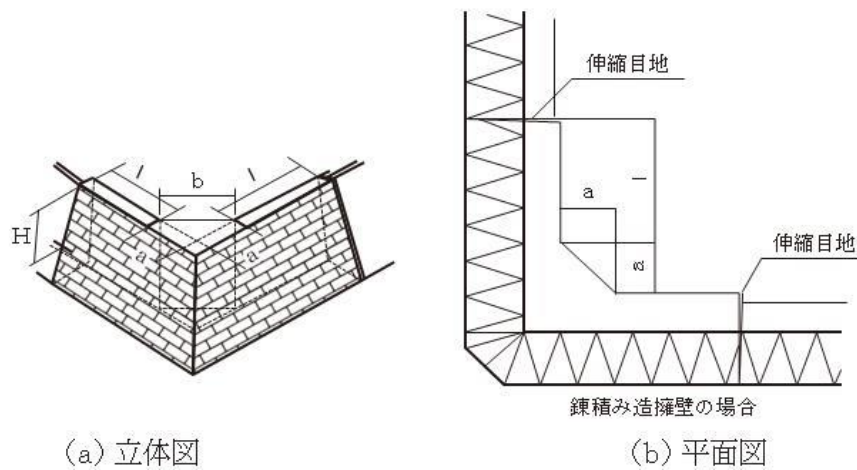


図 3-23 練積み造擁壁の強方法及び伸縮目地の位置

■Point

参考：図3-21, 図3-22 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P464
一部修正

引用：図3-23 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P490

8.6.2 水抜穴及び透水層

政 令

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

解説

雨水、地下水によって擁壁の背面土の含水量が増加すると、背面土の単位体積重量が増加するとともに、土の粘着力が弱くなり強度が低下します。これを防止するため、擁壁には水抜穴及び透水層を設ける必要があります。

審査基準

図面等により、水抜き穴及び透水層が適切に設置されていることを確認します。

[水抜穴の配置]

- ・ 3 m^2 に 1 箇所、千鳥式に配置すること。
- ・ 擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設けること。
- ・ 地盤面付近で地下水の流路に当たっている場合には、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出すること。

[水抜穴の構造]

- ・ 内径は、75mm 以上とすること。
- ・ 排水方向に適当な勾配をとること。
- ・ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力でつぶれないものを使用すること。
- ・ 水抜き穴の背後には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等（吸い出し防止材を含む）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮すること。

[透水層]

- ・ 切土の場合には、透水層としての役目を果たす程度の裏込めとして 30cm 程度の等圧とすること。盛土の場合は、土圧の低減を図れる場合もあり、下端において 60cm 以上もしくは擁壁地上高さ（H）の 100 分の 20 のいずれか大きい方の厚さとする。

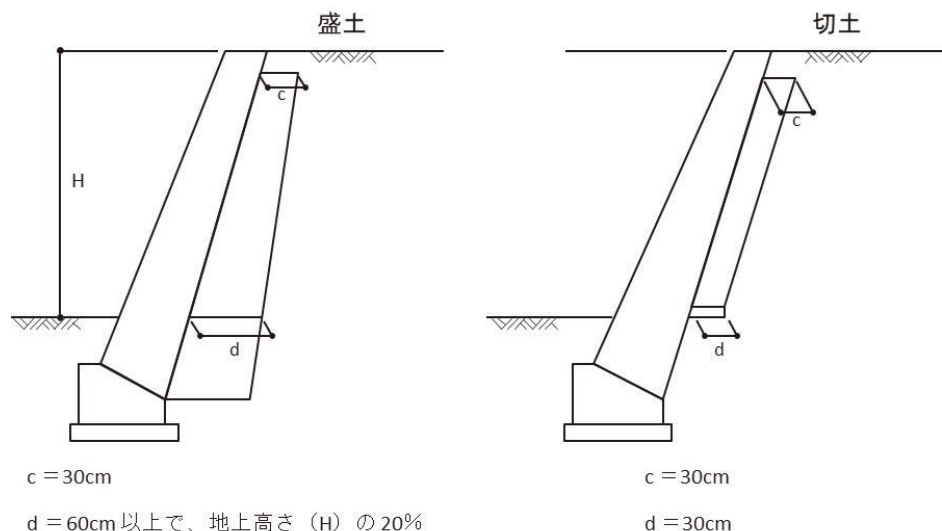


図 3-24 裏込め材

Point

引用：図3-24 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P488

- ・ 透水層の最下部には、不透水層となる止水コンクリートを設けること。
- ・ 透水マットは、高さが 5m 以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り、透水層として使用できるものとする。ただし、高さが 3m を超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜穴の位置に、厚さ 30cm 以上、高さ 50cm 以上の砂利又は碎石の透水層を全長にわたって設置すること。
- ・ 練積み擁壁については、透水マットを使用する場合でも裏込めを省略することはできない。

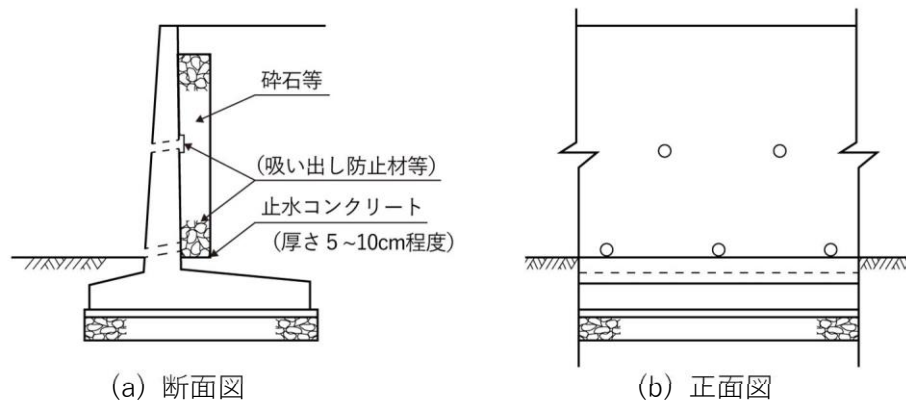


図 3-25 鉄筋コンクリート擁壁の断面図及び水抜穴設置図

行政指導指針

- ・ 高さ 2 m 以下の任意に設置する擁壁についても、擁壁の高さ、設置場所の状況等を勘案し、排水のための水抜穴を設置することが望ましい。

Point

引用：図3-25 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P467

8.6.3 コンクリート

政 令

【建築基準法施行令】

(コンクリートの強度)

第七十四条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの強度は、次に定めるものでなければならない。

- 一 四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき十二ニュートン（軽量骨材を使用する場合においては、九ニュートン）以上であること。
- 二 設計基準強度（設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。）との関係において国土交通大臣が安全上必要であると認めて定める基準に適合するものであること。
- 2 前項に規定するコンクリートの強度を求める場合においては、国土交通大臣が指定する強度試験によらなければならない。
- 3 コンクリートは、打上がりが均質で密実になり、かつ、必要な強度が得られるようにその調合を定めなければならない。

※盛土規制法施行令第十一条及び第十三条において準用

告 示

【建設省告示第 1102 号】

○建築基準法施行令第七十四条第一項第二号の規定に基づく設計基準強度との関係において安全上必要なコンクリートの強度の基準及び同条第二項の規定に基づくコンクリートの強度試験（昭和 56 年 6 月 1 日）

第一 コンクリートの強度は、設計基準強度との関係において次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき構造耐力上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行つたものについて強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
- 二 コンクリートから切り取つたコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行つた場合に、材齢が二十八日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に十分の七を乗じた数値以上であり、かつ、材齢が九十一日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。

第二 コンクリートの強度を求める強度試験は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 日本工業規格 A 一一〇八（コンクリートの圧縮強度試験方法）一二〇一二
- 二 日本工業規格 A 一一〇七（コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法及び強度試験方法）一二〇一二のうちコアの強度試験方法

解説

告示で定める基準に従って、鉄筋コンクリート部材中のコンクリートの発現強度が設計基準強度を上回ることが必要です。

4 週圧縮強度の確認は、以下のいずれかの方法によることが定められています。

- ① JISA1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）－2012
- ② JISA1107（コンクリートからのコア及びはりの切り取り方法及び強度試験方法）－2012 のうちコアの強度試験方法

Point

- ・強度試験結果の確認は、完了検査で行います。

8.6.4 鉄筋

政 令

【建築基準法施行令】

(鉄筋の継手及び定着)

第七十三条 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなければならない。ただし、次の各号に掲げる部分以外の部分に使用する異形鉄筋にあつては、その末端を折り曲げないことができる。

一 柱及びはり（基礎ばりを除く。）の出すみ部分

二 煙突

2 主筋又は耐力壁の鉄筋（以下この項において「主筋等」という。）の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあつては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあつては、細い主筋等の径。以下この条において同じ。）の二十五倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外の部分に設ける場合にあつては、主筋等の径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる継手にあつては、この限りでない。

3 柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の四十倍以上としなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造について前二項の規定を適用する場合には、これらの項中「二十五倍」とあるのは「三十倍」と、「四十倍」とあるのは「五十倍」とする。

(鉄筋のかぶり厚さ)

第七十九条 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

2 前項の規定は、水、空気、酸又は塩による鉄筋の腐食を防止し、かつ、鉄筋とコンクリートとを有効に付着させることにより、同項に規定するかぶり厚さとした場合と同等以上の耐久性及び強度を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部材及び国土交通大臣の認定を受けた部材については、適用しない。

※盛土規制法施行令第十一条及び第十三条（第七十三条第二項を除く）において準用

審査基準

図面等により、擁壁に使用する鉄筋の構造を確認します。

[鉄筋の継手及び定着]

- ・ 主筋の継手は、構造部における引張力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、主筋の径の 25 倍以上とすること。
- ・ 主筋の継手を引張力の最も小さい部分に設けることのできない場合においては、その重ね長さを主筋の径の 40 倍以上とすること。
- ・ 基礎フーチングと鉛直壁との境目に鉄筋の継手が生じないように注意する。また、主筋の継手は、同一断面に集めないよう千鳥配置にすること。

[配筋]

- ・ 主鉄筋、配力鉄筋、用心鉄筋、組立鉄筋の配置は、所定のかぶりを確保して主要な鉄筋をコンクリート壁体内の表面近くに配置すること。
- ・ 主鉄筋は表面の最も近くに配置すること。
- ・ 用心鉄筋と組立鉄筋とでは、用心鉄筋を表面側に配置すること。
- ・ 鉄筋の最大配置間隔は、主鉄筋で 30cm 以下、配力鉄筋・用心鉄筋で 40cm 以下とすること。壁体の構造計算から得られた必要鉄筋量が、この値より小さい場合でも、最小必要鉄筋量として配置する。
- ・ 直接計算に現れない応力についても考慮し、鉛直壁の下部では複鉄筋にすることが望ましい。
- ・ 鉄筋のかぶり厚さは、鉛直壁で 4cm 以上、底版では 6cm 以上とすること。

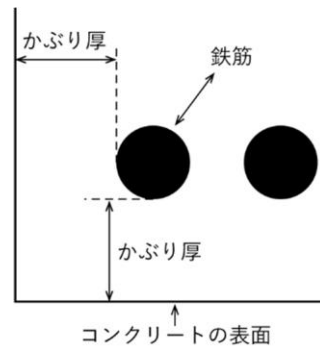


図 3-26 鉄筋のかぶり厚さ

■Point

・一般的に、鉄筋コンクリート造擁壁において用いる鉄筋には、①主鉄筋、②配力鉄筋、③用心鉄筋、④組立鉄筋があります。

- ① 主鉄筋：断面に作用する曲げモーメントに直接抵抗するための鉄筋であり、原則として、構造計算に基づき鉄筋量を決定します。
- ② 配力鉄筋：主筋どうしを結合して力を伝達し、主鉄筋の応力を均等化するための鉄筋です。
- ③ 用心鉄筋：設計外力に基づく構造計算には現れない内部応力に対して配筋するためのものです。
- ④ 組立鉄筋：コンクリート打設時に主鉄筋、配力鉄筋、用心鉄筋の、構造的に意味のある鉄筋を所定の位置に固定させるために用いる鉄筋です。

参考：図3-26 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P443 一部修正

第9章 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計

9.1 要求性能

政 令

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

- 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

解説

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各項目についての安全性を検討するものとする。

- 1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- 2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

審査基準

構造計算書、図面等により、擁壁が以下に示す性能を有していることを確認します。具体的な照査方法については、9.3以降を参照してください。

[安定性および部材の応力度]

- | | |
|------|--|
| 常時 | <ul style="list-style-type: none">・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.5 倍以上であること。・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.5 倍以上であること。・最大接地圧が、地盤の長期許容応力度以下であること。・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること。 |
| 中地震時 | <ul style="list-style-type: none">・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の短期許容応力度以内に収まっていること。 |
| 大地震時 | <ul style="list-style-type: none">・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの 1.0 倍以上であること。・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の 1.0 倍以上であること。・最大接地圧が、地盤の極限支持力度以下であること。・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、終局耐力（設計基準強度及び基準強度）以内に収まっていること。 |

Point

- ・基礎杭を用いた場合は、基礎杭に生ずる応力が基礎杭の許容支持力を超えないことを確認します。

表 3-10 安全率 (F_s) 等のまとめ

区 分	常時	中地震時	大地震時
転倒	1.5	—	1.0
滑動	1.5	—	1.0
支持力	3.0	—	1.0
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力（設計基準強度及び基準強度）

Point

- ・終局耐力とは、曲げ、せん断、付着割裂等の終局耐力をいいます。

参考：表3-10 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P441 一部修正

9.2 設計定数

政 令

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一～四 略

2 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

二 略

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土質	単位体積重量（一立方メートルにつき）	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

別表第三（第九条、第三十条、第三十五条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

審査基準

構造計算書、図面等により、擁壁の構造計算に用いる設計定数が適切であることを確認します。鉄筋コンクリート造等擁壁に用いる土質定数は、原則として土質調査・原位置試験に基づき求めたものを使用する。ただし、これによることが適当でない場合や、小規模な開発事業等においては、以下に示す値を用いることができる。

[背面土]

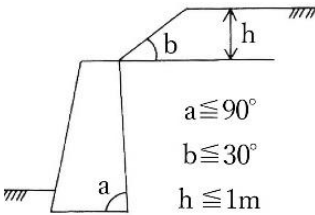
- ・ 単位体積重量 γ 、内部摩擦角 ϕ 及び粘着力 c については、使用する材料により土質試験を行い求めること。
- ・ 擁壁に作用する土圧は、裏込め地盤の土質や擁壁の形状等に応じて、実情にあわせて算出することを原則とする。
- ・ 盛土の場合でこれによることが困難な場合や、小規模な開発事業等においては、表 3-11 に示す単位体積重量及び土圧係数を使用すること。

表 3-11 単位体積重量と土圧係数（政令別表第二）

土質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

■Point

- ・背面土とは、擁壁背面の裏込め土を除く地山又は盛土をいいます。
- ・政令の別表第二の土圧係数は、背面土の勾配を90°以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ30°以下及び1m以下であることを前提として計算されています。



[基礎地盤]

- ・ 底板と基礎地盤の間の付着力 C_B は考慮せず、 $C_B=0$ と設定すること。
- ・ ただし、土質によって十分な粘着力が期待できる場合には、粘着力を加味して検討することも可能である。
- ・ 摩擦係数 μ については、土質試験結果から以下の式により求めること。土質試験を行わない場合は、盛土規制法施行令別表第三の表 3-12 に示す数値を使用すること。

摩擦係数 $\mu = \tan \varphi$

φ : 基礎地盤の内部摩擦角

- ・ 基礎地盤が土の場合に、摩擦係数は 0.6 を超えないこと。

表 3-12 基礎地盤と摩擦係数（政令別表第三）

基礎地盤の土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15cm までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

[積載荷重]

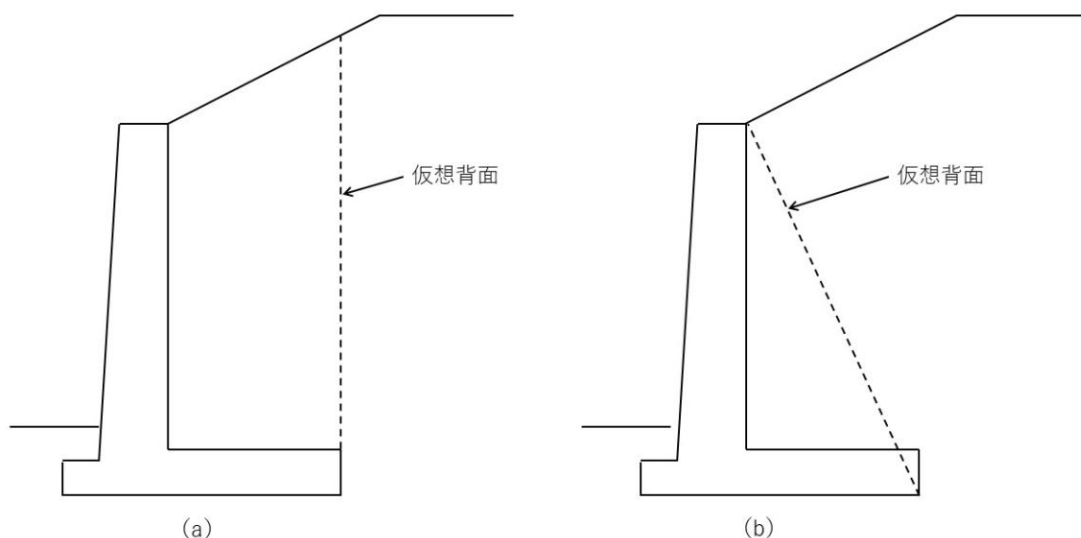
- ・ 積載荷重については、実状に応じて適切に設定を行うこと。（表 3-11 の土圧係数には、 5kN/m^2 の積載荷重が含まれることに留意すること）
- ・ 建築物及び工作物の積載荷重は、固定荷重として常時及び地震時ともに同じ値を用いること。
- ・ 擁壁に作用する積載荷重は、住宅地においては一般的な戸建て住宅が建てられることを想定して、少なくとも $5\sim 10\text{kN/m}^2$ 程度の均等荷重をかけることを標準とする。

Point

参考：表3-11, 表3-12 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P431
一部修正

[自重]

- ・ 擁壁の設計に用いる自重は、躯体重量のほか、逆 T 型、L 型擁壁等の片持ばり式擁壁の場合には、仮装背面のとり方によって、計算上の擁壁の自重が異なるので注意すること。



仮装背面と擁壁に囲まれた部分の土の重量を擁壁の重量として見込む。

図 3-27 自重のとり方

Point

参考：図3-27 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P432 一部修正

[地震時の荷重]

- ・ 擁壁自体の自重に起因する地震時慣性力と裏込め土の地震時土圧を考慮すること。
- ・ ただし、設計に用いる地震時荷重は、地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重の大きい方とする。
- ・ 政令の別表第二及び第三を用いる場合は、擁壁の自重に起因する地震時慣性力と別表第二の土圧係数を用いるものとする。

9.3 土圧の算定

9.3.1 土圧の作用面と壁面摩擦角

- 土圧の作用面は原則として躯体コンクリート背面とし、壁面摩擦角 δ は土とコンクリートの場合は、土の内部摩擦角 ϕ に対し、常時において $2\phi/3$ を用いる。ただし、擁壁背面に石油系素材の透水マットを使用した場合には、壁面摩擦角 $\phi/2$ とする。また、地震時においては透水マットの有無にかかわらず、 $\phi/2$ とする。
- 擁壁背面が平面でない場合や片持ばり式擁壁などで裏込め土の一部が躯体と一体となって挙動する場合には、次に示すように仮装背面を設定して土圧を算定する。

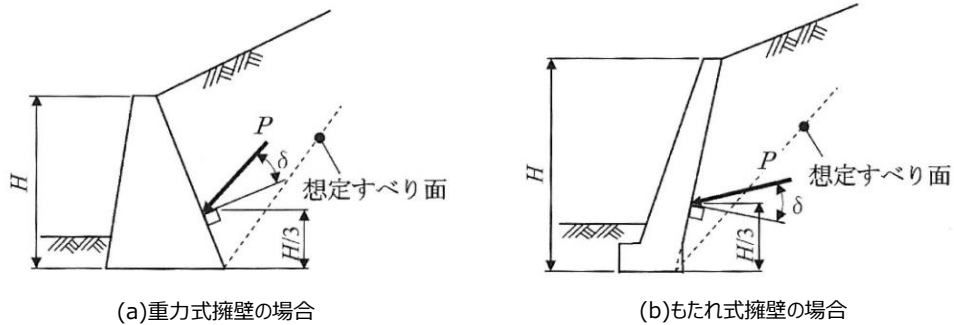


図 3-28 土圧作用面（重力式擁壁等）

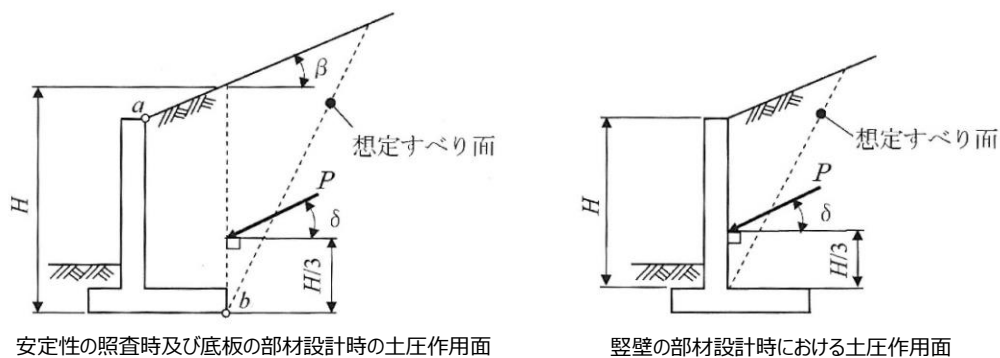


図 3-29 土圧作用面（片持ばり式）

表 3-13 壁面摩擦角

擁壁の種類	検討項目	土圧作用面の状態	壁面摩擦角	
			常時 δ	地震時 δ_E
もたれ式	安定性	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$
	部材応力			
片持ばり式等	安定性	土と土	β' (表 3-14 参照)	式による
	部材応力	土とコンクリート	$2\phi/3$	$\phi/2$

ϕ : 裏込め土のせん断抵抗角

Point

- $\beta' > \phi$ のときは、 $\delta = \phi$ とします。
- 透水マットを使用する場合には、 $2\phi/3$ を $\phi/2$ とします。
- 想定する滑り土塊の範囲内の法面勾配が一樣か否かで判断します。

表 3-14 仮想法面摩擦角 β' の設定法

背後の法面勾配	β'
一様な場合	法面勾配 β (図 3-29 参照)
変化する場合	仮定したすべり線と上部平面の交点から法肩までの距離を二分した点と仮想背面と法面の交点を結んだ線と水平面の勾配 (図 3-30 参照)

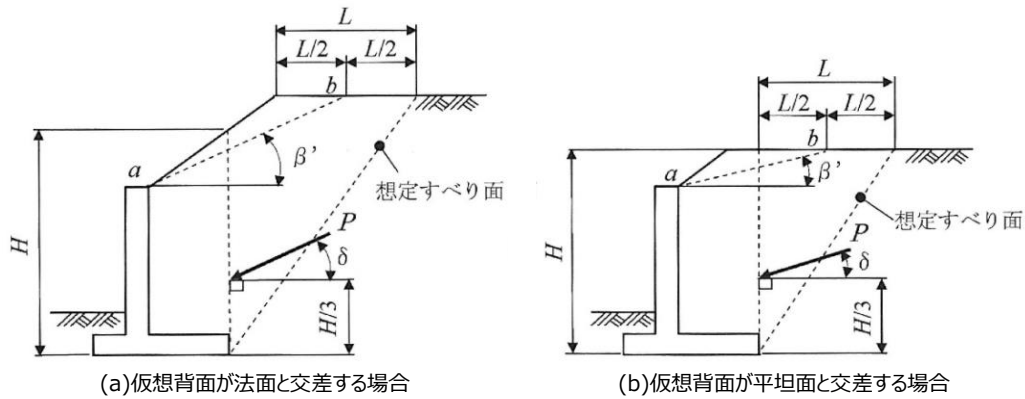


図 3-30 背後の法面形状が変化する場合の β' の設定方法

Point

引用：図3-28, 図3-29 道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）P98

図3-30 道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）P99

参考：表3-13, 表3-14 道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成24年7月）P99 一部修正

[仮想背面に土圧を作用させる場合の壁面摩擦角]

地震時の壁面摩擦角 δ_E は次の式により求める。

$$\tan \delta = \frac{\sin \phi \cdot \sin(\theta + \Delta - \beta)}{1 - \sin \phi \cdot \cos(\theta + \Delta - \beta)}$$

$$\sin \Delta = \frac{\sin(\beta + \theta)}{\sin \phi}$$

ただし、 $\beta + \theta \geq \phi$ となるときは、 $\delta = \phi$ とする。

- ϕ : 土の内部摩擦角
- θ : 地震時構成角 ($=\tan^{-1} K_h$)
- K_h : 設計水平震度
- β : 地表面勾配

[クーロンの土圧公式による算出]

以下の式により、擁壁の単位幅あたりに作用する主働土圧の合力を求める。

$$P_A = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot (H + h)^2$$

$$K_A = \frac{\cos^2(\phi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

背面土に積載荷重 q が作用する場合は、全主働土圧 P_A は以下のとおり P_{A1} と P_{A2} の合計とすること。

- P_A : 全主働土圧 (kN/m)
 K_A : 主働土圧係数
 γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)
 H : 宅地擁壁高さ (ただし、仮想背面を考える場合はその高さ) (m)
 h : 積載荷重による換算高さ ($= \frac{q}{\gamma}$) (m)
 q : 積載荷重 (kN/m²)
 ϕ : 土の内部摩擦角 (°)
 α : 宅地擁壁背面と鉛直面とのなす角 (°)
 δ : 壁面摩擦角 (°)
 β : 地表面と水平面のなす角 (°)

■Point

・クーロンの土圧公式は、擁壁背面の盛土形状が一様な場合で裏込め土の粘着力がない場合に適用可能です。また、 $\phi < \beta$ の場合も適用できません。

9.3.3 受働土圧

擁壁前面の埋戻し土は、基礎工事時の掘削等により乱されていることが多いことや、洗堀等の影響により長期にわたる確実性が期待できないことから、通常、受働土圧は考慮しません。ただし、地形条件の制約等により底板幅を変更して目標安全率を確保することが困難な場合において、やむを得ず前面土の受働土圧を考慮する場合は、基礎の根入れの深さを大きくするなどの対応を検討すること。

9.3.4 地震時土圧

[試行くさび法による算出]

以下の式により、地震時の主働土圧合力を求める。滑り面を求める際には、法肩の前後 2 か所において土圧合力 P_E の極値が存在することがあるので留意すること。

① 粘着力を考慮しない場合

$$P_{EA} = \frac{\sin(\omega_{EA} - \phi + \theta)W}{\cos(\omega_{EA} - \phi - \alpha - \delta) \cos \theta}$$

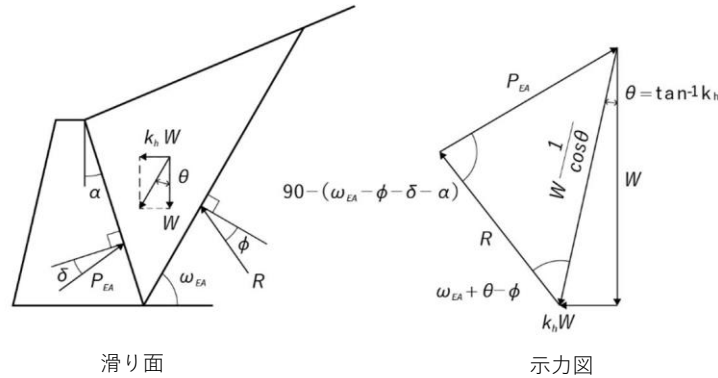


図 3-32 地震時主働土圧の考え方

② 粘着力を有する場合

$$P_{EA} = \frac{W \sec \theta \sin(\omega_{EA} - \phi + \theta) - cl \cos \phi}{\cos(\omega_{EA} - \phi - \alpha - \delta)}$$

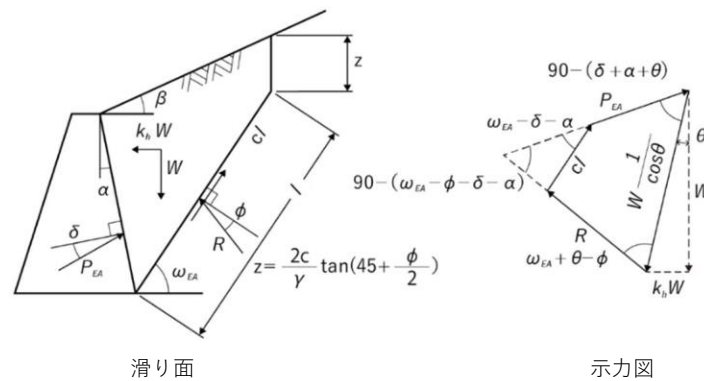


図 3-33 裏込め土が粘着力を有する場合の地震時主働土圧

- P_E : 地震時主働土圧合力 (kN/m)
- θ : 地震合成角 (°) $\theta = \tan^{-1} k_h$
- c : 粘着力 (kN/m²)
- l : 仮定した滑り面の長さ(m)
- β' : 仮想法面傾斜角 (°) (表 3-14 参照)
- z : 粘着高(m)
- $z = \frac{2c}{\gamma} \cdot \tan\left(45^\circ + \frac{\phi}{2}\right)$
- γ : 単位体積重量 (kN/m³)
- ϕ : 土の内部摩擦角 (°)
- k_h : 設計水平震度
- α : 擁壁背面と鉛直面のなす角 (°)

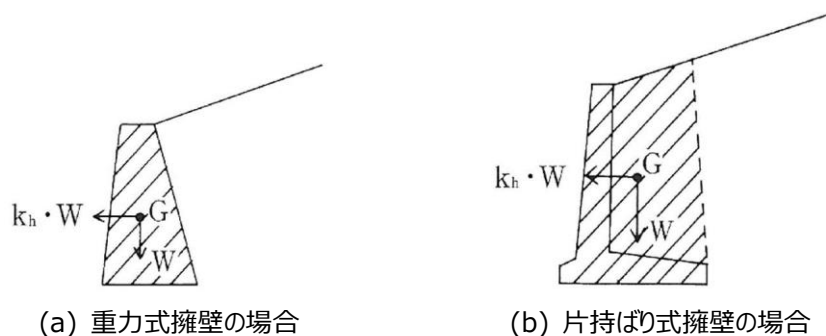


図 3-34 地震時慣性力の考え方

■Point

引用：図3-32 建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、2019年11月） P90

図3-33 建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、2019年11月） P91

参考：図3-34 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P460 一部修正

[岡部・物部式による算出]

以下の式により、擁壁の単位幅当たり作用する地震時主働土圧合力 P_{EA} を求める。

$$P_{EA} = \frac{1}{2} K_{EA} \cdot \gamma \cdot (H + h)^2$$

$$K_{EA} = \frac{\cos^2(\phi - \alpha - \theta)}{\cos \theta \cdot \cos^2 \alpha \cdot \cos(\delta + \alpha + \theta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi - \beta - \theta)}{\cos(\alpha - \beta) \cdot \cos(\delta + \alpha + \theta)}} \right\}^2}$$

P_{EA} : 地震時全主働土圧 (kN/m)

K_{EA} : 地震時主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)

H : 宅地擁壁高さ（ただし、仮想背面を考える場合はその高さ） (m)

h : 積載荷重による換算高さ(= $\frac{q}{\gamma}$)(m)

ϕ : 土の内部摩擦角 (°)

α : 宅地擁壁背面と鉛直面とのなす角 (°)

δ : 壁面摩擦角 (°)

β : 地表面と水平面のなす角 (°)

θ : 地震合成角 (°) $\theta = \tan^{-1} k_h$

■Point

・積載荷重を考慮する場合、常時と同様に計算してください。

[クーロンの受働土圧公式による算出]

通常、擁壁の設計では前面の埋め戻し土による受働土圧を無視しているが、地震時の設計などにおいて擁壁前面上の抵抗力を考慮する場合には、クーロンの土圧公式を用いるのが一般的である。ただし、この場合においても擁壁の埋め戻し土が排水路等によって乱されないことを前提とする。擁壁の設計時には受働土圧は水平に作用するため、壁面摩擦角 δ の取り方に注意する。鉛直な面に作用する場合には $\delta=0$ とし、 K_p を求める式の ϕ は最大 30 度とする。以下の式により、地震時等における受働土圧 P_p を求める。

$$P_p = \frac{1}{2} K_p \cdot \gamma \cdot H^2$$
$$K_p = \frac{\cos^2(\phi + \alpha)}{\cos(\alpha - \delta) \cos^2 \alpha \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\phi + \delta) \cdot \sin(\phi + \beta)}{\cos(\alpha - \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

- P_p : 全受働土圧 (kN/m)
 K_p : 受働土圧係数
 ϕ : 土の内部摩擦角 (°)
 α : 宅地擁壁前面と鉛直面とのなす角 (°)
 δ : 壁面摩擦角 (°)
 β : 宅地擁壁前面の地表面と水平面のなす角 (°)
 γ : 埋め戻し土の単位体積重量 (kN/m³)
 H : 受働土圧を考慮する高さ (m)

9.4 安定性

9.4.1 転倒に対する検討

以下の式により、転倒に対する安全率の確認を行ってください。

$$F_s = \frac{\text{抵抗モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_o}$$

F_s : 転倒安全率

M_r : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN・m)

M_o : 転倒させようとするモーメント (kN・m)

9.4.2 滑動に対する検討

以下の式により、滑動に対する安全率の確認を行ってください。

底版と基礎地盤の間の付着力 C_B は考慮せず、 $C_B=0$ と設定すること。

$$F_s = \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v \cdot \mu + C_B \cdot B}{R_H}$$

F_s : 滑動安全率

R_v : 基礎下面における全鉛直荷重 (kN/m)

R_H : 基礎下面における全水平荷重 (kN/m)

μ : 擁壁底版と基礎地盤の間の摩擦係数

C_B : 擁壁底版と基礎地盤の間の粘着力 (kN/m)

B : 基礎底版幅 (m)

9.4.3 地盤支持力に対する検討

以下の式により、地盤支持力に対する安全率の確認を行ってください。

[作用点が底版中央より前方にある場合]

① 合力作用点が底版中央の底版幅 $1/3$ の中にある場合

$$q_1 = \frac{R_v}{B} \cdot \left(1 + \frac{6e}{B}\right)$$

$$q_2 = \frac{R_v}{B} \cdot \left(1 - \frac{6e}{B}\right)$$

q_1 : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

q_2 : 擁壁の底面後部で生じる地盤反力度 (kN/m²)

R_v : 底版下面における全鉛直荷重 (kN)

e : 偏心距離 (m)

$$e = \frac{B}{2} - d$$

B : 底版幅 (m)

d : 底版つま先から合力作用点までの距離 (m)

$$d = \frac{(M_r - M_o)}{V} = \frac{(M_r - M_o)}{(W + P_v)}$$

M_r : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN/m^2)

M_o : 転倒させようとするモーメント (kN/m^2)

V : 擁壁に作用する力及び自重の鉛直成分 (kN) ($=W+P_v$)

② 合力作用点が底版中央の底版幅 $2/3$ の中にある場合(かつ底版中央の底版幅 $1/3$ の外にある場合)

$$q_1 = \frac{2R_v}{3d}$$

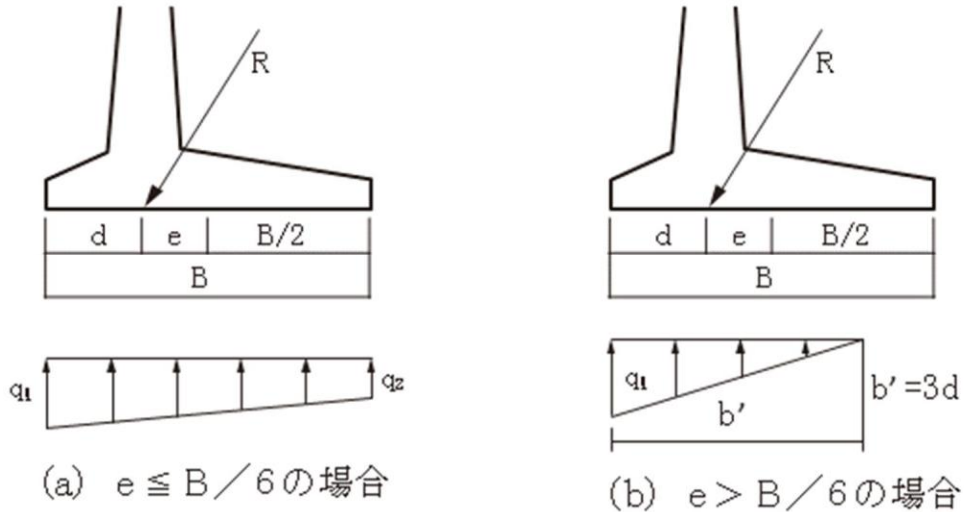


図 3-35 擁壁底面の地盤反力分布

Point

引用：図 3-35 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P447

[地盤支持力に対する検討]

q_1 及び q_2 は次式を満足しなければならない。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a = \frac{q_u}{F_s}$$

q_a : 地盤の許容支持力度 (kN/m^2)

q_u : 地盤の極限支持力度 (kN/m^2)

F_s : 地盤の支持力に対する安全率

地盤の許容支持力度又は極限支持力度は、土質調査や原位置載荷試験を行って求めることを原則とするが、前述したように擁壁高さ 5m 程度以下の工事等の場合は、建築基準法施工令第 93 条の表によることができる。

9.5 部材の応力

政 令

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一〜四 略

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二〜四 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

一 略

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

【建築基準法施行令】

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

表一

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
略									
この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。									

表二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F／1.5（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	F／1.5（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が二九五を超える場合には、二九五）
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F／1.5（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	F／1.5（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		—	F／1.5	F／1.5	—	F（ただし、床版に用いる場合に限る。）	F
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。							

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F／3	F／30 (Fが二を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)	〇・七（軽量骨材を使用するものにあつては、〇・六)		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍（Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			
この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。							

告 示

【建設省告示第 1450 号】

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件（平成 12 年 5 月 31 日）

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合には、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F / 100)$$

（この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

F 設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

【建設省告示第 2464 号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（平成 12 年 12 月 26 日）

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
（略）		（略）
異形鉄筋	SDR二三五	二三五
	SD二九五A	二九五
	SD二九五B	
	SD三四五	三四五
	SD三九〇	三九〇
（略）		（略）

この表において、（略）SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）一一九八七に定める（略）SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、（略）それぞれ表すものとする。（略）

第10章 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

10.1 崖面崩壊防止施設の設置

政 令

（擁壁、排水施設その他の施設）

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（八に係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

省 令

（崖面崩壊防止施設）

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

解説

盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆うことが原則です。擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生じる場所に限り、特例として崖面崩壊防止施設の使用を認めています。

審査基準

図面等により、崖面崩壊防止施設を適用できる土地であることを確認します。

[崖面崩壊防止施設を適用できる土地]

- ① 地盤の支持力が小さく不同沈下が懸念される又は湧水や常時流水等が認められる場所であること。
- ② 土地利用計画、周囲の状況から勘案して、地盤の変形を許容できること。

10.2 崖面崩壊防止施設の設計

政 令

（崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準）

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

省 令

（擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

解説

崖面崩壊防止施設に必要な性能が規定されています。

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動に追従できるとともに地下水を有効に排除できる構造であること、土圧、水圧及び自重（土圧等）の影響により、①損壊②転倒③滑動④沈下しない構造とする。

10.3 崖面崩壊防止施設の種類の選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。

[留意事項]

崖面崩壊防止施設は一定の変形を許容する施設であるため、住宅地等の変形が許容されない土地利用のための造成では、擁壁の代替施設として適用できない。

崖面崩壊防止施設は、以下に示す工種ごとの特性を参考に選定すると良い。

表 3-15 崖面崩壊防止施設の特性概要

代表工種	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
変形への追従性	中程度	高い	中程度
耐土圧性	相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性	高い (中詰材を高透水性材料とすることで 施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水機能を設置する)

Point

引用：表 3-15 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P528

10.4 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

- ・ 崖面崩壊防止施設は、工種によって求められる性能や構造計算方法が異なるため、適切な規格及び部材を選定し、常時及び地震時の安定性を確保することが必要である。
- ・ 崖面崩壊防止施設は背面地盤からの土圧が小さい場合に適することから、周辺斜面を含む地盤全体の安定性が確保できない場合には適用できない。

第11章 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

11.1 法面の保護

政 令

（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

解説

盛土又は切土に伴って生じる法面（崖面を含む）が、風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、法面保護工により地盤面を保護する必要があります。

なお、擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた法面については、本条の適用はありません。

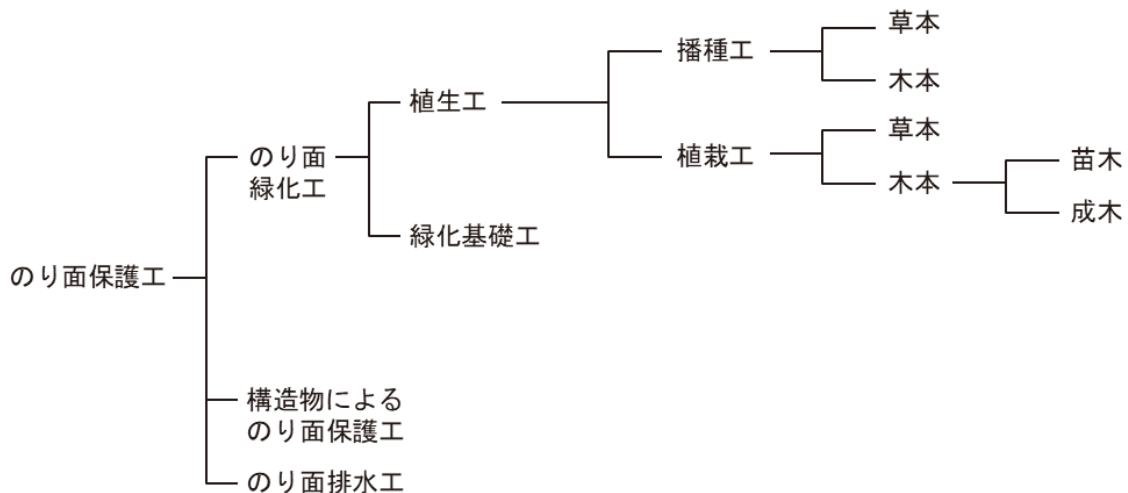


図 3-36 法面保護工の分類

Point

引用：図:3-36 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P338

審査基準

図面等により、法面の状況に応じた適切な工法により法面が保護されていることを確認します。適切な工法については、盛土により生じた法面は図 3-38、切土により生じた法面は図 3-39～図 3-41 のフローにより判定します。

法面全体を覆う構造物工を使用するときは、水抜き穴、伸縮目地の設置が必要です。このほか、保護工の詳細については、「道路土工 切土・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成 21 年 6 月） 法面保護工」に倣い設計してください。

なお、次に掲げる地盤面（崖面を除く。）については、保護の必要はありません。

[保護の必要がない地盤面]

- ① 崖の反対方向に勾配を付した崖面天端
- ② 舗装された地盤面
- ③ 植物の生育が確保される地盤面

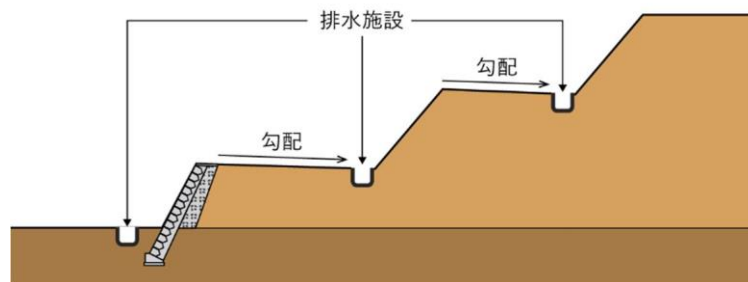


図 3-37 崖面天端の勾配

Point

参考：図 3-37 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P208,P209

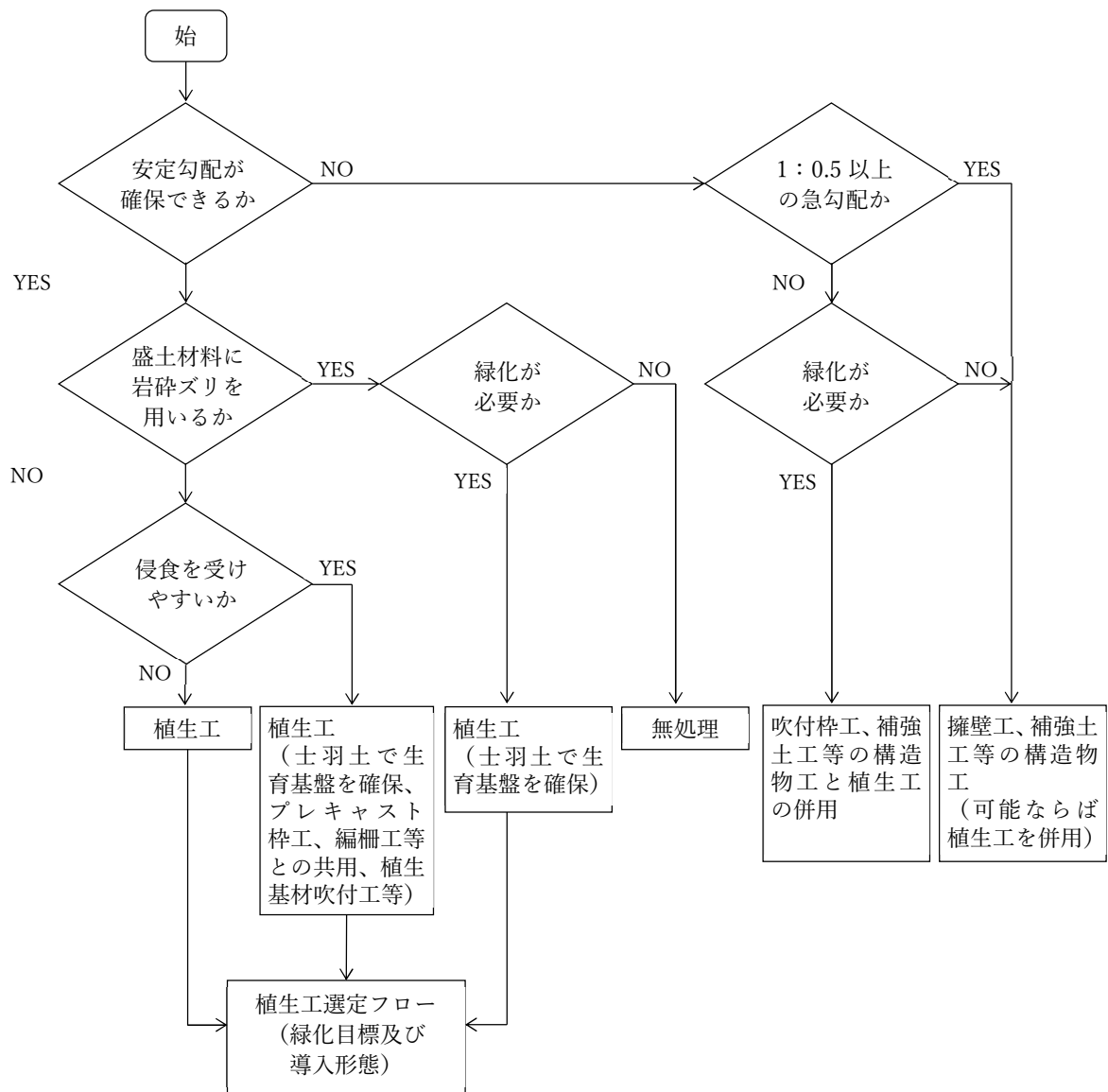


図 3-38 法面保護工選定フロー（盛土法面の場合）

表 3-16 盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配の目安

盛土材料	盛土高	勾配	平均値
粒度の良い砂（S）、礫及び細粒分混じり礫（G）	5m以下	1：1.5～1：1.8	31°
	5～15m	1：1.8～1：2.0	28°
粒度の悪い砂（SG）	10m以下	1：1.8～1：2.0	28°
岩塊（ずりを含む）	10m以下	1：1.5～1：1.8	31°
	10～20m	1：1.8～1：2.0	28°
砂質土（SF）、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等）	5m以下	1：1.5～1：1.8	31°
	5～10m	1：1.8～1：2.0	28°
火山灰質粘性土（V）	5m以下	1：1.8～1：2.0	28°

■Point

- ・岩砕ズリとは、主に風化による脆弱性が発生しにくいような堅固なものとし、それ以外は一般的な土質に準じます。
- ・侵食を受けやすい盛土材料としては、砂や砂質土等が挙げられます。
- ・浸食を受けやすい法面で植生工を施工する場合は、降雨等の侵食に耐える工法を選択してください。

参考：図 3-38 道路土工 盛土工指針（平成 22 年度版）P147 一部修正

引用：表 3-16 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P175

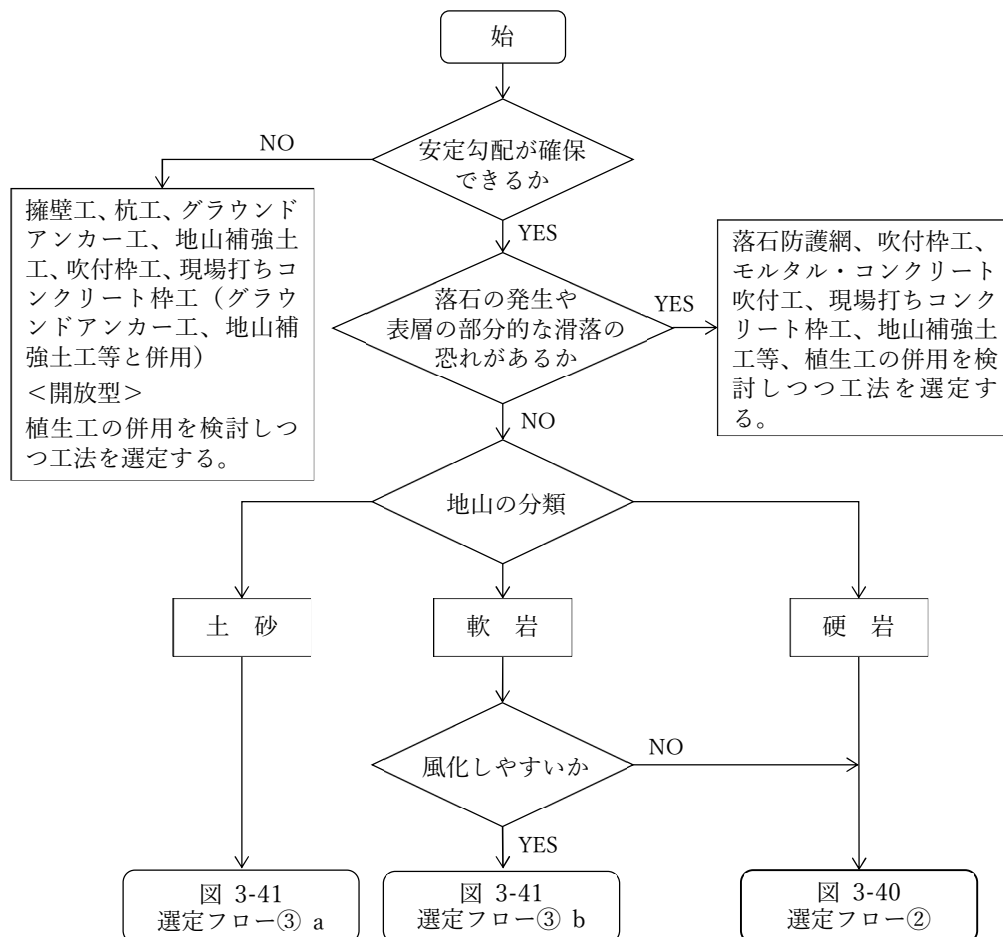


図 3-39 法面保護工の選定フロー①（切土法面の場合）

■Point

- ・軟岩とは、固結の程度の良い第 4 紀層、風化の進んだ第 3 紀層以前のもの、立派掘削できるものを指します。硬岩とは、亀裂がまったくない又は少ないもの、密着の良いものを指します。
- ・風化しやすい土質として、第三紀の泥岩、頁岩、固結度の低い凝灰岩、蛇紋岩等が挙げられます。
- ・浸食を受けやすいものとして、しらす、まさ、山砂、段丘礫層等、主として砂質土からなる土砂が挙げられます。

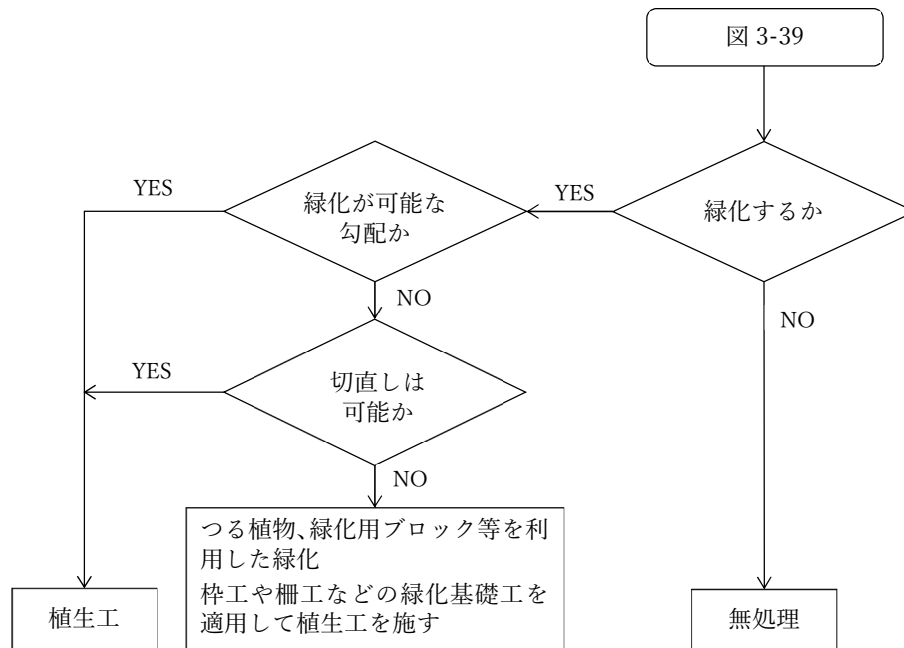


図 3-40 法面保護工の選定フロー②（切土法面の場合）

■Point

参考：図 3-39, 図 3-40 道路土工 切土・斜面安定工指針（平成 21 年度版）P198 一部修正

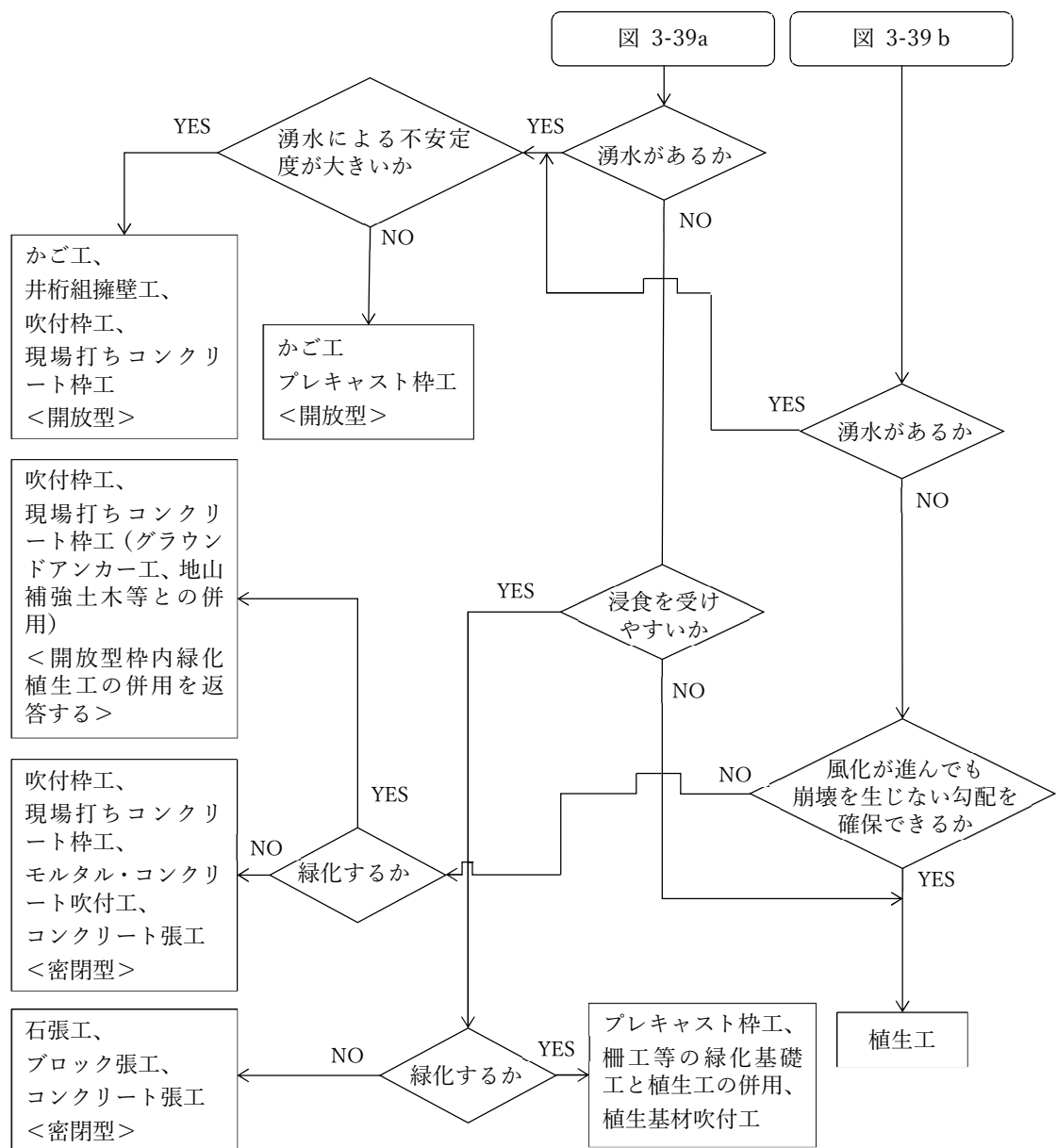


図 3-41 法面保護工の選定フロー③（切土法面の場合）

Point

参考：図 3-41 道路土工 切土・斜面安定工指針（平成 21 年度版）P198 一部修正

表 3-17 切土に対する標準法面勾配

土工区分、土質		法高	① H≤5m (崖の上端からの垂直距離)	② H>5m (崖の上端からの垂直距離)
切土	軟岩（風化の著しいものは除く）		80 度（約 1 : 0.2）以下	60 度（約 1 : 0.6）以下
	風化の著しい岩		50 度（約 1 : 0.9）以下	40 度（約 1 : 1.2）以下
	砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの		45 度（約 1 : 1.0）以下	35 度（約 1 : 1.5）以下
	上記以外の土質（岩屑、腐植土（黒土））、埋土、その他これらに類するもの		30 度（約 1 : 1.8）以下	30 度（約 1 : 1.8）以下
盛土			30 度（約 1 : 1.8）以下	

Point

引用：表 3-17 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P355

第12章 軟弱地盤対策

12.1 軟弱地盤の概念

軟弱地盤は、盛土及び構造物の荷重により大きな沈下を生じ、盛土端部が滑り、地盤が側方に移動する等の変形が著しく、開発事業等において十分注意する必要がある地盤です。なお、地震時に液状化が発生するおそれがある砂質地盤については一種の軟弱地盤と考えられ、必要に応じて別途検討するものとします。

12.2 軟弱地盤対策の検討

軟弱地盤対策に当たっては、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて、沈下計算及び安定計算を行い、隣接地も含めた造成上の問題点を総合的に検討してください。

その結果、盛土、構造物等に対する影響がある場合は、対策工の検討を行ってください。

12.3 軟弱地盤対策工の選定

対策工の選定に当たっては、次の諸条件を十分に考慮することが大切です。

- 1) 地盤条件（土質、軟弱層厚、成層状態、基盤の傾斜等）
- 2) 土地条件（土地利用、施設配置、盛土厚等）
- 3) 施工条件（用地、工費、工期、材料、施工深度等）
- 4) 環境条件（周辺環境、隣接地への影響等）

12.4 軟弱地盤対策の各工法の設計及び施工

対策工の設計に当たっては、その特徴を十分理解するとともに、軟弱地盤の性質を的確に把握することが大切です。また、施工に際しても、かく乱等により地盤の性状を著しく変化させ、設計時の条件と異なった状態とならないように十分留意する必要があります。

なお、具体的な工法については下表になります。

表 3-18 軟弱地盤対策の各工法の目的及び特徴

工法	概要
表層処理工法	表層処理工法は、軟弱地盤上の地表水の排除、盛土内の水位低下、施工機械のトラフィカビリティの確保、軟弱地盤上の盛土又は構造物の支持力確保等を目的として用いる。
置換工法	置換工法は、盛土端部の安定を短期間に確保する場合、盛土層が薄く建物荷重や交通荷重による沈下が大きな問題となる場合等において、軟弱土を良質材に置き換える工法である。
押え盛土工法	押え盛土工法は、盛土端部の安定確保及び側方地盤の変形の軽減を目的とする工法であり、用地に余裕がある場合及び施工時の変状に対する応急対策として用いる。
緩速載荷工法	緩速載荷工法は、盛土端部の安定確保及び側方地盤の変形の抑制を目的として、地盤の変形等を計測しながら盛土を施工する工法である。
載荷重工法	載荷重工法は、圧密沈下を促進して残留沈下を軽減する目的で用いる工法である。
バーチカルドレーン工法	バーチカルドレーン工法は、圧密沈下の促進及び地盤の強度増加を目的として用いる工法である。
締固め工法	締固め工法は、盛土端部の安定を図ることを目的とする工法であり、主にサンドコンパクションパイル工法が用いられている。
固結工法	固結工法は、盛土端部若しくは盛土全体の安定確保又は構造物基礎地盤の改良を目的として用いる工法である。

詳細は、盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅱ X・1-X・10 を参照のこと

Point

参考：表 3-18 盛土等防災マニュアル P16

第13章 地盤の液状化

13.1 液状化対策の基本

開発事業等に際しては、開発事業等実施地区及びその周辺域において、地震時の液状化現象により悪影響が生じることを防止・軽減するため、液状化に対する検討を行い、適切な対策を行う必要があります。

13.2 液状化地盤の確認・調査

開発事業等に際しては、あらかじめ既存資料等により液状化地盤の分布状況を確認するものとします。また、土地利用計画等を踏まえ、必要に応じて地盤調査、土質試験等を行い、開発事業等実施地区及びその周辺域の液状化地盤の分布、液状化発生の可能性に関する判定等を行うものとします。さらに、液状化が発生すると、周辺地形等の条件によっては地盤が側方流動することがあるため、地盤調査及び土質試験のほか、周辺地形等の調査も必要になります。

13.3 液状化地盤の判定

液状化地盤の判定は、標準貫入試験、スクリーウエイト貫入試験、コーン貫入試験等の地盤調査結果、細粒分含有率試験結果、地下水位の測定結果等を用いて行うことを標準とします。また、必要に応じて判定結果に基づく液状化地盤の分布を示した地図（液状化マップ）を作成します。

13.4 液状化対策工法の検討

開発事業等実施地区又はその周辺域に液状化地盤が存在する場合には、地震時における地盤の液状化に伴う被害及び悪影響の範囲並びに程度に関する十分な検討に基づき、土地利用計画、経済性、構造物等の重要性等を総合的に勘案して対策工の必要性及びその範囲並びに程度について検討し、適切な対策工を選定するものとします。また、地盤の液状化による被害又は悪影響が著しい場合には、土地利用計画を再検討することも必要です。なお、液状化対策は実施の時期として、開発事業等の実施段階で行う場合とその後の建築物等の建設段階で行う場合があり、対策の方針として、液状化の発生そのものを抑制する方法と液状化の発生を前提に建築物等の基礎構造で対応する方法、さらに、それぞれを併用する方法があるため、最も適切な対応方法について十分な検討が必要となります。

詳細は、盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅱ X・11 を参照のこと

第14章 排水工に関する技術的基準

14.1 排水工の分類

政 令

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。

二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所

ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

解説

地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときに、排水工を設けることを規定しています。

水を原因とした盛土の崩壊は、法面を流下する表面水により表面が侵食・洗掘されることによる崩壊と、浸透水により法面を構成する土のせん断強さが減少するとともに間隙水圧が増大することから生じる崩壊とに分けられます。この両者を防止するために、排水工を適切に設計しなければなりません。

Point

・法令では、管渠を排水施設、砂利等によるものを透水層と区別していますが、本手引においては、まとめて「排水工」と呼称します。

表 3-19 排水施設の諸元一覧

排水施設		基本諸元
機能	施設名称	
地下水排除工	暗渠排水工	本管 : 管径 300mm 以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討） 補助管 : 管径 200mm 以上 補助管間隔：40m を標準とし、溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は 20m 以内
	基盤排水層	厚さ : 0.5m を標準とし、溪流等をはじめとする地下が多いことが想定される場合等は 1.0m 以上 範囲 : のり尻からのり肩の水平距離の 1/2 の範囲及び谷底部を包括して設置（地表面勾配 $i < 1 : 4$）
盛土内排水層	水平排水層	厚さ : 0.3m 以上（碎石や砂の場合） 配置 : 小段ごと 範囲 : 小段高さの 1/2 以上

■Point

参考：表 3-19 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P137 一部修正

14.2 排水工（管渠）

審査基準

図面等により排水工の構造が、以下の基準に適合していることを確認します。

[排水工（管渠）の構造]

- ・ 排水工は、堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- ・ 排水工は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。
- ・ 管渠の勾配及び断面積は、計画雨水量に対して十分な流下能力を有していることを確認し定めること。
- ・ 暗渠の場合 1.5 倍（7 割断面）、開渠の場合 1.2 倍（8 割断面）以上とすること。なお、暗渠のうち円形管の場合は 1.5 倍（7 割水深）以上とすること。
- ・ 雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次にげる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

ア 管渠が始まる箇所

イ 排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所

ウ 管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所

- ・ ますの底に、深さ 150mm 以上の泥だめが設けられていること。
- ・ ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。

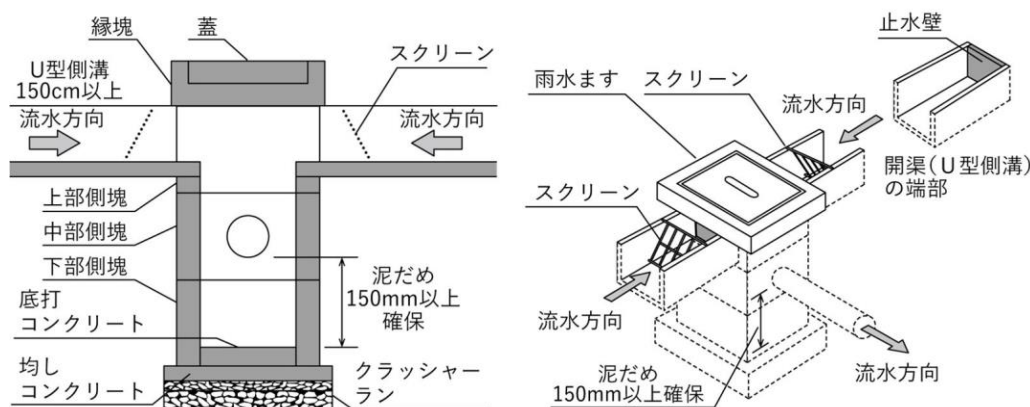


図 3-42 排水工の標準構造図

Point

流量計算⇒表面排水工の規格

14.3 表面排水工

14.3.1 表面排水工の種類

表面排水工の種類とその機能は表 3-20 に示すとおりです。

表 3-20 表面排水工の種類

排水工の種類	機能	必要な性能
法肩排水工	法面への表面水の流下を防ぐ	想定する降雨に対し溢水、跳水、越流しない
小段排水工	法面への雨水を縦排水へ導く	
縦排水工	法肩排水工、小段排水工の水を法尻へ導く	
法尻排水工	法面への雨水、縦排水工の水を排水する	
法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊を防止する	十分な透水性の確保

Point

・法面に降る雨水は浸透能力を超えれば法面を流下し、その水は分散作用と運搬作用により法面を侵食します。法面侵食の防止には、表面排水工の設置が有効です。

参考：表 3-20 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月） P156 一部修正

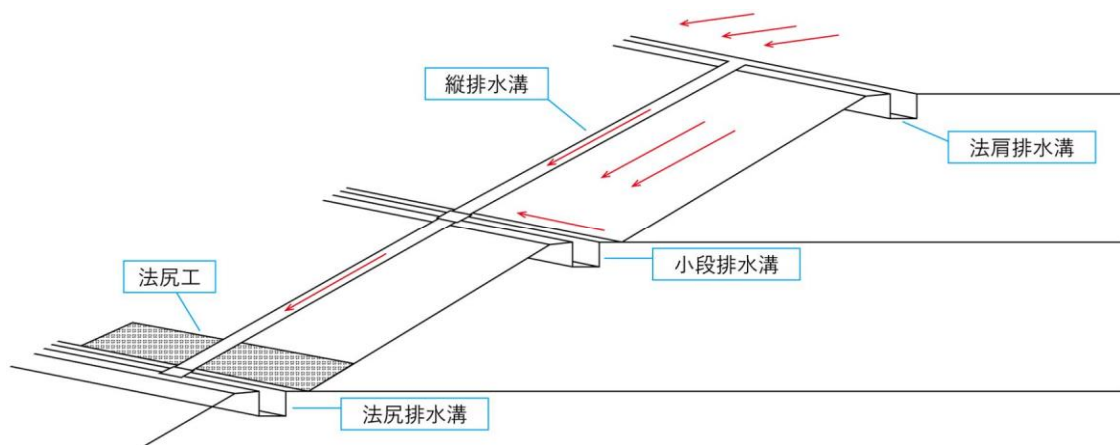


図 3-43 表面排水工の種類

14.3.2 表面排水工の配置

審査基準

図面等により、以下に示す場合に排水工が設置されていることを確認します。

[法肩排水溝]

- ・ 法肩より上部に斜面地が続くなど、法肩に外部から地表水等の流入が想定される場合は、法肩に排水溝を設置すること。

[小段排水溝]

- ・ 崖面天端には、原則、排水溝を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できるときは、この限りではない。

[縦排水溝]

- ・ 法肩排水工、小段排水溝又は法尻排水溝を設置する場合、必要に応じて、縦排水溝を設置すること。

[法尻排水溝]

- ・ 集水量が多い場合には、流量計算に基づいて断面を決定し、適切な流末処理を行うこと。
- ・ 浸透により法面のすべりが生じないように十分な対策を行うこと。

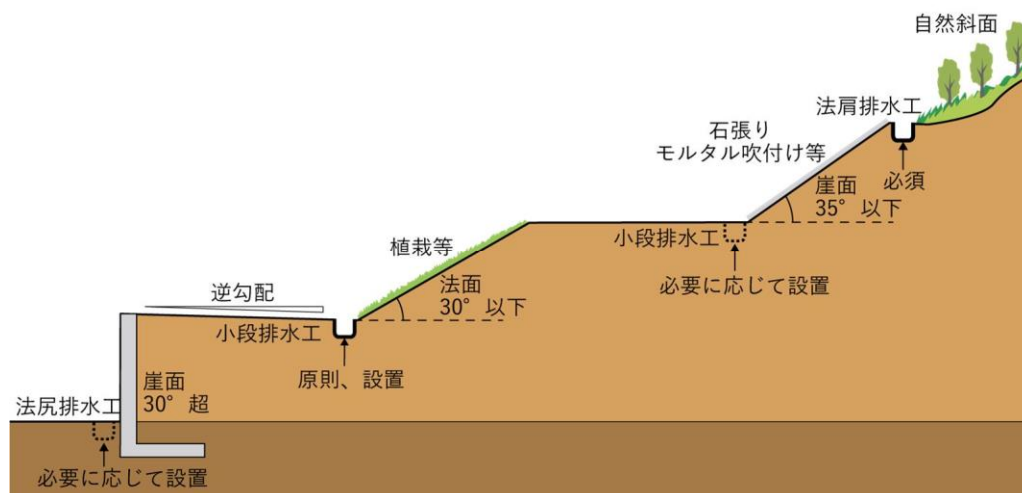


図 3-44 表面排水工の配置

行政指導指針

- ・ 審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて表面排水工を設置することが望ましい。

14.3.3 表面排水工の構造

審査基準

図面等により、排水工が以下に示すとおり適切に設計されていることを確認します。

[法肩排水溝]

- ・ 法肩排水溝は、以下を参考に設計すること。

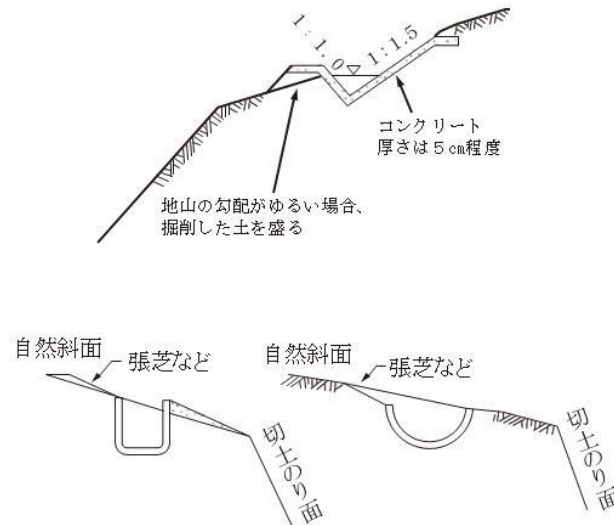


図 3-45 法肩排水工

[小段排水溝]

- ・ 小段排水溝は、以下を参考に設計すること。

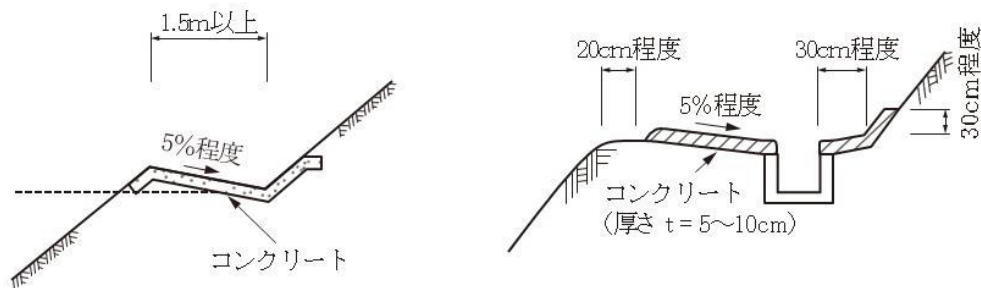


図 3-46 小段排水工

Point

引用：図 3-45 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P388

図 3-46 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P389

[縦排水溝]

縦排水溝の設計に当たっては、以下のとおりとすること。

- ・ 縦排水溝は、20m程度の間隔で設置すること。
- ・ 縦排水溝を設置の際は、地形的にできるだけ凹地の水の集まりやすい箇所を選定すること。
- ・ 排水溝には、既製コンクリート U 字溝（ソケット付きがよい）、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲート U 字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路などを用いること。
- ・ 法長 3m 程度の間隔で、縦排水溝下部にすべり止めを設置すること。
- ・ 縦排水溝の側面は勾配をつけ、芝張りや石張りを施すこと。
- ・ 縦排水溝は、水が漏れたり飛び散ることのない構造とすること。特に法尻等の勾配変化点では、排水溝への跳水防止版の設置、排水溝の外側への保護コンクリート等の措置を講じること。
- ・ 法面の上部に自然斜面が続いて、その斜面に常時流水のある沢や水路がある場合は、縦排水溝の断面に十分余裕を持たせること。
- ・ 接続する横排水溝の断面、土砂や枝葉、堆積物を考慮し縦排水溝の断面に十分余裕を持たせること。
- ・ 排水溝の合流する箇所には、水が飛散しないようにふたを設けたマスを必ず設置すること。また、マスには泥溜を設けること。

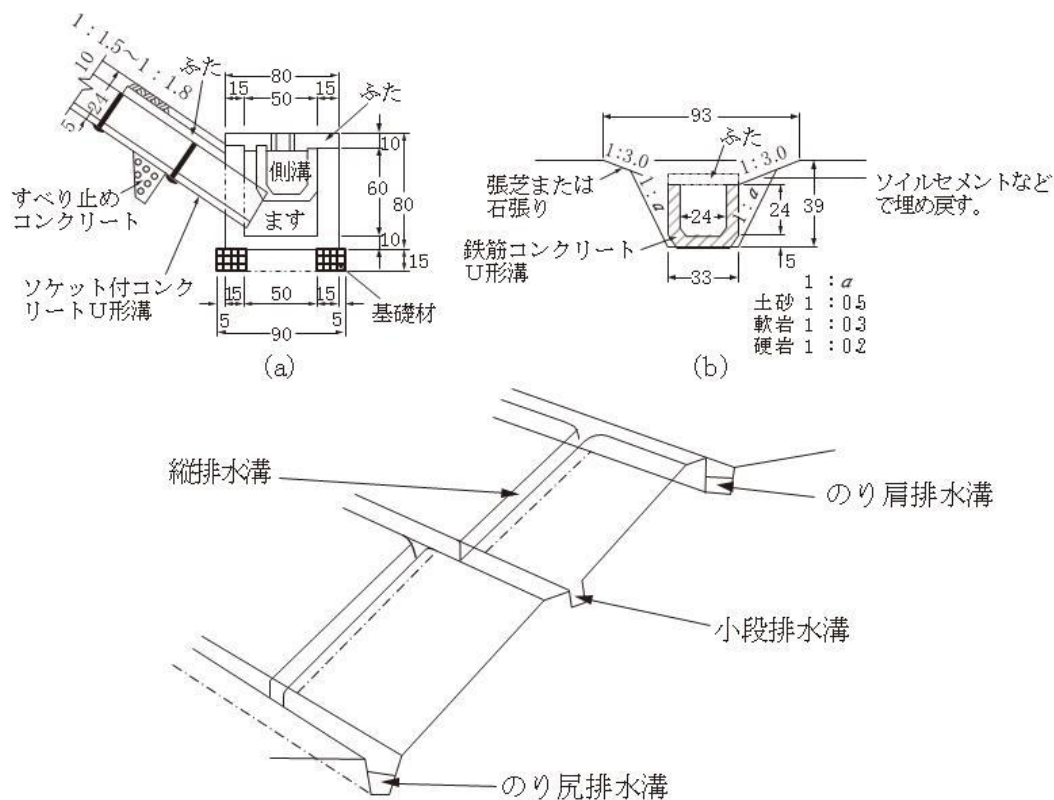


図 3-47 U 型による縦排水工の構造図

Point

引用：図 3-47 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P390

[法尻排水溝]

- ・ 法尻排水溝の流末は、排水能力のある施設に接続するよう設計すること。

[法尻工]

- ・ 法尻工は、表 3-31 を参考に設置すること。

14.3.4 表面排水工の断面

審査基準

計算書、図面等により、表面排水工の流下能力量がその土地における計画流出量を上回ることを確認します。

ア 計画雨水量（Q）の算定

雨水については、開発区域の規模、地形等を勘案して、降雨強度（I）、流出係数（C）を定め、計画雨水量（Q）を算定します。計画雨水量の計算方法としては、一般には次の式を標準とします。

$$Q = \frac{1}{360} C \times I \times A \quad (\text{合理式})$$

$$I = \frac{a}{t + b} \quad (\text{タルボット式})$$

Q：計画雨水量（m³/sec）

C：流出係数

I：降雨強度（mm/hr）

A：集水区域面積（ha）

a, b：定数

t：流達時間（分）

(ア) 降雨強度（I）

降雨強度（I）は、当該地域の気象を表す気象観測所の観測開始以来の資料をもとに 5 年確率で想定される値以上を用いますが、都市計画公共下水道事業の降雨強度式（表 3-21）を用いて求めるものとします。ただし、当面の間は群馬県内都市別降雨強度表（表 3-22）を用いてよいものとします。

表 3-21 都市計画公共下水道事業の降雨強度式

公共下水道実施状況（平成 15 年度末）（単位：mm/hr）

市町村名	降雨強度式	市町村名	降雨強度式	市町村名	降雨強度式
前橋市	6,350/(t+40)	館林市	4,609/(t+21)	吉井町	6,200/(t+40)
高崎市	6,200/(t+40)	渋川市	7,500/(t+50)	甘楽町	6,390/(t+40)
桐生市	6,500/(t+42)	藤岡市	5,200/(t+27)	中之条町	6,200/(t+40)
伊勢崎市	5,800/(t+38)	富岡市	5,076/(t+35.76)	草津町	4,800/(t+40)
太田市	6,909/(t+43.2)	安中市	6,610/(t+42)		
沼田市	4,350/(t+27)	みどり市	6,350/(t+40)		

（注）上表以外の地域については気象条件の類似した近隣市町村の値を用いてもよい。

表 3-22 群馬県内都市別降雨強度表

（単位：mm/hr）

市町村名	降雨強度	市町村名	降雨強度	市町村名	降雨強度
前橋市	63.5	藤岡市	59.8	中之条町	62.0
高崎市	62.0	安中市	64.8	甘楽町	63.9
伊勢崎市	59.2	館林市	56.9	富岡市	53.0
太田市	66.9	草津町	48.0	沼田市	50.0
桐生市	63.7	吉井町	62.0	みどり市	63.5
渋川市	68.2				

（注）森林法、河川改修等特別の定めにより、上記より数値が大なる場合はその値を用いること。

(イ) 流達時間 (t)

流達時間 (t) は、雨水が排水施設に流入するまでの流入時間 (t₁) と排水施設に流下した雨水がある地点まで流下するまでの流下時間 (t₂) の和 (t) = (t₁) + (t₂) であり、流入時間 (t₁) は原則として 7 分 (5～10 分の平均値) を標準とするが、カーベイ式で求めてもよいものとします。

また、流下時間 (t₂) は、管渠の区間ごとの距離と計画流量に対する流速とから求めた区間ごとの流下時間を合計して求めるものとします。

t = 流達時間 (分)

t = t₁ + t₂

t₁ : 流入時間 (標準 = 7 分)

t₂ = L / (V・60)

L : 流路長 (m)

V : 流 速 (m/秒)

(ウ) 流出係数 (C)

流出係数 (C) は、下表により、標準値を定め、加重平均して総合した流出係数を決定します。

表 3-23 工種、地域別流出係数

工 種 別	流 出 係 数	地 域 別	流 出 係 数
不浸透性道路	0.95	市中の建て込んだ地区	0.90
アスファルト道路	0.90	建て込んだ住宅地区	0.70
透水性アスファルト道路	0.80	田	0.70
マカダム道路	0.60	畑	0.60
砂利道	0.30	建て込んでない住宅地区	0.50
空地	0.30	公園・広場	0.30
公園・芝生・牧場	0.25	芝生・庭園・牧場	0.25
		森林地方	0.20

(注) 森林法、河川改修等特別の定めにより、上記より数値が大きくなる場合はその値を用いること。

表 3-24 用途別総合流出係数標準値

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場などの間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
住宅公団団地などの中層住宅団地や1戸建て住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ屋敷群や農家住宅、畑地などが割合残る郊外地域	0.35

(注) 一般的な宅地造成地は、0.6 以上の流出係数を使用すること。

■Point

引用 : 表 3-21, 表 3-22 群馬県開発許可制度の手引 (令和 6 年 4 月 1 日改訂版) P53

表 3-23, 表 3-24 群馬県開発許可制度の手引 (令和 6 年 4 月 1 日改訂版) P54

イ 計画汚水量の算定

汚水については、生活又は事業に起因し、又は付随する排水量、すなわち計画人口 1 人 1 日最大給水量から算出される計画 1 日最大汚水量に、工場等の排水量及び侵入が予想される地下水量を加え、計画最大汚水量を求め、これを計画汚水量とします。

(ア) 下水道処理区域内の場合

○ 計画1日最大汚水量

1 人 1 日最大汚水量に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場排水量その他を加算したものとします。

○ 計画1日平均汚水量

1 人 1 日最大汚水量の 80% に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場排水量その他を加算したものとします。

○ 計画時間最大汚水量

1 人 1 日最大汚水量の 1 時間当たりの 50% 増に計画人口を乗じ、必要に応じて地下水量と工場排水量その他を加算したものとします。

(注) ● 1 人 1 日最大汚水量：市町村が定める 1 人 1 日最大汚水量の数値による。ただし、定めがない場合には表 3-25（利根川流域別下水道整備計画 H23.3）を参考とする。

● 地 下 水 量：地下水量は 1 人 1 日最大汚水量の 20% 以下として定めます。

● 工 場 排 水 量：井河水等を使用しかつ多量に排出する工場については個々に排水量を調査し、将来も見込んで定めます。

上記の基準にかかわらず、市町村において特別の定めがある場合はそれによるものとします。

a 計画汚水量（計画最大汚水量 Q）の算定式

$$\text{計画最大汚水量 } Q = \frac{\text{計画時間最大汚水量}}{60 \times 60} \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

計画時間最大汚水量 =

$$\frac{1 \text{ 人 1 日最大汚水量} \times (\text{割増率} + \text{地下水浸透率}) \times \text{計画人口} + \text{工場排水量}}{24 \quad (\text{m}^3/\text{hr})}$$

b 分流式計画下水量の簡略算式（流量計算用）※工場排水を見込まない場合

1 人 1 日最大汚水量…… Q d m³/人/日

(処理区域市町村別排水量原単位 表 3-25)

計画人口……… N 人 ※観光客数がある場合は計画人口に算入する

地下水浸透率……… 0.15 (0.1~0.2 の平均値)

ピーク時間の割増……… 1.5 (1.3~1.8 の平均値)

計画最大汚水量……… Q m³/sec (秒あたりピーク時間最大汚水量)

$$Q = \frac{Qd \times (1.5 + 0.15) \times N}{24 \times 60 \times 60} = \frac{1.65 \times Qd \times N}{86,400} = 0.00002 \times Qd \times N \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

表 3-25 (参考) 下水道処理区域市町村別排水量原単位

利根川流域別下水道整備総合計画 (H23.3)による

市 町 村 名	1 人 1 日最大汚水量 (m ³ /人/日)
前橋市、高崎市、太田市 (下記地区以外) 桐生市、渋川市 (伊香保町、旧小野上村)	0.490
草津町	0.470
太田市 (旧藪塚本町、旧尾島町、旧新田町)、渋川市 (上下記地区以外)、藤岡市、中之条町、嬬恋村、みなかみ町	0.430
前橋市 (富士見町、旧大胡町、旧宮城村)、高崎市吉井町、伊勢崎市、館林市、渋川市北橘町、みどり市、榛東村、吉岡町、長野原町、玉村町、大泉町	0.415
片品村	0.400
沼田市、富岡市、安中市、甘楽町、板倉町、東吾妻町、川場村、明和町、千代田町、邑楽町	0.375

(イ) 下水道処理区域以外の場合 (農業集落排水区域又は合併処理浄化槽等)

予定建築物等の用途又は規模等に応じ、規定される計画使用水量を勘案して算出します。

ウ 流下能力の算定

排水路及び雨水並びに污水管渠の流出量の計算は次の式のいずれかを用いるものとします。

クッター公式

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \times \frac{n}{\sqrt{R}}} \times \sqrt{R \times I} = \frac{N \times R}{\sqrt{R + D}} \quad (\text{m/sec})$$

$$Q = A \times V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

$$N : (23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}) \times \sqrt{I}$$

$$D : (23 + \frac{0.00155}{I}) \times n$$

V : 流速 (m/sec)	n : 粗度係数	
Q : 流量 (m ³ /sec)	R : 径深 = $\frac{A}{P}$ (m)	
A : 流水断面積 (m ²)	P : 潤辺 (m)	
I : 勾配		

n：（粗度係数）	=	<table><tr><td>硬質塩化ビニール管</td><td>0.010</td></tr><tr><td>鉄筋コンクリート管渠</td><td>0.013</td></tr><tr><td>コンクリート 2 次製品</td><td>0.013</td></tr><tr><td>コンクリート造</td><td>0.016</td></tr><tr><td>石積ブロック</td><td>0.025</td></tr></table>	硬質塩化ビニール管	0.010	鉄筋コンクリート管渠	0.013	コンクリート 2 次製品	0.013	コンクリート造	0.016	石積ブロック	0.025
硬質塩化ビニール管	0.010											
鉄筋コンクリート管渠	0.013											
コンクリート 2 次製品	0.013											
コンクリート造	0.016											
石積ブロック	0.025											

マンニングの公式

$$V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}} \quad (\text{m/sec})$$

$$Q = A \times V \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

（注意） 流下能力の安全率は暗渠の場合 1.5 倍（7 割断面）、開渠の場合 1.2 倍（8 割断面）以上とすること。なお、暗渠のうち円形管の場合は 1.5 倍（7 割水深）以上とすること。

エ 設計流速

設計流速は、雨水管渠、污水管渠とも 1.0～1.8m/sec を標準とし、一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は、下流に行くに従いしだいに緩くなるように設計します。

(5) 排水施設の構造・能力

ア 排水施設の構造（第 1 号）

設置された排水施設が外圧、地盤の不等沈下あるいは移動などにより支障をきたすことなく機能するためには、堅固で耐久力を有するものでなければなりません。

イ 排水施設の材料、漏水防止（第 2 号）

排水施設の材料は、耐水性の材料、すなわちコンクリート、れんが、陶器などで造られたものを使用し、漏水を最小限度とするために、継ぎ目はカラー、ソケット等の構造とするなどの措置を必要とします。

また、雨水のみを対象とする排水施設に限り、多孔管等の浸透機能を付加することができます。

ウ 公共の用に供する排水施設

（ア）排水施設の設置箇所（第 3 号）

排水施設のうち共同で使用されることとなる部分は、原則として、公共の用に供する空地に設置することにより、維持管理の安全を期そうとするものです。

（イ）暗渠の構造（第 4 号）

暗渠とされる部分については主に清掃上の観点と必要排水能力とからその内径又は内のり幅を 20 cm 以上としなければなりません。

エ マンホール等の配置・構造（第 5 号、第 6 号、第 7 号）

泥だめ、集水又は清掃上の観点より、まず、マンホールを公共の用に供する暗渠の始まる箇所などの適当な場所に設置することにより溢水、冠水の被害を防止します。

また、専ら雨水を排除すべきますについては雨水に混入する泥、ごみ等を集めるための深さ 15 cm 以上の泥だめ、その他のます又はマンホールについては、排水の流れをスムーズにするためのインバートを設けなければなりません。

オ 市町村の基準

排水施設の構造は、市町村において基準が定めてある場合には、それに合致したものとします。

(6) 流末処理方法

ア 公共水域への接続

開発区域内の排水施設は、原則として、下水道、河川、水路などに接続していることとします。この場合、その管理者と事前に十分に協議を行うことが必要です。

また、排水放流先の水路等がなく、地形、地質上支障ないと認められる場合に限り浸透施設による処理ができるものとします。

イ 技術的基準等

改正施行日 平成 24 年 4 月 1 日

流末処理方法の技術的基準等

1 都市計画法施行令第 26 条第 2 号の「放流先の排水能力」の確認は、以下のとおりとする。

- (1) 開発面積が 0.1ha 以上 0.5ha 未満のときは、一次放流先までの排水能力が十分であることを確認すること。
- (2) 開発面積が 0.5ha 以上のときは、下水道、河川その他の公共の水域までの排水能力が十分であることを確認すること。

2 都市計画法施行令第 26 条第 2 号の「一時雨水を貯留する遊水池」は、降雨時等の一時的な貯水をするための施設であり、常時貯水を行うことはできない。放流先の排水能力によりやむを得ず、当該遊水池を設置する場合は、『防災調節池等技術基準（案）解説と設計実例』（社団法人 日本河川協会）によるものとする。ただし、管理者の了解を得た上で当面の間は以下のとおりとすることができる。

- (1) 開発面積が 0.1ha 以上 0.5ha 未満のときは、5 年確率降雨強度で算出された流出量を 30 分間貯留できる容量とする。
- (2) 開発面積が 0.5ha 以上 5ha 未満のときは、5 年確率降雨強度で算出された流出量を 1 時間貯留できる容量とする。
- (3) 浄化槽処理水を一時貯留する場合は、1 日分を見込むものとする。

なお、流出抑制施設の設置及び管理については「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアルについて（平成 12 年 7 月 27 日付け建設省経民発 14 号、建設省都下公発第 18 号、建設省河環発第 35 号）を参照とすること。

3 浸透施設の基準等

- (1) 浸透施設を設置する場合は、『宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説』（社団法人日本宅地開発協会）又は『雨水浸透施設技術指針（案）』（社団法人雨水貯留浸透技術協会）によるものとする。
- (2) 浸透施設の設置にあたっては、盛土部分及びがけ擁壁等の付近へは設けないこと。
- (3) 浸透施設の浸透面は、底面のみでなく側面に対しても考慮した構造とし、流入する雑排水は浄化槽等で処理されたものを浸透させるものとする。
- (4) 浸透施設の規模は土質、排水量により異なるが、一般家庭用の雑排水処理としては、1 戸当たり 1 m³以上の貯留能力があるものとする。
- (5) 浸透施設を並列して設置する場合は、その浸透の能力を確保するために、必要な間隔をとること。

Point

引用：流末処理方法 群馬県開発許可制度の手引（令和 6 年 4 月 1 日改訂版） P57

14.4 地下水排水工

14.4.1 地下水排水工の種類

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また、盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土内に表 3-26 に示す地下水排除工を十分に設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図る必要があります。

特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要です。

表 3-26 地下水排水工の種類

排水機能	排水工の種類	役割
地下水 排除工	暗渠排水工	盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ
	基盤排水層	地山から盛土への水の浸透を防止する
	法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊の防止
	盛土内排水層 （水平排水層）	地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除し、盛土の安定を図る

■Point

参考：表 3-26 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月） P162 一部修正

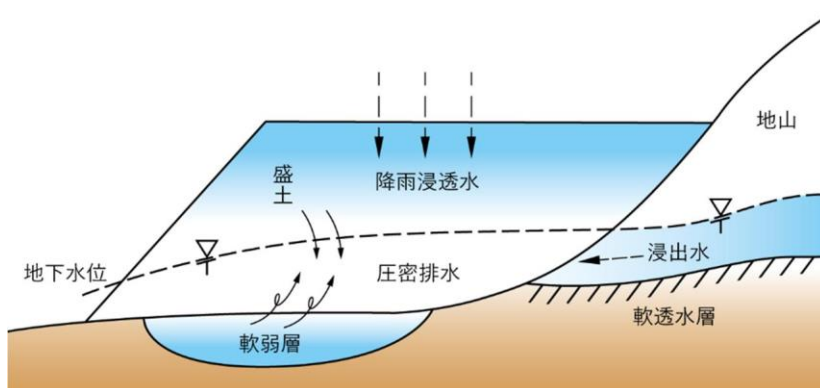


図 3-48 地下水の各構成成分

■Point

参考：図 3-48 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P139 一部修正

14.4.2 暗渠排水工

審査基準

図面等により、以下のとおり暗渠排水工を適切に設置する計画であることを確認します。

[標準仕様]

- ・ 暗渠排水工の標準的な仕様は表 3-27 のとおりとすること。

表 3-27 暗渠排水工の標準的な仕様

項目	仕様
管 径	(本暗渠) ・300mm以上（流域等が大きい場合は流量計算により決定する） (補助暗渠) ・200mm以上
配 置	(共通) ・暗渠排水工は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に設置 (本暗渠) ・谷の底部に設置 (補助暗渠) ・原地盤の谷部・湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置 ・設置間隔は、40m（溪流等をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は20m以内）
流 末 処 理	維持管理や点検が行えるように、ます、マンホール、かご工等で保護を行うこと
構 造	(共通) ・暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻すこと (本暗渠) ・管材を使用すること (補助暗渠) ・管材又は碎石構造とすること

Point

参考：表 3-27 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P137-P141

行政指導指針

- ・吸水渠（有孔管・透水管）は、吸水できる反面漏水する可能性があるため、盛土法面のように漏水すると危険な箇所では使用しないことが望ましい。
- ・大規模盛土造成地に該当する造成を行う場合においても、必要に応じて暗渠排水工を設置することが望ましい。



図 3-49 地下水排水工の断面

Point

参考：図 3-49 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月） P162 一部修正

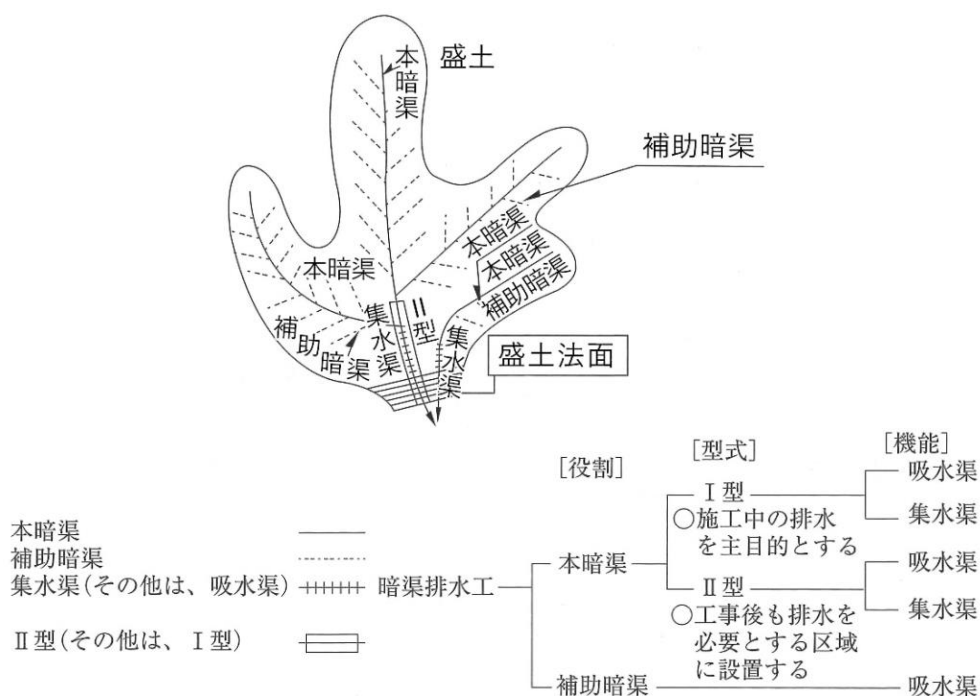


図 3-50 地下水排水工の配置

Point

参考：図 3-50 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P147 一部修正

[流域が大きい場合]

流域が大きい場合の暗渠排水量は、次に掲げる事項を踏まえ、以下の式を用いて算出すること。なお、湧水箇所がある場合には、湧水量を測定して暗渠排水量に加算すること。本暗渠の規格の決定に当たっては、排水流量は以下の式で求める暗渠排水量に対して 5 割の余裕を見込むこと。

$$Q = A \cdot q$$

$$q = \frac{R \cdot p \cdot 10,000}{N \cdot 86,400} \quad (\ell/s \cdot ha)$$

Q : 暗渠排水量(ℓ/s)

q : 単位暗渠排水量(ℓ/s)

R : 計画日雨量(mm/d)

p : 地下浸透率(=1-f)、f : 流出率

N : 排除日数(d)

A : 流域面積(ha)

表 3-28 設計諸元

計画日雨量 R	藤原	121.9	野反湖	150.0	田代	134.4	一の字山	175.3	館林	123.1
	水上	115.3	雨見山	134.2	榛名山	278.1	上里見	150.9	稲倉山	188.4
	高手山	105.2	沼田	101.5	前橋	140.7	伊勢崎	137.0	万場	170.8
	片品	110.3	中之条	156.7	黒保根	139.2	西野牧	152.9	熊谷	166.9
	草津	148.1	赤城山	239.3	桐生	123.0	藤岡	146.9	足利	132.9
地下浸透率 p	1 - f 流出率 f (表 3-29 参照)									
流域面積 A	盛土をした土地及びその周辺の土地の地形を考慮し、設定すること									

表 3-29 流出率（流出係数）

工種別		地域別	
不浸透性道路	0.95	市中の建て込んだ地区	0.90
アスファルト道路	0.90	建て込んだ住宅地区	0.70
透水性アスファルト道路	0.80	田	0.70
マカダム道路	0.60	畑	0.60
砂利道	0.30	建て込んでない住宅地区	0.50
空地	0.30	公園・広場	0.30
公園・芝生・牧場	0.25	芝生・庭園・牧場	0.25
		森林地方	0.20

Point

参考：表 3-28 群馬県 河第 505-1 号 確率別継続時間降雨強度曲線の改訂について（通知）

参考：表 3-29 群馬県開発許可制度の手引（令和 6 年 4 月 1 日改訂版） P54 一部修正

14.4.3 基盤排水層

審査基準

片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土のほか、谷間を埋める盛土等の場合には、図面等により、以下のとおり基盤排水層を適切に設置する計画であることを確認します。

[標準仕様]

基盤排水層の標準的な仕様は、表 3-30 のとおりとする。

表 3-30 基盤排水層の標準的な仕様

項目	仕様
配 置	・法尻から法肩の水平距離の 1/2 の範囲に設置 ・地表面勾配 $i < 1:4$ (基礎地盤の段切りを施工しない勾配) の谷底部を包括して設置 ・湧水等の顕著な箇所等に設置
層 厚	・標準：0.5m を標準とする（渓流等における盛土をはじめとする地下水が多いことが想定される場合等は1.0m以上）
材 料	・透水性が高い材料（碎石や砂等）

Point

参考：表 3-30 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P141

行政指導指針

・審査基準に示す場合以外にも、必要に応じて基盤排水層を設置することが望ましい。

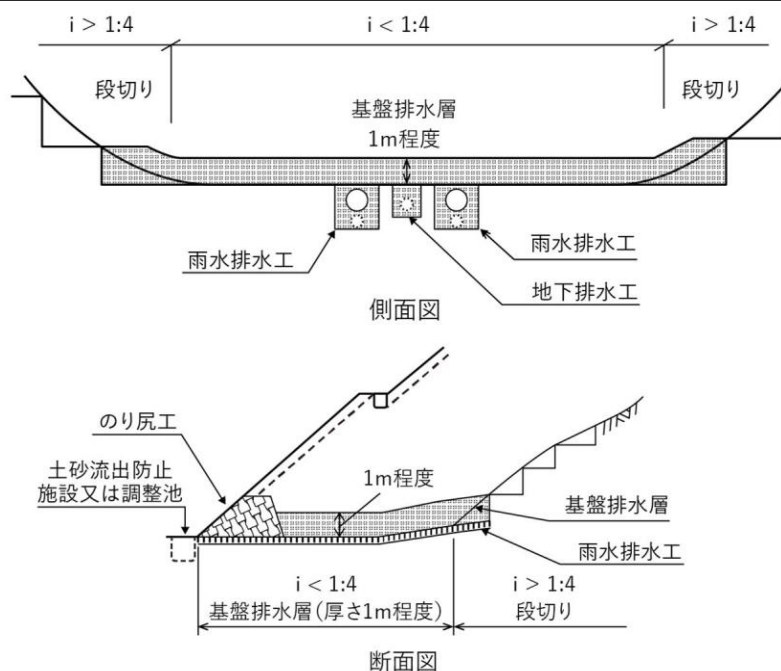


図 3-51 基盤排水層

Point

大規模盛土造成地⇒盛土法面の検討

引用：図 3-51 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P142

14.4.4 法尻工

審査基準

長大法（盛土）又は溪流等における盛土の場合には、図面等により、以下のとおり法尻工を適切に設置する計画であることを確認します。

[標準仕様]

- ・ 法尻工の標準的な仕様は、表 3-31 のとおりとする。

表 3-31 法尻工の標準的な仕様

項目	仕様
配 置	・法尻部に設置 ・地下水排水工等と併用
材 料	・ふとんかご ・じゃかご工 ・透水性の高い岩塊（盛土材料の細粒分の流出を防ぐため、必要に応じて吸出し防止材等を設置）

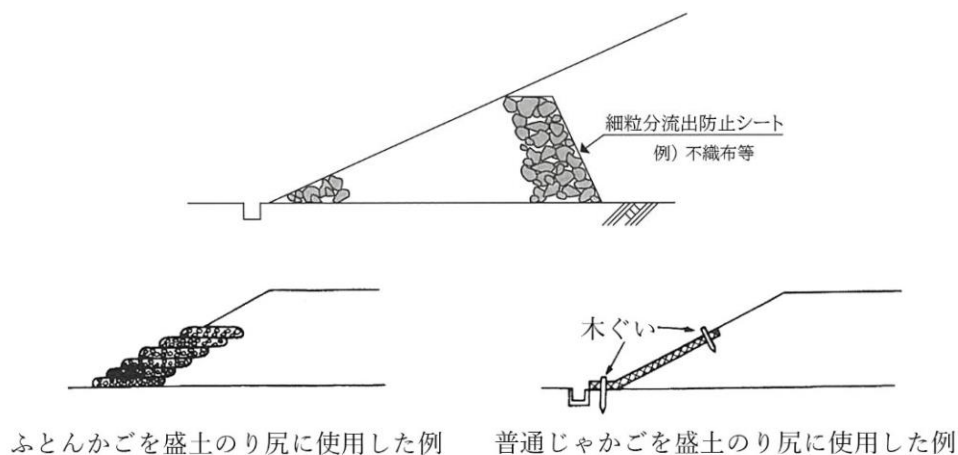


図 3-52 法尻工の例

Point

参考：表 3-31 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）P158

引用：図 3-52 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月）P159

14.4.5 水平排水層

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。

イ 略

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

解説

地下水の上昇を防ぐとともに、盛土内部に浸透した地表水を排除するための措置について規定しています。

審査基準

図面等により、以下のとおり水平排水層を適切に設置する計画であることを確認します。

[水平排水層の仕様]

水平排水層の仕様は、表 3-32 のとおりとする。

表 3-32 盛土法面に設置する水平排水層の基準

項目	基準
層 厚	30cm 以上
配 置 間 隔	小段ごとに設置
層 の 長 さ	小段高さの 1/2 以上
排 水 勾 配	5 ～ 6 %
材 料	透水性が高い材料（碎石、砂など）

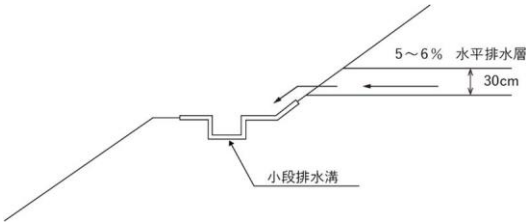


図 3-53 水平排水層端末部

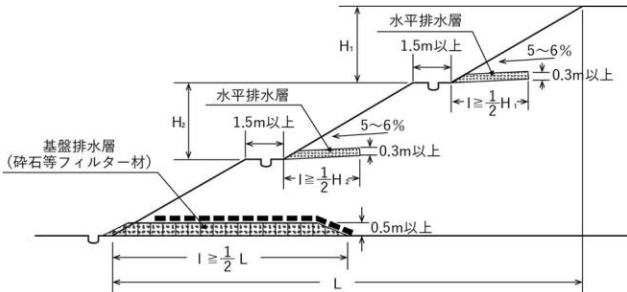


図 3-54 水平排水層

Point

参考：表 3-32 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P137,P167

引用：図 3-53 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月） P170

図 3-54 道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年 4 月） P163 一部修正

第15章 土石の堆積に関する技術的基準

15.1 土石を堆積する土地の基準

政 令

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限り。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

省 令

（柵その他これに類するものの設置）

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

解説

土石の堆積に関する工事を行うに当たっては、堆積する土地の周囲に空地を設置することや立ち入り防止措置等を講じる必要があります。

審査基準

図面等により、工事の計画が以下の基準に適合することを確認します。

〔堆積する土地の地盤〕

- ・ 土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配は、10 分の 1 以下とすること。
- ・ 勾配の考え方は、図 3-55 によること。原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、堆積に先がけてできるだけ平坦にかき均すこと。
- ・ 地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合は、地盤改良等の必要な措置を講ずること。

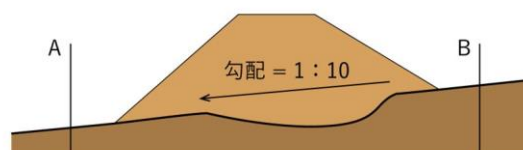


図 3-55 勾配の考え方

■Point

- ・勾配が 10 分の 1 以上の斜面地を平坦にするために造成を行い、当該造成が形質変更該当するときは、先に形質変更による工事の許可を取り、その後、土石の堆積に関する工事の許可をとる必要があります。
- ・地盤の緩み等の要因には、地表水のほかに地下水があります。

[堆積する土地の基準]

土石の堆積を行う区域の周囲に、以下のとおり空地を設けること。

- ①堆積する土石の高さが 5m 以下の場合、当該高さを超える幅の空地
- ②堆積する土石の高さが 5m 超の場合、当該高さの 2 倍を超える幅の空地

空地の外側に側溝等を設置し、さらに、その外側に柵等を設けること。見やすい場所に関係者以外立入禁止の表示を行うこと。

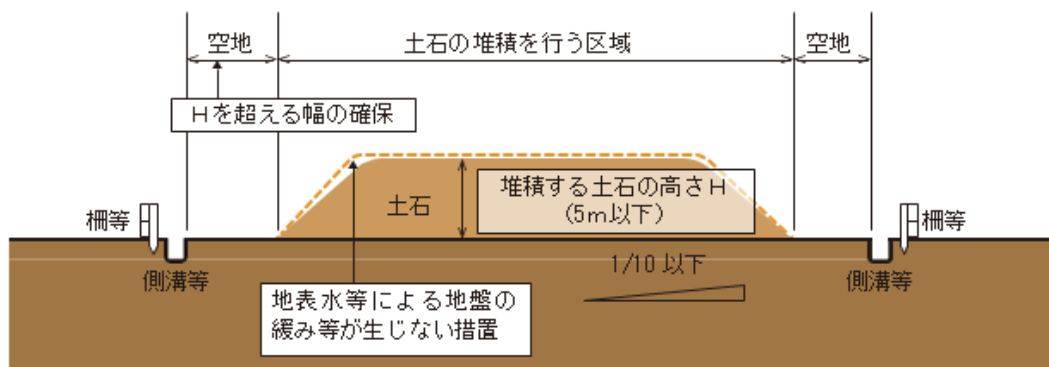


図 3-56 堆積する土地の基準（高さ 5m 以下）

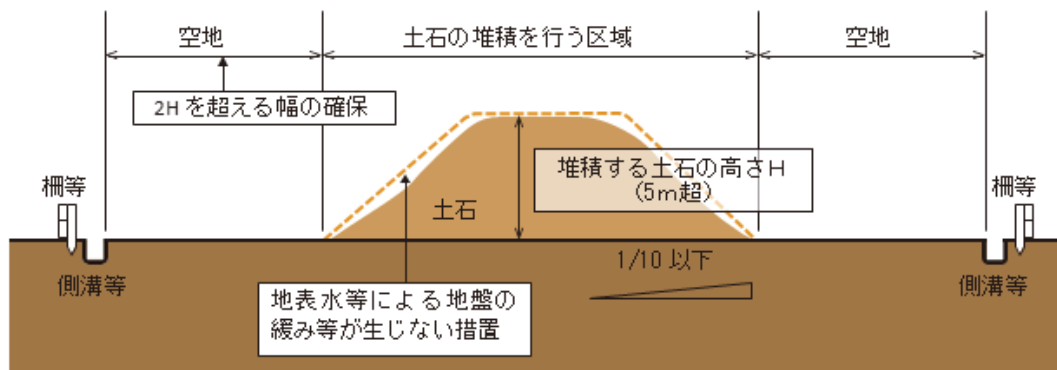


図 3-57 堆積する土地の基準（高さ 5m 超）

■Point

- ・鋼矢板等により土石の流出防止を図る場合には、空地、柵等の設置は不要です。
- ・側溝等は、素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です。また、側溝等の幅は、空地に含めません。
- ・柵等とは、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も使用可能です。

参考：図 3-56, 図 3-57 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅱ P616
一部修正

15.2 堆積した土石の崩壊を防止する措置

省 令

（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

審査基準

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が 10 分の 1 を超える場合は、図面等により、以下のとおり構台等を適切に設置する計画であることを確認します。

〔構台等の仕様〕

- ・ 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものに限る。）を有する構台等の堅固な構造物とすること。
- ・ 土石の堆積を行う面の勾配は、10 分の 1 以下とすること。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とすること。

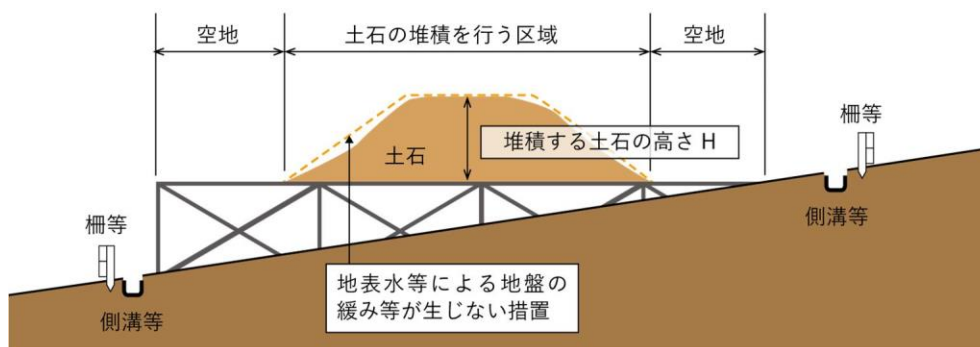


図 3-58 構台のイメージ

Point

- ・ 構台の詳細な設計を行う際は、乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会、平成 26 年 11 月）や道路土工仮設—仮設構造物指針（日本道路協会、平成 11 年 3 月）を参考としてください。

参考：図 3-58 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅱ P624 一部修正

15.3 土石の崩壊に伴う流出を防止する措置

省 令

（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
- 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

審査基準

土石の崩壊に伴う流出を防止する措置が、以下の基準に適合した仕様であることを確認します。

[土石の崩壊に伴う流出を防止する措置]

鋼矢板等の設置

- ① 堆積高さを超える鋼矢板やこれに類する施設を設置すること。
- ② 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。照査方法については、15.4 によること。

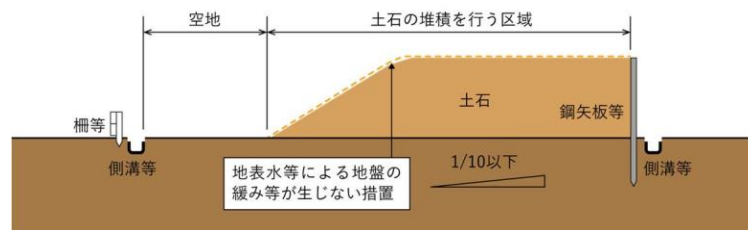


図 3-59 鋼矢板等の設置

Point

参考：図 3-59 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅱ P624 一部修正

緩勾配での堆積及び防水性のシート等による保護

- ① 堆積する土石の土質に応じた、緩やかな勾配とすること。
- ② 堆積した土石を防水性のシート等で覆うこと。

行政指導指針

・堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護によって堆積した土石の安定を確保する場合、一般的な緩勾配のうち、最も緩い勾配（1:2.0）よりも緩い勾配とすることが望ましい。

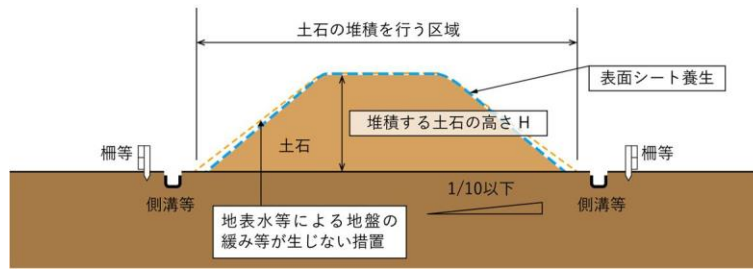


図 3-60 防水性シート等による保護

■Point

参考：図 3-60 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）Ⅱ P624 一部修正

15.4 自立式鋼矢板の設計

壁高が4m以下の自立式鋼矢板を対象とした設計方法を示しています。壁高4mを超える鋼矢板や、液状化の可能性のある緩い飽和した砂質土地盤については、他の技術的指針等を参考に適切に設計してください。

15.4.1 要求性能

[許容変位量]

常時の許容変位量は、次のとおりとする。

- ・ 計画地盤面での鋼矢板水平変位量を15mm以下
- ・ 鋼矢板頭部水平変位量を壁高の1.0%以下

[自立式鋼矢板の安定性]

- ・ 自立式鋼矢板本体 応力度 $\leq$ 常時許容応力度
- ・ 鋼矢板全面の受働側地盤 設計地盤面での自立式鋼矢板の水平変位量 $\leq$ 自立式鋼矢板根入れ部の地盤水平抵抗が弾性挙動と評価できる変位量

15.4.2 土質定数

設計に用いる主な土質定数は、表 3-33 のとおりです。

土質定数は、土質試験及び原位置試験等の調査を実施することを原則とし、その結果を総合的に判断して設定してください。

表 3-33 設計に用いる主な土質定数

検討項目	必要諸数値
土圧	γ 、 γ' 、 γ_w 、 c 、 ϕ 、 N 値、 δ
水圧	γ_w 、地下水位、間隙水圧
水平方向地盤反力係数	E_0 、 N 値、 c

γ : 土の湿潤単位体積重量(kN/m^3)

γ' : 土の水中単位体積重量(kN/m^3)

γ_w : 水の位体積重量(kN/m^3)

c : 土の粘着力(kN/m^2)

δ : 壁面の摩擦角(度)

ϕ : 土のせん断抵抗角(度)

E_0 : 土の変形係数(kN/m^3)

■Point

参考：表 3-33 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P32 一部修正

[単位体積重量]

- ・ 土の単位体積重量は、土質試験から得られた実重量を用いることを原則とする。
- ・ 土質調査及び試験を行うことが困難などにより十分な試料を得られない場合は、表 3-34 の値を参考に設定することができる。

表 3-34 土の単位体積重量 (kN/m³)

地盤	土質	ゆるいもの	密なもの
自然地盤	砂・礫	18	20
	砂質土	17	19
	粘性土	14	18
盛土	砂および砂礫	20	
	砂質土	19	
	粘性土 (ただし $w_L < 50\%$)	18	

注) 地下水位以下にある土の水中単位体積重量は、それぞれ表中の値から9.0kN/m³を差し引いた値としてよい。

▼Point

参考：表 3-34 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P66 一部修正

15.4.3 荷重

自立式鋼矢板を設計するときに考慮する荷重は、①自重、②土圧、③水圧とします。

[自重]

自立式鋼矢板は、壁面重量が軽いので鋼矢板の自重を考慮する必要はない。

[土圧]

- ・ 土圧はクーロンの土圧公式により算定すること。（9.3.2 参照）
- ・ 砂質土の主働土圧における壁面摩擦角 δ は 15°を標準とすること。

[水圧]

自立式鋼矢板の前背後で水位差が生じる場合には、水圧を考慮すること。

15.4.4 材料

[鋼矢板]

- ・ 自立式鋼矢板に用いる鋼矢板は、JIS A 5523（溶接用熱間圧延鋼矢板）又は JIS A 5528（熱間圧延鋼矢板）を使用すること。
- ・ ハット形鋼矢板を用いる場合には全断面有効（断面性能の有効率は 100%）とし、U 型鋼矢板を用いる場合には、断面性能の有効率を考慮して、適宜、断面性能を低減して構造計算を行うこと。
- ・ 設計に用いる鋼矢板の腐蝕代は片面 1mm（両面 2mm）を標準とすること。
- ・ 鋼矢板は、一枚ものを使用すること。

表 3-35 鋼矢板擁壁の断面二次モーメントおよび断面係数の有効率

項目	計算種別	断面性能の有効率	
		ハット形鋼矢板	U 形鋼矢板
断面二次モーメント	根入れ長の計算	全断面有効(100%)	
	変異、断面力計算	全断面有効(100%)	全断面有効の 80%
断面係数	応力度の計算	全断面有効(100%)	

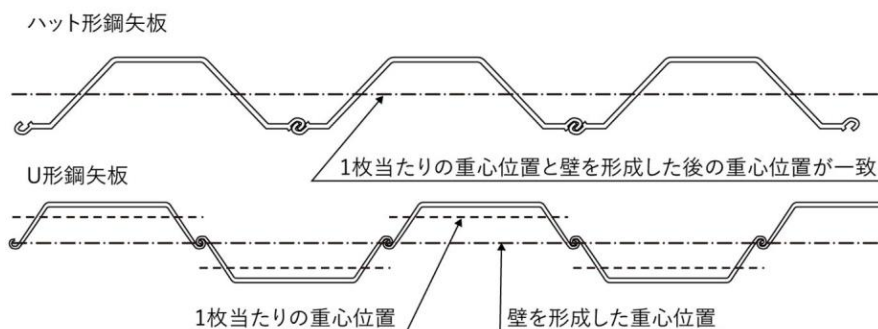


図 3-61 鋼矢板の単体と壁体の重心位置の関係

Point

- ・ 腐食代及び腐食後の断面性能などの算出は、「自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月）」の「資料 9 鋼矢板の腐食代及び腐食後の断面性能」を参考とすることができる。

引用：表 3-35, 図 3-61 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P24

[許容応力度]

鋼矢板の許容応力度は、次表の値を標準とする。

表 3-36 鋼矢板の許容応力度 (N/mm²)

鋼種 SYW295 SY295 SYW390 SY390		
	鋼種	
応力度の種類		
曲げ引張応力度（純断面積につき）	180	235
曲げ圧縮応力度（純断面積につき）	180	235
せん断応力度（純断面積につき）	100	125

[鋼材のヤング係数]

鋼材のヤング係数は、以下のとおりとすること。

表 3-37 鋼材のヤング係数

種類	ヤング係数 (N/mm ²)
鋼及び鋳鋼	2.0×10^5
PC鋼線、PC鋼より線、PC鋼棒	2.0×10^5

■Point

引用：表 3-36 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P25

表 3-37 仮設構造物指針（日本道路協会、平成 11 年 3 月） P46

15.4.5 自立式鋼矢板の設計

[構造計算]

構造計算は、簡便法によるものとし、半無限長として計算すること。

[鋼矢板長の検討]

水平方向地盤反力係数 k_H を、地盤調査、土質試験により得られた変形係数を用いて、次式により推定すること。

$$k_H = \eta k_{H0} \left(\frac{B_H}{0.3} \right)^{-3/4}$$

η : 壁体形式に関わる係数
連続した壁体の場合 $\eta=1$

k_{H0} : 直径 30cm の剛体円板による平板載荷試験の値に相当する水平方向地盤反力係数(kN/m^3)

B_H : 換算載荷幅(m)
 $B_H=10\text{m}$ (1,000cm)とする。

$$k_{H0} = \frac{1}{0.3} \alpha E_0$$

E_0 : 表 3-38 に示す方法で測定または推定した設計の対象とする位置での地盤の変形係数(kN/m^2)

α : 地盤反力係数の推定に用いる係数で表 3-38 に示す。

表 3-38 変形係数 E_0 と α

次の試験方法による変形係数 E_0 (kN/m^2)	α
ボーリング孔内で測定した変形係数	4
供試体の一軸又は三軸圧縮試験から求めた変形係数	4
標準貫入試験のN値より $E_0=2800N(28N)$ で求めた変形係数	1

Point

引用：表 3-38 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P32

水平方向地盤反力係数 k_H を用いて、次式より根入れ長を算出し、これに地上高を加えた長さを鋼矢板長とすること。

$$\beta = \sqrt[4]{\frac{k_H B}{4EI_0}}$$

$$\ell_0 \geq \frac{3}{\beta}$$

ℓ_0 根入れ長(m)

β 杭の特性値(m^{-1})

[最大曲げモーメント]

以下の式により、最大曲げモーメント M_{max} を求めること。

$$\beta = \sqrt[4]{\frac{k_H B}{4EI}}$$

k_H : 水平方向地盤反力係数(kN/m^3)で通常 $1/\beta$ の範囲の平均値

B : 擁壁の幅(m)で単位幅とする。

E : 擁壁のヤング係数(kN/m^2)

I : 擁壁の単位幅当たりの断面二次モーメント(m^4)

$$M_{max} = \frac{P}{2\beta} \sqrt{(1 + 2\beta h_0)^2 + 1} \cdot \exp\left(-\tan^{-1} \frac{1}{1 + 2\beta h_0}\right)$$

M_{max} : 鋼矢板擁壁に発生する最大曲げモーメント($\text{kN} \cdot \text{m}$)

Z : 鋼矢板擁壁の単位幅当たりの断面係数(m^3)

P : 側圧の合力(kN) (図 3-62 参照) で単位幅の値とする

h_0 : 設計地盤面から合力の作用位置までの高さ(m) (図 3-62 参照)

I : 鋼矢板壁の断面二次モーメント(m^4)

β : 杭の特性値(m^{-1}) ただし、ここで用いる逆三角関数の単位は(rad)である

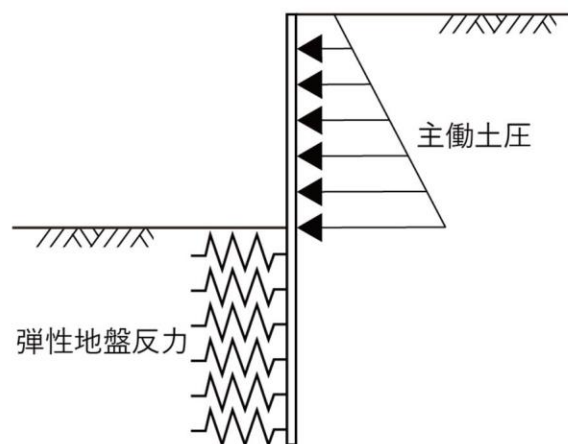


図 3-62 簡便法の計算モデル (Chang の式による)

■Point

引用：図 3-62 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P36

[応力度の検討]

腐食代を見込んだ断面係数を用いて、次式より応力度 σ_{max} を求めること。

$$\sigma_{max} = \frac{|M_{max}|}{Z} \times 10^{-3}$$

ここに、 σ_{max} ：鋼矢板擁壁の応力度(N/mm²)

M_{max} ：鋼矢板擁壁に発生する最大曲げモーメント (kN・m)

Z ：鋼矢板擁壁の単位幅当たりの断面係数(m³)

[変位量の検討]

次式より、鋼矢板の水平変位量を求めること。

$$\delta = \delta_1 + \delta_2 + \delta_3$$

δ ：鋼矢板擁壁頭部の変位量(m)

δ_1 ：設計地盤面での変位量(m)

δ_2 ：設計地盤面でのたわみ角による変位量(m)

δ_3 ：設計地盤面以上の片持ちばりの変位量(m)

$$\delta_1 = \frac{(1 + \beta h_0)}{2EIe\beta^3} P$$

$$\delta_2 = \frac{(1 + 2\beta h_0)}{2EIe\beta^2} PH$$

$$\delta_3 = \frac{H^3}{6EI} \sum (3 - \alpha_i) \alpha_i^2 P_i$$

β ：杭の特性値(m⁻¹)

h_0 ：設計地盤面から合力の作用位置までの高さ(m) (図 3-63 参照)

P ：側圧の合力(kN) (図 3-63 参照)

E ：鋼矢板のヤング係数(kN/m²)

I ：鋼矢板壁の断面二次モーメント(m⁴)

e ：有効率

H ：鋼矢板擁壁高さ(m)

α_i ：作用高さと壁高の比 = h_0/H

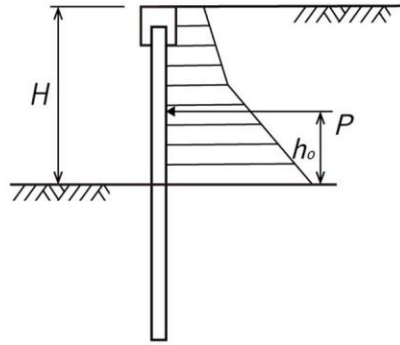


図 3-63 鋼矢板擁壁に作用する土圧及び水圧

■Point

引用：図 3-63 自立式鋼矢板擁壁設計マニュアル（一般社団法人 鋼管杭・鋼矢板技術協会 一般社団法人 先端建設技術センター、平成 29 年 3 月） P38

4 施工編

第16章 工事施行に係る手続

16.1 着手の届出

細 則

(工事着手届出書)

第五条 法第十二条第一項及びは第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書（別記様式第二号）を知事に提出しなければならない。

解説

工事の許可を受けた者は、その工事に着手したときは、工事着手届に次の書類を添えて、県知事に提出しなければなりません。また、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を揚げなければなりません（法第49条）

- ・ 標識の設置状況を明らかにする写真
- ・ 防災計画平面図
- ・ 工事の工程を示す書類
- ・ 緊急時における連絡方法

Point

工事着手届出書：⇒様式編 県様式

16.2 変更の許可又は届出

16.2.1 変更の許可

法 律

(変更の許可等)

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

省 令

(変更の許可の申請)

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第六十七条で同様に規定

細 則

(工事計画の変更許可)

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第一項又は第六十七条第一項に規定する図書のほか、当該変更に関する新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

解説

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要です。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

Point

変更許可申請書（土地の形質変更）、変更許可申請書（土石の堆積）：⇒様式編 国様式

16.2.2 変更の届出

法 律

(変更の届出等)

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

省 令

(変更の届出)

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

解説

特定盛土等規制区域内において行われる工事の工事主は、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の 30 日前までに届出をする必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

開発許可を取得することにより届出をしたものとみなされた工事は、計画の変更についても都市計画法の規定により変更の手続を行ってください。

Point

特盛区域における工事の届出書（土地の形質変更）、特盛区域における工事の届出書（土石の堆積）

⇒様式編 国様式

16.2.3 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正

工事の計画の変更に当たらない場合でも、既に提出済の申請書類に影響がある変更が生じた際には、申請書類修正申告書に変更内容が分かる書類を添付して提出してください。

当該修正が工事の計画変更に当たるかどうかについては、必ず許可権者に確認してください。

16.3 軽微な変更

法 律

(変更の許可等)

第十六条 略

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十五条で同様に規定

省 令

(軽微な変更)

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、省令第六十八条で同様に規定

細 則

(工事の軽微な変更の届出)

第十二条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は軽微変更届出書（別記様式第十号）を提出することにより行わなければならない。

解説

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を軽微変更届出書により届け出なければなりません。以下の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。変更許可の申請は不要です。

[土地の形質変更に関する工事]

- ・工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ・工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

ただし、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

■Point

軽微な変更の届出書：⇒様式編 県様式

・工事主、設計者、工事施行者の変更は、変更許可の対象となります。（一般承継の場合を除く）

16.4 工事の中止・廃止・再開

細 則

（工事中止等の届）

第十五条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可（法第十五条第一項又は法第三十四条第一項の規定により、法第十二条第一項又は法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた工事主は、当該許可に係る工事を中止若しくは廃止しようとする場合、又は、中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届（別記様式第十五号）を知事に提出しなければならない。

解説

許可工事の中止・廃止・再開を行う場合、速やかに工事の中止・廃止・再開届を知事に届け出てください。また、中止・廃止届を提出後、災害の防止措置がなされていることを確認します。

許可工事を中止・廃止・再開しようとするときは、事前に許可権者にご相談の上、届出を提出してください。

■Point

工事中止・廃止・再開届：⇒様式編 県様式

16.5 許可に基づく地位の承継

16.5.1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに許可権者に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、工事廃止届を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

16.5.2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、改めて工事の許可を受けなければなりません。

■Point

・一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併)又は合併により新たに設立された法人(新設合併)を指します。特定承継人とは、一般承継人以外の承継人を指します。

第17章 検査等

17.1 中間検査の概要

法 律

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等工事規制区域については、法第三十七条で同様に規定

政 令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、令第三十二条で同様に規定

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

※特定盛土等工事規制区域については、令第三十二条で同様に規定

解説

政令で定められた盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手できません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

Point

みなし許可⇒概要編 みなし許可

政令で定められた盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設：14.4.2 暗渠排水工

17.2 完了検査等の概要

法 律

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

解説

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更に関する工事については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

みなし許可の工事については、都市計画法第 36 条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、完了検査を受検する必要はありません。

土石の堆積に関する工事については、土石の除却が完了をしたことを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

Point

みなし許可⇒概要編 みなし許可

17.3 検査等受検の流れ

法 律

(中間検査)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十七条で同様に規定

省 令

(中間検査の申請期間)

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請)

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

法 律

(完了検査等)

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2・3 略

4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十六条で同様に規定

省 令

(完了検査の申請期間)

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請)

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認の申請期間)

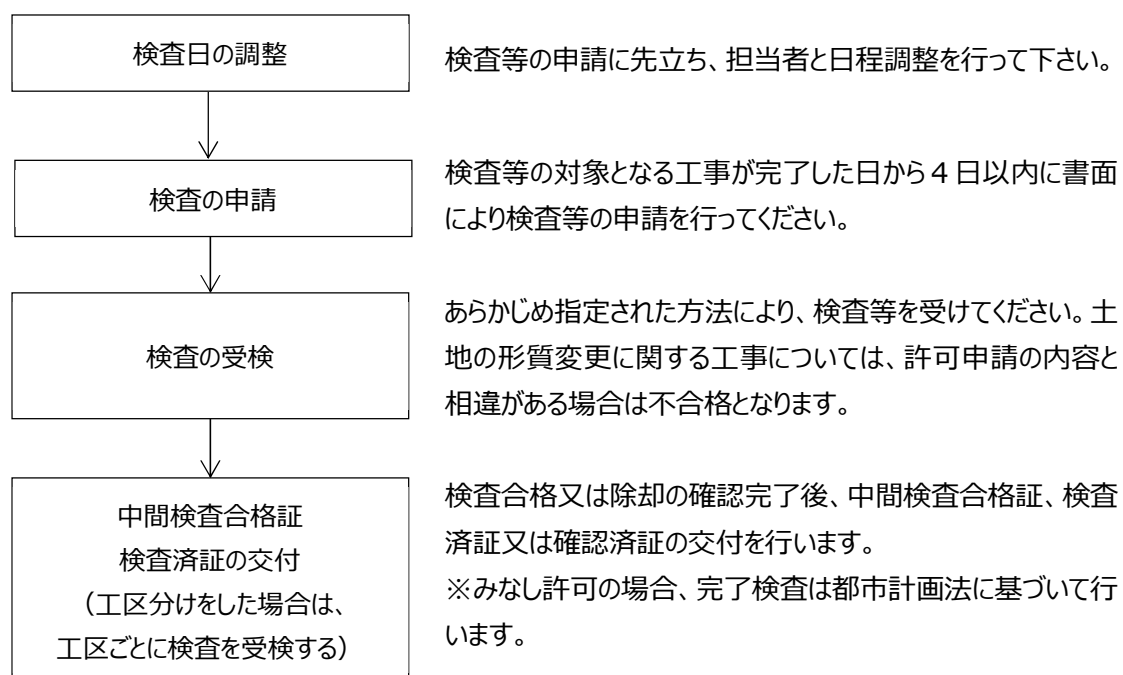
第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請)

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

解説

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）、受検の流れは以下のとおりです。



■Point

- ・申請の期限は、工事が完了した日から4日以内です。ただし、期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第4項）

中間検査申請書、中間検査合格証⇒様式編 国様式

- ・工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。

変更の許可⇒施工編 変更の許可

17.4 検査項目

法 律

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十一条で同様に規定

解説

中間検査及び完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表 4-1 から表 4-4 に示すとおりです。

なお、工事の規模に応じて、検査員が検査密度の増減を行うことがあります。

Point

・検査受検までに工事主ご自身で事前に確認いただくことを推奨します。

表 4 - 1 中間検査の主な項目

中間検査項目		検査対象	着眼点		検査時期
政令で規定する項目	排水施設	暗渠排水管	盛土工事	1. 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	暗渠排水管 配置完了時
				2. 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
				3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
				4. 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか	
				5. 渓流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか	
		切土工事		1. 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	
				2. 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
				3. 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
				4. 湧水は適切に処理されているか	
				5. 溝掘りは適切に施工されているか	

表 4 - 2 中間検査における判断基準

工 種	項 目	判 断 基 準	検 査 方 法
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）	☐ 観察による判定 ☐ 実測による判定 ☐ 写真による判定 ☐ 資料による判定
	施設構造	計画構造(材料、管径、厚さ、幅、勾配等)(申請書類)	☐ 観察による判定 ☐ 実測による判定 ☐ 写真による判定 ☐ 資料による判定

Point

参考：表 4-1 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P594-595

表 4－3 完了検査における主な項目

検査項目	検査時期
1. 雨水等の排水処理施設が、適正な配置、構造で適切に施工されていること	工事完了時
2. 盛土又は切土法面の安定が図られていること	
3. 盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないよう締固め等の対策が講じられていること	
4. 崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること	
5. 擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること	
6. 軟弱地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること	
7. 開発事業等実施地区の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられていること	
8. 他法令により、災害防止のための規制が行われている土地における開発事業等の場合は、それぞれの法令に対応する対策が講じられていること	
9. その他、開発事業等の許可のないように適合していること	

■Point

参考：表 4-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P596

表 4－4 完了検査における判断基準

検査事項	判断基準	検査方法
位置・区域	開発許可及び宅地造成許可工事に係る位置・区域が申請どおりであるか。土地利用計画図どおりの配置になっているか。	
面積	開発許可及び宅地造成許可工事に係る面積は申請どおりであるか。任意の街区を抽出し、区画数及び区画面積を確認。	
整地状況	宅地の整地状況で、極端な落ち込みはないか	
道路	開発許可申請どおりの道路構造（延長、幅員、線形、すみ切り等）になっているか。 舗装道路については、道路延長500m以内は2箇所、500m以上は300mごとに1箇所以上コアを採取し、舗装厚を測定。	
側溝、街渠	規格寸法の測定、破損の有無、目地仕上げ、勾配、街渠マスへの取付け状態、舗装面とのすりつけ状態。	
下水、排水路	管渠（材料、規格、寸法、管底高及び土被り、勾配、通り及び管内清掃、埋戻し、突固め）。 マンホール及びマス（材料、規格、寸法、仕上げ高及び深さ、形状、寸法、位置、個数、内部仕上がり、足掛金具の位置、埋戻し及び周辺地盤とのなじみ）。	
擁壁等	石積み、コンクリートブロック積み、コンクリート擁壁	
	①使用材料の材質、規格、寸法。	
	②天端幅、延長、基礎高、地上高、勾配、積み方等、裏込めコンクリート及び裏込め栗石（又は砕石）の充填状況。	
	③伸縮目地、水抜き穴の配置及び詰まりの有無。	☐ 観察による判定
	④擁壁を対象とした掘削検査は、構造物の厚さ、裏込め栗石の厚さを測定し、裏込めコンクリートの打設状態、水抜きパイプの設置状況等。	☐ 実測による判定
	⑤ブロック積み、石積み等が土圧によりはみが出ていないか。不良地盤により沈下していないか。面因による亀裂が入っていないか。	☐ 写真による判定
	⑥擁壁等において、地盤不良による傾き（伸縮目地箇所でチェック）がないか、亀裂が入っていないか。	☐ 資料による判定
	⑦鉄筋コンクリート構造物において、配筋等が写真により確認困難な場合には、コンクリート表曲をはつり取って確認。	
法面	⑧擁壁、ブロック積み、石積み等の根入れ、のり長及びのり勾配を確認。	
	階段	
	①階段の踏面、けり込み、幅員、排水状況、手すりの寸法及び安全性、塗装仕上げ等を確認。	
	法勾配、犬走り及び法面のほらみ等を確認。	
防災施設等	法面の種子吹付の発芽状況及び張芝等の活着状況を確認。	
	法面の地下水の湧き水による浸食、崩れ、雨水による洗掘状況を確認。	
	調整池等の防災施設及び外周施設は、特に十分な確認。	
その他	掘削、抜き取りによる検査の結果、適正でない場合は確認寸法を撮影。	

17.5 土石の堆積前の確認

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

解説

土石の堆積に関する工事には、中間検査の規定がありません。このため、許可時に災害防止措置状況の確認を受けると条件として付加することがあります。参考として、表 4-5 に確認を行う場合の項目を示しています。

第18章 定期報告

18.1 定期報告

法 律

(定期の報告)

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十八条で同様に規定

政 令

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

※特定盛土等規制区域については、令第三十三条で同様に規定

解説

工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。

報告は、工事の規模が次の表の記載に該当する場合に必要となります。

表 4-5 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の 形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であつて、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの
土石の 堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの

Point

- ・みなし許可⇒概要編 みなし許可
- ・定期報告が必要となる規模は、特定盛土等規制区域における許可の規模要件と同じです。

18.2 報告の頻度

省 令

(定期の報告の期間)

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

※特定盛土等規制区域については、省令第七十九条で同様に規定

解説

報告は、工事着手年月日から、3 か月ごとに行って下さい。

18.3 報告の方法・内容

省 令

(定期の報告)

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第七十八条で同様に規定

(定期の報告の報告事項)

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
- 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
- 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
- 二 報告の時点における土石の堆積の面積
- 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
- 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※特定盛土等規制区域については、省令第八十条で同様に規定

細 則

(定期の報告)

第十四条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第十三号）に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して行わなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第十四号）に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して行わなければならない。

解説

報告は、定期報告書に工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出することで行います。報告書に記載する事項は、表 4-6、表 4-7 のとおりです。

Point

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の定期報告書：⇒様式編 県様式

表 4-6 土地の形質変更の定期報告の主な項目

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令で規定する項目	工事が施行される土地の所在地	共通	
	工事の許可年月日及び許可番号		
	前回の報告年月日(2回目以降の定期報告を行う場合に限り)		
	盛土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施工されているか
	切土工事	盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の土量	盛土又は切土の土量は、計画内容に応じ適切に施工されているか
	擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施工状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施工されているか

表 4-7 土石の堆積の定期報告の主な項目

定期報告項目	判定方法
工事が施行される土地の所在地	資料による判定 写真による判定
工事の許可年月日及び許可番号	
前回の報告年月日（2回目以降の定期報告を行う場合に限り）	
報告の時点における堆積した土石の高さ	
報告の時点における堆積した土石の面積	
報告の時点における堆積されている土石の土量	
前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

表 4-8 土石の堆積に係る定期報告における判断基準

工程	項目	判断基準	把握方法	
			立入検査	報告の徴収
土石の堆積	地盤の勾配	10 分の 1	測量	断面図（運用時）
	地盤の処理	伐開除根及び除草、地盤改良等の措置は適切か	目視確認（地盤状況）	地盤状況書類（写真等）
	高さ	計画最大高さ（申請書類）	測量	断面図（運用時）
	空地	計画の空地幅（申請書類）	測量	平面図、断面図（運用時）
	土石の土質基準	計画材料	目視確認（材料）	受入管理書類
	排水工	計画種別・構造、位置	目視確認（排水工状況）	排水工状況（図面・写真等）
	土石の流出	計画配置（位置、延長等）	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面・写真等）
	防止措置	計画構造（高さ、規格等）	目視確認（施設構造）	施設状況書類（図面・写真等）
	柵等の措置	計画種別・構造、位置	目視確認（施設配置）	施設状況書類（図面・写真等）
	防災措置	計画種別（申請書類）	目視確認（防災措置の種別）	防災措置状況書類（図面・写真等）
		施設構造・形状	計測確認（施設形状）	

■Point

引用：表 4-8 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P635

第19章 施工上の留意事項

19.1 盛土

盛土の施工に当たっては、次の事項に留意することが大切です。

19.1.1 原地盤の処理

盛土の施工に先立って行われる原地盤の処理の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 盛土と原地盤のなじみを良くする
- ・ 初期の盛土作業を円滑化
- ・ 地盤の安定を図り支持力を増加
- ・ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止

[伐採除根及び除草]

- ・ 盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草も行うこと。

[表土処理]

- ・ 原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、予め必要な深さまで切り又ははぎ取り、良質な盛土材料で置き換えること。

[極端な凹凸や段差がある場合]

- ・ 盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土に先がけて平坦にかき均すこと。

■Point

- ・ 基礎地盤に草木や切株を残したまま盛土を施工すると、これらが盛土後腐植することにより、盛土に緩みや有害な沈下を生じるおそれがあります。
- ・ 凹部や段差付近では十分な締固めができないばかりか、均一でない盛土ができることになり、また、盛土作業にも支障をきたすことになります。

19.1.2 傾斜地盤上の盛土

傾斜地盤上での盛土では、豪雨・地震時にすべり崩壊が生じやすい傾向が見られます。その要因として、①切り盛り境界部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化、②境界部の盛土の締固めが不十分、③基礎地盤（地山）と盛土との密着が不十分、④崩積土よりなる基礎地盤の支持力不足等があります。

傾斜地盤上に盛土を行う場合は、以下の事項に留意して施工してください。

[表層処理]

- ・ 基礎地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去すること。

[段切り]

- ・ 盛土原地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が 15° （約 1 : 4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように段切りを行うこと。
- ・ 段切りの寸法は、原則、高さ 50cm、幅 1 m 程度以上とすること。
- ・ 段切り面には、法尻方向に 3~5%程度の排水勾配を付すこと。

[既設盛土上の段切り]

- ・ 既設盛土上に段切りを行う場合は、大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意すること。
- ・ 腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同等又はそれ以上のものを用いて十分締固めること。

19.1.3 盛土材

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切を確認する必要があります。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造してください。

- ・ 岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- ・ 頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響および対策を十分検討する。
- ・ 吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- ・ 高含水比粘性土については、含水量調整及び安定処理により入念に施工する。
- ・ 比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。

行政指導指針

- ・ 盛土材は、雨水等による浸食及びスレーキングに対して強いとともに、吸水による膨潤性が低いことが望ましい。

19.1.4 敷均し・締固め

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
- イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

解説

盛土をした後の地盤に地表水等の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないようにするための措置の一つとして、敷均し・締固めについて規定しています。

盛土を行う場合は、おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締め固めてください。

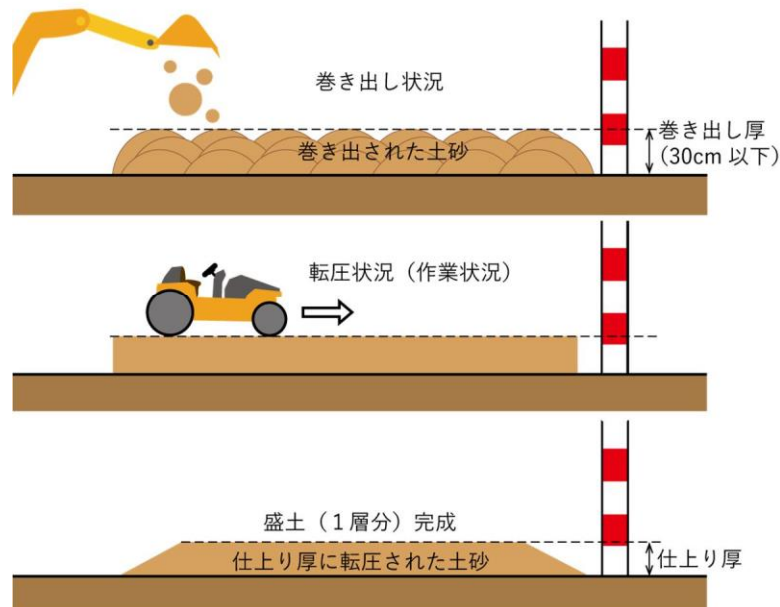


図 4-1 巻き出しと転圧の方法

19.1.5 防災小堤

造成により平坦となった法肩部に、必要に応じて、防災小堤を工事期間中に限り設置してください。

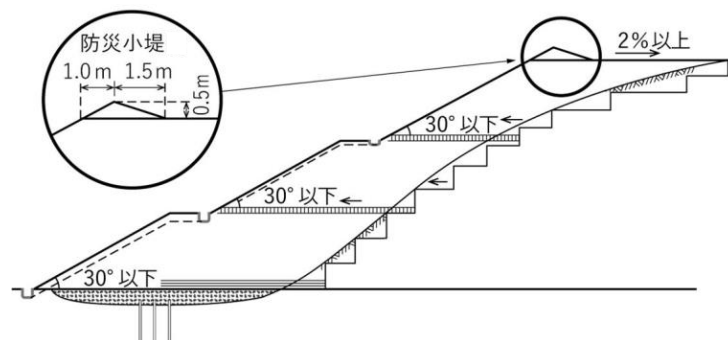


図 4-2 防災小堤

19.1.6 仮設排水工

整地工事中は排水管が布設されていない場合が多く、土と雨水が共に流さないような仮排水施設を要所に配置する必要があります。排水管が布設された部分では、集中豪雨等緊急の際はマンホールを設置し、上流側の水を受け入れるなどの対策を行ってください。

仮排水施設としては、素掘り水路、板柵水路、プレキャスト水路、沈砂ます等があり、また、地下排水暗渠に接続した縦排水管を釜場と組合せ、仮設縦集水ますとして設置することもあります。素掘り水路については次のことに留意してください。

- ・ 工事の進捗により移動することがあり、位置の移動の少ない主要な水路は適宜 U 字型側溝等を用い、要所に集水ます、減勢工を設ける。
- ・ 地質の弱い部分では、水流により洗掘されやすいため、板柵水路、アスファルト水路、コンクリート水路などの水路を設置し、必要に応じて落差工、沈砂ます、沈砂池等により、流速を緩和させる。

19.2 切土

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図ってください。

次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切です。

- ・ 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- ・ 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- ・ 土質が層状に変化している場合
- ・ 湧水が多い場合
- ・ 表面はく離が生じやすい土質の場合
- ・ 積雪・寒冷地域の場合

[土砂法面の施工]

- ・ 土層が層状に変化して傾斜している場所では、地層の境界面の位置を確認して滑りが生じないように適切な措置をとること。

19.3 擁壁

19.3.1 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

政 令

【建築基準法施行令】

(コンクリートの材料)

第七十二条 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まないこと。
- 二 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさであること。
- 三 骨材は、適切な粒度及び粒形のもので、かつ、当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られるものであること。

(コンクリートの養生)

第七十五条 コンクリート打込み中及び打込み後五日間は、コンクリートの温度が二度を下らないようにし、かつ、乾燥、震動等によつてコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生しなければならない。ただし、コンクリートの凝結及び硬化を促進するための特別の措置を講ずる場合においては、この限りでない。

※盛土規制法施行令第十条及び第十三条において準用

解説

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工にあたっては、次の各事項に留意することが重要です。

[コンクリートの材料]

- ・ 骨材は、鉄筋相互間及び鉄筋と型枠との間を容易に通る程度の大きさとする。

表 4-9 使用箇所による粗骨材の最大寸法 (JASS5)

使用箇所	粗骨材の最大寸法 (mm)	
	砂利	碎石・高炉スラグ
柱・梁・スラブ・壁	20、25	20
基礎	20、25、40	20、25、40

[コンクリート打設、打継ぎ、養生等]

- ・ コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行うこと。

Point

- ・ 建築基準法施行令第90条、H12告示第2464号

参考：表4-9 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版）Ⅱ P470 一部修正

[擁壁背面の埋戻し]

- ・ 型枠存置期間は、建築基準法施行令第 76 条に定める最低日数を守り、所定のコンクリート強度を確かめられない前に裏込め土の埋め戻しを行わないこと。

19.3.2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

政 令

【建築基準法施行令】

（組積造の施工）

第五十二条 組積造に使用するれんが、石、コンクリートブロックその他の組積材は、組積するに当たつて十分に水洗いをしなければならない。

- 2 組積材は、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積しなければならない。
- 3 前項のモルタルは、セメントモルタルでセメントと砂との容積比が一对三のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するもの又は石灰入りセメントモルタルでセメントと石灰と砂との容積比が一对二対五のもの若しくはこれと同等以上の強度を有するものとしなければならない。
- 4 組積材は、芋目地ができないように組積しなければならない。

解説

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが重要です。

[丁張り]

擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、以下の事項に留意して表丁張り及び裏丁張りを設置すること。

- ・ 丁張り間隔は、10mを標準とするが、始点、終点及び平面・断面の変化点等には設置すること。

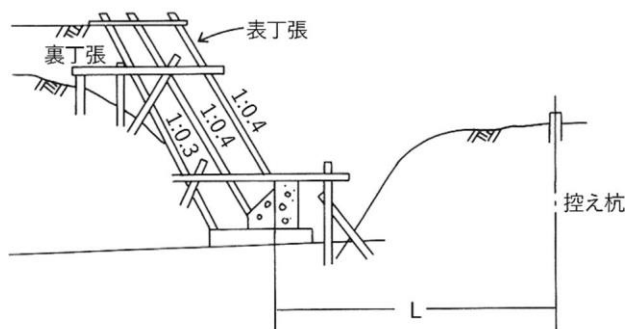


図 4-3 丁張りの設置例

[抜型枠]

- ・ 裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用すること。

[組積み]

- ・ 組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをすること。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。



図 4-4 芋目地の組積みの例（施工してはならない積み方）

Point

引用：図 4-3 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P504

図 4-4 盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版） I P505

[施工積高]

- ・ 1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめること。

[水抜穴の保護]

- ・ コンクリートで水抜穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにすること。

[コンクリート打設]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固めること。

[擁壁背面の埋戻し]

- ・ 擁壁背面の埋戻し土は、胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工すること。

[養生]

- ・ 胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生すること。

[その他]

- ・ 崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に有害な影響を与えないよう十分注意すること。

19.4 土石の堆積

土石の堆積に関する工事の施工に当たっては、次の事項に留意してください。

19.4.1 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々です。そのため、現地踏査、土質調査等によって原地盤を適切に把握する必要があります。

[伐除根及び除草]

- ・ 土石を堆積する原地盤に草木や切株を残さず、これらを除去すること。

[極端な凹凸の除去]

- ・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、段差等は堆積に先がけてできる限り平坦にかき均し、均一な堆積に仕上がるようにすること。

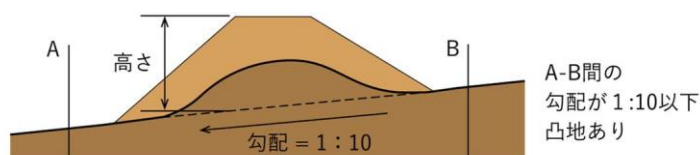


図 4-5 原地盤に極端な凹凸がある場合

Point

- ・ 草木や切株を残したまま土石を堆積すると、これらが堆積後腐植することにより、堆積した土石に緩みや有害な沈下が生じるおそれがあります。

19.4.2 土石の堆積の計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊を伴う流出を防止する措置を計画すること。また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ること。

[運搬経路]

- ・ 土石の運搬に使用するダンプトラックに加えて堆積する際に使用するバックホウ等の重機のうち、最大規格の重機が安全に移動可能な道幅を確保すること。

19.4.3 土石の受け入れ・管理方法

堆積する土石を搬入する際は、書類や目視によって、土石が計画の材質であることを確認すること。

[土質基準]

- ・ 堆積する土石は、その安定性の観点から、建設発生土の土質区分基準（国土交通省技術調査課、平成 18 年 8 月）のうち、第 4 種建設発生土以上相当とすることが望ましい。
- ・ 第 4 種建設発生土相当の土石の割合が高い場合には、堆積高さや堆積勾配に十分配慮すること。
- ・ 泥土相当の土石を堆積する場合には、堆積地区外に流出させないこと。
- ・ 堆積する土石には有害物質や廃棄物を含まれてはならない。

[管理方法]

- ・ 濁水や飛砂に注意し、以下の項目を完了確認時まで保管すること。
①土石の搬入元 ②土石の搬出先 ③搬入土石量 ④搬出土石量 ⑤堆積した土石の種別

第20章 罰則

法 律

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。
 - 四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いなくて当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十七条 第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事をを行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。
- 二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つたとき。
- 三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事をを行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十九条 第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
- 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十一条 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

解説

無許可行為、技術的基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化（最大で懲役三年以下又は罰金千万円以下）している。また、法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置（最大で罰金三億円以下）しています。

5 様式編

第21章 様式一覧

21.1 国様式

様式第二 許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル		

	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	リ 工事中の危害防止の ための措置				
	ヌ その他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他 必 要 な 事 項					
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付し た条件	※許 可 番 号 欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員氏名			係員氏名		
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第三 資金計画書（土地の形質変更）

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附带工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
収 入	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
	自己資金						
	借入金						
	〇〇〇						
	処分収入						
入	〇〇〇						
	補助負担金						
	〇〇〇						
	〇〇〇						
計							
借入金の借入先							

様式第四 許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名			※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()		
2 設計者住所氏名				
3 工事施行者住所氏名				
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土地の面積		平方メートル		
6 工事の目的				
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日			
カ 工程の概要				

8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五 資金計画書（土石の堆積）

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附带工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	〇〇〇						
	処分収入						
	〇〇〇						
	補助負担金						
	〇〇〇						
	〇〇〇						
	計						
借入金の借入先							

許可証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項（第 16 条第 3 項において準用する場合を
第 33 条第 2 項（第 35 条第 3 項において準用する場合を
含む。） } の規定により、下記の条件を付して許可する。
含む。） }

1	工事をする土地の所在地及び地番	
2	工事主住所氏名	
3	許可番号	第 号
4	許可対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件	

様式第七 変更許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更 の許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設 計 者 住 所 氏 名						
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名						
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土 地 の 面 積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛 土 の タ イ プ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル			
		切 土	立方メートル			
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				センチメートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法						
チ 崖面以外の地表面の保護の方法						

	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他 の 措 置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工 程 の 概 要			
11 その他 必 要 な 事 項				
12 変 更 の 理 由				
13 許 可 番 号		第 号		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八 変更許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第1項 第35条第1項 } の規定により、許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()	
2 設計者住所氏名			
3 工事施行者住所氏名			
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5 土地の面積		平方メートル	
6 工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
カ 工程の概要			

8 そ の 他 必 要 な 事 項			
9 変 更 の 理 由			
10 許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した 条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第九 完了検査申請書

※受	付	欄
年	月	日
第		号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十 検査済証

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成及び特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等

規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

※受	付	欄
年	月	日
第		号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の土石の堆積に関する工事について、
 { 第 17 条第 4 項
 第 36 条第 4 項 } の規定による確認の結果、
 堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

様式第十三 中間検査申請書

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 4 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6 及び 7 欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四 中間検査合格証

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第1項
第31条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許可番号	第 号	
2 許可年月日	年 月 日	
3 工事をしている土地の所在地及び地番		
4 工事主住所氏名		
5 中間検査年月日	年 月 日	
6 中間検査の対象	検査実施回	第 回
	特定工程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検査員職氏名		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
2 工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 地 及 び 地番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
3 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル	
4 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土	
5 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル	
6 盛 土 又 は 切 土 を し る 土 地 の 面 積	平方メートル	
7 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
9 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
10 工 事 の 進 捗 状 況		

〔注意〕

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
2 工 事 を し て い る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル
4 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル
5 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
6 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

〔注意〕

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 が 行 わ れ る 土 地 の所在地及び地番	
2 行 お う と す る 工 事 の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地 及び地番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九 特盛区域における工事の届出書（土地の形質変更）

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()			
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積	平方メートル			
6 工事着手前の土地利用状況				
7 工事完了後の土地利用				
8 盛 土 の タ イ プ	平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9 土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	ロ 盛 土 又 は 切 土 を する 土地 の 面積	平方メートル		
	ハ 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル	
		切 土	立方メートル	
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ 延 長
				メートル メートル
	ホ 崖 面 崩 壊 防 止 施 設	番 号	種 類	高 さ 延 長
				メートル メートル

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチメートル	メートル
	ト 崖 面 の 保 護 の 方 法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日		
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他 必 要 な 事 項					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 6 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十 特盛区域における工事の届出書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	カ 工程の概要		

8 そ の 他 必 要 な 事 項	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

様式第二十一 特盛区域における工事の変更届出書（土地の形質変更）
 特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()			
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土 地 の 面 積	平方メートル			
6 工事着手前の土地利用状況				
7 工事完了後の土地利用				
8 盛 土 の タ イ プ	平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
9 土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
	ロ 盛 土 又 は 切 土 を する 土地 の 面積	平方メートル		
	ハ 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル	
		切 土	立方メートル	
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ 延 長
				メートル メートル
	ホ 崖 面 崩 壊 防 止 施 設	番 号	種 類	高 さ 延 長
				メートル メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法 延 長
				センチメートル メートル
	ト 崖 面 の 保 護 の 方 法			
	チ 崖 面 以 外 の 地 表 面 の 保 護 の 方 法			

	リ 工事中の危害防止のための措置	
	ヌ そ の 他 の 措 置	
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ワ 工 程 の 概 要	
11	そ の 他 必 要 な 事 項	
12	変 更 の 理 由	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 6 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十二 特盛区域における工事の届出書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)	()	
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土 地 の 面 積	平方メートル	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ヾ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	カ 工 程 の 概 要		

8 そ の 他 必 要 な 事 項	
9 変 更 の 理 由	
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。	

様式第二十三 標識（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →						
70 センチメートル以上	{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }			済標識		
	1	工事主の住所氏名	見取図			
	2	許可番号			第 号	
	3	許可又は届出年月日			年 月 日	
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ			メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
	切土				立方メートル	
	9	工事着手予定年月日			年 月 日	
	10	工事完了予定年月日			年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先					
12	許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先					
↑ 50 センチメートル以上 ↓						

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四 標識（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先		
↑ 50 センチメートル以上 ↓				

〔注意〕

- 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

21.2 県様式

別記様式第 1 号（規格 A 4）（第 3 条関係）

立 入 許 可 証

第 年 月 日 号

様

群馬県知事

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第 7 条第 2 項の規定により、次の行為を許可する。

1 行 為 年 月 日	年 月 日 時から 時まで
2 行 為 場 所	
3 行 為 目 的	
4 行 為 内 容	
5 責 任 者 職 氏 名	
備 考	

設計者の資格に関する申告書

年 月 日 群馬県知事 宛て 住所 氏名					
建 築 よ う な 資 格	資 格 内 容			取得年月日	登録又は合格の番号
	☐ 一級建築士 ☐ 技 術 士 (部門) ☐ そ の 他 ()			年 月 日	
学 歴	学 校 の 名 称	学 部 及 び 学 科	所 在 地	修 業 年 限	
実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地		職 名	在職期間(合計 年 月)
					年 月～ 年 月迄
					年 月～ 年 月迄
					年 月～ 年 月迄
					年 月～ 年 月迄
					年 月～ 年 月迄
設 計 経 歴	事 業 主 体	工事施行者	施 行 場 所	面 積	許認可の番号及び年月日
				m ²	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
都市計画法施行規則第19条の第1項第1号トの該当				☐	
注 1 学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。 2 実務経歴及び設計経歴の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法に関する経歴のみを記入すること。 3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する資格を有することを証する書類を添えること。					

別記様式第3号（様式A4）（第5条関係）

同意書

年 月 日

工事主
住 所
氏 名
様
権利者 住所
氏名
印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の規定に従い工事を行うことに同意します。
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地になった場合についても、異議ありません。

土地の所在地及び地番	面積（㎡）	権利の種別	摘要
計			

[illegible]

2 工事主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※質権は、当該土地を占有する不動産質権者に限る。

4 共有地等同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要欄にその旨を記入してください。また、()書きで持ち分も記入してください。

(1) 土地の登記事項証明書

(2) 印鑑証明書

別記様式第4号(様式A4)(第5条関係)

周知措置報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条又は第29条の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり報告します。

工事が施行される土地の所在地及び地番	
周知措置の方法	☐ 説明会の開催 ☐ 書面の配布 ☐ 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周知期間 (説明会開催日時)	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 月 日 () 時 分から 時 分 まで)
説明会参加者数	名称 所在地
配布範囲・指示場所	
住民からの意見等	

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 該当する□の中にレ点を付してください。

3 添付書類

(1) 説明会を開催した場合

ア 開催の周知範囲の位置図

イ 開催案内及び結果資料(説明会資料等)

(2) 書面を配布した場合

ア 配布範囲の位置図

イ 配布書面

(3) 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合

ア 掲示場所の位置図

イ 掲示状況の写真

ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

群馬県知事 宛て										年 月 日	
次のとおり申告します。										工事主住所 氏名	
設 立 年 月 日			年 月 日			資 本 金		千円			
法 令 に よ る 登 録 等											
従 業 員 数			人（うち土木建築関係技術者 人）								
前 年 度 事 業 量			千円			資 産 総 額		千円			
前 年 度 納 税 額			法人税又は所得税			千円		事業税		千円	
主たる取引金融機関											
工事監理者住所氏名											
役 員 略 歴	職	名	氏	名	年	令	在社年数	資 格 、 免 許 、 学 歴 、 そ の 他			
						歳	年				
						歳	年				
						歳	年				
						歳	年				
宅 地 造 成 等 経 歴	工 事 名	工事施行者名	工事施行場所	面	積	許認可番号	年月日	着 工 ・ 完 了	年 月		
					m ²	第 年 月 日 号		年 月	着工	完了	
					m ²	第 年 月 日 号		年 月	着工	完了	
					m ²	第 年 月 日 号		年 月	着工	完了	
					m ²	第 年 月 日 号		年 月	着工	完了	
					m ²	第 年 月 日 号		年 月	着工	完了	

- 注1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。
- 3 添付書類
- ・ 法人の登記事項証明書
 - ・ 工事主の預金残高証明書
 - ・ 工事主の資金借入又は融資証明書
 - ・ 工事主が法人の場合であつては、最近3年間の法人税の納税証明書及び事業経歴書、個人の場合にあつては最近3年間の所得税の納税証明書
 - ・ 工事主が法人の場合にあつては、発行済み株式総数の100分の5以上を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるとき、以下の書類
 - イ 住民票の写し又は個人番号カードの写し
 - ロ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類
 - ・ 工事主が以下の点に該当しないことを誓約する書類
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可が取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
 - ・ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事施行者 住所
氏名

次のとおり申告します。

許可申請者氏名						
開発区域に含まれる 地域の名称						
設立年月日	年	月	日	資本金	千円	
法令による登録等						
従業員数	事務 人	技 術 人	労 務 人	計	人	
前年度納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者住所氏名						
技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格免許学歴その他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅地造成工事等施行経歴	工事名	工事施行 社名	工事施行 場所	面積	許認可番号・年月日	完成年月
				m ²	第 年 月 日号	年 月
				m ²	第 年 月 日号	年 月
				m ²	第 年 月 日号	年 月
				m ²	第 年 月 日号	年 月
				m ²	第 年 月 日号	年 月

- 注 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。
- 3 添付図書
法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書）
工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書

別記様式第 7 号（規格 A 4）（第 6 条関係）

工事着手届出書

年 月 日

群馬県知事宛て

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 1 2 条第 1 項
第 3 0 条第 1 項 } の規定により許可を受けたの
で、以下のとおり工事の着手の届出

1 許可番号	年 月 日 群馬県指令第 号
2 工事着手年月日	年 月 日
3 工事完了予定年月日	年 月 日
4 工事施行者の住所・氏名 法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名	
5 現場管理者の 氏名及び連絡先	

注 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第8号（規格A4）（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積 m ²				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ m			
	イ	盛土又は切土をする 土地の面積 m ²			
	ウ	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	エ	番号	構造	高さ m	延長 m
	オ	番号	構造	高さ m	延長 m
	カ	番 号	種 類	内 法 寸 法 c m	延 長 m
	キ	崖面の保護の方法			
	ク	崖面以外の地表面の 保護の方法			
ケ	工事中の危険防止の ための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日 年 月 日				
シ	工事完了予定年月日 年 月 日				

	ス 工程の概要		
11	その他必要な事項		
※受付欄		※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 3 7 年政令第 1 6 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第8号（規格A4）（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名					
2	設計者の住所及び氏名					
3	工事施行者の住所及び氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
5	土地の面積 m ²					
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ m				
	イ	盛土又は切土をする 土地の面積 m ²				
	ウ	盛土又は切土の土量	切土	m ³		
			盛土	m ³		
	エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
					m	m
	カ	排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
					c m	m
キ	崖面の保護の方法					
ク	崖面以外の地表面の 保護の方法					
ケ	工事中の危険防止の ための措置					
コ	その他の措置					
サ	工事着手予定年月日 年 月 日					

	シ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	ス 工程の概要		
11	その他必要な事項		
※受付欄		※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 7 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第9号（規格A4）（第7条関係）

土石の堆積に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積		m ²
6	工事の目的		
工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	キ	空地の設置	番号 空地の幅
			m
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	コ	工事中の危険防止のための措置	
	サ	その他の措置	
	シ	工事着手予定年月日	年 月 日
	ス	工事完了予定年月日	年 月 日
	セ	工程の概要	

8 その他必要な事項	
※受付欄	※協議に当たって 付した条件

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第10号（規格A4）（第9条関係）
軽微変更届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に
関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 工事の許可番号 年 月 日 群馬県指令 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

注 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第 11 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項において準用する第 15 条第 1 項
第 35 条第 3 項において準用する第 34 条第 1 項 }

の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積 m^2			
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ m		
	イ	盛土又は切土をする 土地の面積 m^2		
	ウ	切土	m^3	
		盛土	m^3	
	エ	番号	構造	高さ 延長
				m m
	オ	番号	構造	高さ 延長
				m m
	カ	番号	種類	内法寸法 延長
				$c m$ m
	キ	崖面の保護の方法		
	ク	崖面以外の地表面の 保護の方法		

	ケ 工事中の危険防止のための措置	
	コ その他の措置	
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工程の概要	
11	その他必要な事項	
12	変更の理由	
13	許可番号	
※受付欄		※協議に当たって付した条件

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入すること。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第 12 号（規格 A 4）（第 10 条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項において準用する第 15 条第 1 項
第 35 条第 3 項において準用する第 15 条第 1 項 }

の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積		m ²	
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				m
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危険防止のための措置		
	サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ス	工事完了予定年月日	年 月 日		
セ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			

10 許可番号	
※受付欄	※協議に当たって 付した条件

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第 13 号（規格 A 4）（第 11 条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 19 条第 1 項} \\ \text{第 38 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により、宅地造成又は

特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の所在地				
3	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日群馬県指令 第 号			
4	報 告 年 月 日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	第 4 回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行状況				

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第 5 回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 8 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第14号（規格A4）（第11条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第19条第1項} \\ \text{第38条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、土石の堆積に

関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の所在地				
3	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 群馬県指令 第 号			
4	報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における土石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第15号（規格A4）（第12条関係）

工事中止・廃止・再開届

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所
氏 名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等に関する工事を中止（廃止・再開）したいので届け出ます。

5 記

1 許可年月日及び番号	年 月 日 群馬県指令 第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)
2 工事を(中止)している土地の 所 在 及 び 地 番	
3 工事を中止(再開・廃止) し よ う と す る 理 由	
4 工事進捗状況及び防災・安全 対策措置の施行状況について	
5 中止(廃止)後の責任者の 職氏名・住所・連絡先について	
6 工事の中止(廃止)の完了時期	年 月 日

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 工事の中止・廃止・再開については、該当する項目に○をつけること。
- 3 1欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 4 4欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記載すること。
- 5 工事の中止期間においても、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は必要です。

以上

証明申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明を申請します。				
年 月 日 群馬県知事 宛て 申請者住所 氏名				
	敷地の所在及び地番			
	規 制 区 域 の 種 別	☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域		
	宅地造成及び特定盛土等規制法の許可年月日番号	年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 () 年 月 日 第 号 ()		
	建 築 計 画 の 概 要	開 発 行 為	有 無 (m ²)	
用 途			敷地面積	m ²
工事の種別			建築面積	m ²
そ の 他 必 要 事 項				
※土木事務所受付欄		※建築課受付欄		※決 裁 欄
年 月 日		年 月 日		※交 付 番 号 欄
第 号		第 号		
係員 印		係員 印		

- 注1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。

21.3 県参考様式

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下、「盛土規制法」という）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

私（当法人を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の1から3のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 3 盛土規制法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

暴力団員等に該当しない旨の誓約書

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に基づく許可申請を行うに当たって、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、知事が必要と認めた場合には、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

私（当法人を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の1から3のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 2 法人であって、その役員のうちに1に該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住所

氏名

㊞

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）